

平成21年度

包括外部監査結果報告書

(広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について)

広島県包括外部監査人

稲田 正司

	目 次	頁
第 1	外部監査の概要.....	1
1	外部監査の種類.....	1
2	特定事件の名称(テーマ).....	1
3	選定の理由.....	1
4	監査の対象.....	1
	(1) 監査対象期間.....	1
	(2) 監査対象機関.....	1
5	監査要点(目標).....	1
6	監査手続.....	2
7	監査の日程計画及び実施期間.....	2
8	補助者の資格と氏名.....	2
9	利害関係.....	3
第 2	監査結果.....	4
1	指摘事項一覧.....	4
2	意見一覧.....	5
第 3	連結財務諸表(「連結バランスシート」)から見た広島県全体の財政状態.....	13
1	地方自治体の財務分析資料と情報公開.....	13
2	地方自治体の連結財務諸表の意義.....	14
3	連結決算から見た広島県の資金運用・調達の概要.....	22
第 4	広島県の運用利回りと調達金利.....	29
1	資金運用対象項目の期末(平均)残高と運用益・利回り.....	29
2	資金調達対象項目の期末(平均)残高と支払利子・支払利率.....	35
3	利鞘.....	35
4	資金運用期間と資金調達期間.....	37
第 5	広島県における基金の運用実績と問題点.....	38
1	基金の概要.....	38
2	基金の個別的検討.....	41

3	基金の問題点総括	75
第6	県出資法人の財政状態と問題点.....	78
1	県出資法人の概要	78
2	県出資法人に対する指導	79
3	県の県出資法人に対する指導内容	84
4	指導内容についての問題点.....	86
5	監査対象法人の財政状態	89
6	資金運用についての問題点.....	91
	(1) 仕組債	91
	(2) 決済用預金	95
	(3) 退職給与引当特定資産	97
	(4) 余裕資金の運用.....	99
	(5) 公益法人の株式保有.....	102
	(6) 満期保有目的以外で保有する有価証券.....	104
	(7) 広島県債の保有.....	106
	(8) 系統金融機関のみの資金運用	108
	(9) 時価のない有価証券の減損処理.....	108
	(10) その他の不備事項.....	110
7	資金調達についての問題点.....	112
	(1) 過大な預金担保.....	112
	(2) 県からの無利子借入.....	113
第7	監査要点に対する結果.....	117
第8	参考文献等	119
1	別紙資料.....	122
	(1) 「25%以上県出資法人一覧」	122
	(2) 「25%以上県出資法人の概要と財政状態分析一覧表」	125
2	参考文献.....	119
3	参考資料.....	131

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 特定事件の名称(テーマ)

広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について

3 選定の理由

広島県は、平成19年度から広島県資金管理会議を設置し、平成20年度においては、県の目標とする「資金管理の高度化・効率化」を図っているが、これは、県の財政が危機的な状況であり、収支のバランスを回復することが急務であるからに他ならない。

このため、県の具体的な「ファンド」として基金の運用状況を重点的に監査し、資金調達とのバランスを検討することによって、資金運用・調達の問題点や課題を浮き彫りにし、改善点を示すことが有効であると考えた。

また、県出資法人は、濃淡はあるものの、県財政の一部を構成する1部門であると言っても良い。広島県単体の資金管理が「高度化・効率化」しても、県出資法人の資金管理の「高度化・効率化」が図られなければ、県全体としての総合的な資金管理は達成されないと考え、県出資法人についても監査の対象とした。

4 監査の対象

(1) 監査対象期間

原則として、平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)を対象とする。ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

(2) 監査対象機関

広島県及び県出資法人(広島県出資比率25%以上)

5 監査要点(目標)

- (1) 県出資法人を含めた広島県の資金管理が有機的かつ総合的に行われているか。
- (2) 資金運用期間と調達期間のミスマッチがないかどうか。
- (3) 更なる運用資金の圧縮と県債及び借入金の圧縮が可能かどうか。

- (4) 資産の毀損^{きそん}状況はどうか。
- (5) 資金管理部門は内部統制がとれているか。
- (6) 基金の積立，運用，取崩し，組替え等の方法が法律等に合致しているかどうか。
- (7) 基金の運用は効率的かどうか。
- (8) 基金の運用財産は基金財産として妥当かどうか。

6 監査手続

平成 19 年度版及び平成 20 年度版「広島県の財政」の分析
平成 19 年度の地方公共団体連結バランスシートの分析
平成 20 年度の資金運用実績の分析(不動産，未収入金を除く。)
平成 20 年度の資金調達
平成 20 年度の資金利鞘の分析
資金運用方針の確認
データの趨勢分析や比較分析
関係各所への質問及び資料の徴求・閲覧
現地視察

7 監査の日程計画及び実施期間

監査日程計画

平成 21 年 6 月 ～ 7 月(3 回)	テーマの選定
平成 21 年 7 月 ～ 9 月(18 回)	往査(ヒヤリング，視察，資料徴求)
平成 21 年 10 月(7 回)	調書整理，監査報告書作成準備
平成 21 年 11 月 ～ 12 月(5 回)	監査報告書の作成
平成 22 年 1 月 ～ 2 月(7 回)	監査報告書の点検
平成 22 年 3 月(1 回)	監査報告書提出

監査実施期間

平成 21 年 6 月 ～ 平成 22 年 3 月

8 補助者の資格と氏名

監査委員との協議を経て下記の資格者を補助者とした。

公認会計士 吉岡令子

弁護士 高橋浩嗣

税理士・会計士補 茶山安登

9 利害関係

外部監査の対象とした事件に関し，包括外部監査人及び補助者は，地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査結果

1 指摘事項一覧

「『指摘』は、「法令・規則(法規)の誤った適用並びに法規の準拠性違反等に対する指摘である。したがって、それらは当然『直さなければならない内容のもの』である。指摘を受けた方は、改善しなければならない内容のもので、改善しない場合には、それを正当とする理由を説明しなければならない。」と説明されるものである。¹

以下、この指摘事項を要約する。

(1) 災害救助基金(健康福祉総務課企画室)の实地棚卸の不備	p. 42
広島県備蓄物資取扱要領第8では、实地棚卸を要求していないが、資産の保全のためには、定期的に、实地棚卸を実施すべきである。 また、帳簿残高と実数に差異がある場合は、この原因を分析することが必要である。	
(2) 広島県土地開発基金(財産管理課)の基金台帳不備	p. 51
一部の土地の異動に際して、基金台帳に公簿面積と実測面積が混同して記載されていた。基金台帳の修正を速やかに行うべきである。	
(3) 広島県美術品等取得基金(文化芸術課)の实地棚卸の不備	p. 66
美術品等は、この基金財産を含め、県立美術館においては、定期的な实地棚卸が実施されていない。内部統制の観点から、担当の学芸員以外の者による棚卸の「立会者」を任命するなどによって、实地棚卸を厳密に行うべきである。	
(4) 県出資法人の負債と純資産(資本)の混同	p. 110
出資法人のうち、6法人について、36億15百万円の純資産が負債と混同されてお	

¹新日本監査法人 公会計本部「行財政改革のための外部監査事例」ぎょうせい 平成16年5月25日 p27

り、「利益留保性積立金」と考えられるものが「負債」に区分計上されている。このため、総資産から負債を差引いて計算される「正味財産(または純資産)」が過小に計算されている。

該当する各法人は、法令の規定など個別の会計基準に基づいて強制的に負債計上されているものを除き、今後の決算で科目修正を行う必要がある。

(5) 県出資法人の会計処理の不備

p. 110

- ・ 過去の帳簿(借入金台帳)の記帳が誤っていたもの(1法人)。
- ・ 決算期末の残高証明書が入手されていないもの(3法人)。
- ・ 通帳が、1年以上未記帳であったもの、また、利用のない口座を解約していないもの(1法人)。
- ・ 役員退職慰労引当金の不適切な積立のあるもの(1法人)。

2 意見一覧

「『意見』は、誤りや違反等には該当せず、したがって、事務の執行や事業の実施それ自体は誤っていない。しかし、効率性や経済性の観点からより良い方法や手続あるいは解釈があった場合に、それを配慮するようにもとめているもの」²と説明されるものである。

以下、この意見を要約する。

(1) 県財政状況の公表に関する丁寧な説明の必要性

p. 14

県の財政状況の公表が、県民にとって分かりやすいものになっていない。県の決算スケジュールの説明、財政状況公表の根拠を明示することが望まれる。

²新日本監査法人 公会計本部「行財政改革のための外部監査事例」ぎょうせい 平成16年5月25日 p28

<p>(2) 決算統計活用方式による「連結バランスシート」分析上の留意事項</p>	<p>p. 18</p>
<p>平成 20 年度連結決算は、平成 22 年 1 月末現在、未公表である。そのため、以下の意見は、「平成 20 年 11 月 28 日公表 広島県の財政状況(平成 19 年度連結決算)」を対象としたものである。</p> <p>平成 23 年度から適用される「基準モデル」で作成されれば、以下のような不合理は解消されるものと思われるが、平成 22 年度までは、現在の作成方法によるため、この時点までの連結情報の留意事項を県民に知らせることが必要と判断し、意見を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連結バランスシート」作成の前提条件である「注記」が、ほとんど省略されているので、「前提条件」の欠けた財務情報の提供となっている。 ・債務負担行為の金額が「当初設定額」で記載されているが、正しくは「貸借対照表日現在の残高」で表示すべきものである。 ・出資法人が保有している「県債」と県の負債としての「県債」が相殺されていないなど、債権・債務の相殺が適切に行われていない。 ・貸借が一致するという原理が表示されていない。「総資産＝負債＋資産・負債差額となる基本原理を、精算表でも表示して、貸借一致の原則を確認しておく必要がある。 	
<p>(3) 県の基礎的財政収支(プライマリーバランス)改善の視点への意見</p>	<p>p. 28</p>
<p>県の目指す「資金管理の高度化・効率化」は着実に進行している。しかし、県の収支の改善目標である「基礎的財政収支(プライマリーバランス)の改善」は、「フロー」の観点からの「収支改善」であり、「ストック」である資産・負債を改善するという観点に欠けている。また、県出資法人を含めた「連結バランス」の改善が検討されていない。</p> <p>県単体及び県出資法人を含めた連結上の資産負債の改善を視野に入れた財務分析を行い、資金の効率的な運用・調達の改善方法を検討する必要がある。</p>	
<p>(4) 資金運用効率の改善への新たな視点の必要性</p>	<p>p. 36</p>
<p>県単体のみ資金運用効率の改善には限界がある。法的な制約がなければ、県単体や県出資法人だけの限定的な資金運用ではなく、県出資法人を含めた県全体での総合的な資金運用が検討されるべきである。</p>	

(5) 広島県大規模事業基金(財政課)の課題	p. 46
<p>大規模な公共施設の整備事業がない昨今では、財源調整的な使用が行われている。県政の発展に資するという解釈はさまざまに行われるので、基金とする必要はないのではないかと。特に大規模事業基金としての存在意義は乏しい。</p>	
(6) 広島県土地開発基金(財産管理課)の課題	p. 52
<p>広島県土地開発基金は、事業化を中止した土地を保有し続けていることで、資金が固定化してしまっている。その結果、基金の目的を有効に果しえないことになっている。土地取得というタイミングが重要な行政事務を支障なく実施することが、この基金の目的である。塩漬け土地を保有管理することが目的ではない。</p> <p>塩漬け土地には、上記の資金固定化ということとともに、計画中止によって一般会計の引き取り手が無いまま時間が経過してしまい、基金財産であることから利用が不可能となっている状況にあり、土地の有効活用の検討すらなされない可能性がある。基金財産としておくよりは、普通財産として売却等を含めた有効活用を検討すべきである。</p> <p>また、この基金は昭和44年に自治省からの要請に基づいて設置されている。当時は社会資本充実のための用地取得問題がかなり難しい経済情勢にあったためである。しかし、いわゆるバブル経済崩壊後、土地の価格を含む経済情勢が変化していることから、当時の先行取得をする意義も低下している。基金廃止も視野に入れて検討する余地がある。なお、この基金は、平成21年12月の県の「事業仕分け」で、「不要」と仕分けされた。</p>	
(7) 大規模社会福祉施設等建設基金(健康福祉総務課企画室)の課題	p. 54
<p>県は、大規模な社会福祉施設等の建設のためという当初の設置目的を拡大解釈し、大規模と思われない施設等の整備事業にも基金を充当している。財源不足の折から致し方ない部分もあるが、設置目的によらない事業にしか使用されないのであれば、基金の整理・廃止を検討することが望まれる。</p>	
(8) 広島県環境保全基金(環境政策課)の課題	p. 59
<p>条例によれば、当初の基金額である4億円を取崩し処分できないため、基金の設置以来、環境保全基金の目的は運用益の範囲でしか果たされていない。当時の環境庁か</p>	

らの「地域環境保全対策費補助金交付要綱について」(環企管第76号 平成2年3月26日)によれば、4億円を下回る取崩しについては、環境大臣の事前承認が必要とある。

有効な利用がなされるためには、大臣の事前承認を取り、4億円を下回る取崩し処分も検討することが望ましい。

(9) 広島県教育振興基金(生涯学習課)の課題

p. 65

基金の額は1億円であるが、当初は基金運用益による事業を行うつもりであったところ、現在では低金利のためそのまま手付かずの状態である。しかし、条例では目的の財源に充てる場合は、その全部又は一部を処分することができることされており、使用が不可能なわけではない。

基金を減らさないように何も利用しないよりは、目的に適合した使用を行うことが、寄付者の趣意にも沿うものと思われる。

(10) 広島県美術品等取得基金(文化芸術課)の課題

p. 66

基金50億円のうち、美術品等が46億円を占めているが、一般会計からの買い戻しが長期間実施されていない。最近5年間の美術品等取得はなく、平成8年度以前に繰り入れた基金が10年以上にわたり現在でもそのまま残っている状況である。約50億円の基金が必要かどうかを、将来計画とも見合わせて十分に検討すべき段階にきている。これを活用する予定がないのであれば、基金を取崩すことも検討する必要がある。

(11) 県の県出資法人に対する指導部門についての改善

p. 85

県出資法人に対する指導担当課(指導責任)をより明確にし、実効的な指導監督を行うことで、統制活動(統制環境)が構築されるよう、県出資法人を指導する総括課を独立して創設するなど体制を強化することが望ましい。

(12) 「(県出資法人に対する)資金管理方針のガイドライン」について
ア 預金運用商品として「別段預金」が明記されている点への疑問

p. 86

別段預金は、県出資法人の預金運用商品としてガイドラインに明記してあるが、出資法人では通常、利子の付かない預金であるので、預金運用商品の例からこれを削除

<p>することが望ましい。</p>	
<p>(13) (県出資法人に対する)資金管理方針のガイドライン」について イ 預金運用商品として決済用預金が明記されている点への疑問</p>	<p>p. 87</p>
<p>現時点におけるペイオフ対策の必要性と資金運用の必要性を比較考量すると、決済用預金をガイドラインの預金運用商品の例から削除するまでの必要性はないものと考えられるが、決済用預金は利子が付かないため、運用上の注意点を明記する必要があるものと思われる。</p>	
<p>(14) (県出資法人に対する)資金管理方針のガイドライン」について ウ 仕組債の取り扱いが明記されていない点への疑問</p>	<p>p. 88</p>
<p>県は、一部の県出資法人が資金運用の対象として仕組債を運用していることを承知しており、仕組債の購入に関して、県にも責任があるものと思われる。県は、県出資法人が保有する仕組債につき、今後の取扱いに関する指導指針を策定する必要がある。</p>	
<p>(15) (県出資法人に対する)資金管理方針のガイドライン」について エ 資金管理計画の策定を支える具体的な手法の指示について</p>	<p>p. 88</p>
<p>資金の実態を明確にするため、出資法人の資金管理のツール(道具)として、予算と実績を補足できる「月次資金繰り表」の作成を義務付けることが必要ではないかと思われる。</p>	
<p>(16) 県出資法人の財政状態の現状と課題</p>	<p>p. 91</p>
<p>多くの県出資法人は、多額な補助金等の資金が県や国から流入するため、潤沢な余裕資金が生れる傾向にあり、資金繰りが比較的楽な財政状態にある。資金的な余裕があること自体は、独立した法人としては良好な財政状態にあることであるから問題はないが、連結バランスシートの項でも述べたように、出資法人を含めた県全体から見ると資金の偏在があるということになる。</p> <p>財政的観点から見て、将来的には、これら県出資法人の単独での資金の運用・調達について、見直しも不可避と考えられる。</p>	

(17) 県出資法人の資金運用の問題点 ア 仕組債	p. 94
<p>仕組債は高度な金融技術を駆使した商品であるため、専門的な知識を持ち、金融市場動向の先行きを見通し、諸々のリスクを覚悟の上で、購入の是非を判断する必要がある。このような投機的な金融商品は、購入を差し控えることが望まれる。</p> <p>利払い停止となった仕組債の毀損額は、約3億円前後と予想される。毀損した仕組債は、償還期日まで長期に保有するのではなく、「損切りの基準」を設定して、証券会社等へ早期に売却し、固定化した資金の回収を早めることを検討する必要がある。長期間不良資産を抱えたままでは、資金の有効活用がなされない結果となる可能性が高いためである。</p>	
(18) 県出資法人の資金運用の問題点 イ 決済用預金	p. 97
<p>ペイオフが発生する可能性が低くなっていることに伴い、無利子の決済用預金を利用する必要性も低くなっている。そこで、決済用預金の保有金額については、より効果的な資金運用の方途を検討する必要がある。</p>	
(19) 県出資法人の資金運用の問題点 ウ 退職給与引当特定資産	p. 99
<p>退職給与引当特定資産として、退職給与引当金の100%相当額を拘束せずに、その一定割合を積み立てる方式を検討する必要がある。</p> <p>また、法的な制約がなければ、規模の利益を活かせるよう、県出資法人全体による資金の合同運用について、検討する必要がある。</p>	
(20) 県出資法人の資金運用の問題点 エ 余裕資金の運用	p. 101
<p>事業の中断や延期、資金負担の軽減などの理由によって、資金繰りに余裕が生じ、特定の県出資法人が多額の資金を保有し続けているのは、県全体の観点から見た場合、資金運用が非効率であると思われる。余裕資金が長期間、特定の県出資法人に放置されるのは、県全体の立場から望ましくない。</p> <p>したがって、県出資法人に余裕資金が発生した場合には、補助金等の支給を停止し、実際に、県出資法人が資金を必要とする時に、県が融資や補助をすることができるような資金支援の制度化の検討が望まれる。</p>	

(21) 県出資法人の資金運用の問題点 オ 公益法人の株式保有	p. 103
<p>株式の保有によって、広島県環境保全公社が福山リサイクル発電株式会社を実質的に支配するおそれがないとは必ずしも言えないので、株式を保有することの適否について検討することが望ましい。</p>	
(22) 県出資法人の資金運用の問題点 カ 満期保有目的以外の有価証券	p. 106
<p>広島県土地開発公社は、ペイオフ対策のために保有している「有価証券(債券)」を、土地開発公社経理基準に従い、「現金・預金」として表示している。これは、総務省の通達等によるものであるため、科目の表示はこれに従うしかないが、時価情報の開示については不備がある。</p> <p>今後は、公社で検討中の時価情報の開示を行い、民間の会計基準との整合性を図ることが望まれる。</p>	
(23) 県出資法人の資金運用の問題点 キ 広島県債の保有	p. 107
<p>債券の発行者と購入者が経済的に同一である場合、連結決算では、必要な資金調達にならない。他会計からの借入と同じ結果をもたらすため、真水としての資金が外部から調達されない結果をもたらす。</p> <p>したがって、連結対象の県出資法人の場合は、敢えて県債を指名したり、積極的にこれを購入することは、県全体の観点からは、県債残高の実質的な減少に貢献しないということ、認識しておく必要がある。</p>	
(24) 県出資法人の資金運用の問題点 ク 系統金融機関のみの資金運用	p. 108
<p>社団法人広島県野菜価格安定資金協会は、規定によって、全預金を農協系の系統金融機関のみに集中させている。この点は、リスク分散の観点からは望ましいものとは言えない。県は、この状況を改善するよう指導することが望まれる。</p>	
(25) 県出資法人の資金運用の問題点 ケ 時価のない有価証券の減損処理	p. 109
<p>広島空港ビルディング株式会社は、広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する減損処理を行っているが、この時価のない有価証券の減損処理が適切になされていない。今後、時価の見積もり修正が必要と思われる(前期決算では、1億5百万円</p>	

の関係会社株式が過大計上されている。なお、時価の見積もり修正によって、総額13億41百万円の関係会社株式が毀損することになる。)

(26) 県出資法人の資金調達の問題点

ア 過大な預金担保

p. 112

福山リサイクル発電株式会社は、借入金と同額の定期預金を銀行に担保提供している。無駄な借入利子を支払うよりも、定期預金を解約することによって、借入金を返済し、資金効率を改善することが望まれる。

(27) 県出資法人の資金調達の問題点

イ 県からの無利子借入

p. 116

- ・ 財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金及び利子は、これらが、30年後に一括償還されなかった場合、将来、県民の負担になる可能性がある。
現在、財団法人広島県農林振興センター、県、土地所有者は、一体となって、県貸付金の償還に向けて、分収契約見直しなどの経営改善に取り組んでいる。
ただし、①収支計画の要素である木材価格が景気動向等に影響されること、②償還期間が長期にわたることなどから、財団法人広島県農林振興センターは、事業地ごとの長期収支見込計画を作成し、定期的な見直しを行うなどによって償還を現実なものとするのが望まれる。
また、県との協議によって、借入資金の着実な「弁済計画」を策定し、これを実行する必要がある。
- ・ 財団法人ひろしま産業振興機構の2事業への無利子の貸付けは、非効率的となっている。規模の利益を活かすには、この財団が資金を単独で運用することは、非効率的であると思われる。
また、機動的で効率的な資金運用を考えると、中小企業に対する資金的な支援は、県が予算化して、その都度、必要な資金を供給する方式とし、現在の資金貸付残高を圧縮することを検討する必要がある。中小企業支援制度そのものの見直しが望まれる。
- ・ 株式会社ひろしま港湾管理センターへの無利子貸付資金(広島県特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金)は、当初の目的である施設の整備は既に達成しており、現状では単に運用資金となっていることから、早期に資金の回収を図る必要がある。

第3 連結財務諸表(「連結バランスシート」)から見た広島県全体の財政状態

1 地方自治体の財務分析資料と情報公開

県の財政状態に関する分析資料は、インターネットで公表されている「広島県の財政状況」によって、その内容を知ることができる。この情報公開は、地方自治体の義務である(地方自治法第243条の3)(広島県 財政状況の公表に関する条例)。

これは、下記のように、年2回に分けて公表されている。

① 第1回目公表 (5月末公表)

当年度当初予算の概要、前年度下半期予算補正状況・予算執行状況、財産・地方債・一時借入金の状況などの公表を行っている。

② 第2回目公表 (11月公表)

前年度の決算概要、当年度上半期の予算補正状況・予算執行状況、財産・地方債・一時借入金の状況などの公表を行っている。

なお、前年度の「連結バランスシート」もこの時点で公表される。

このように、年2回に分けて公表されるのは、以下のような事情による。

「地方自治法第243条の3で『普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない』と述べ、いわゆる財政状況の公表義務を定めている。———途中省略———法では特に定められていない公表時期は、各条例では明示されており、都道府県の場合、最も多いのは、毎年、5月と11月の2回とするもので、6月と12月に2回とするものもかなりある。

公表手段についても各条例は指定している。都道府県では、そのすべてが公報を発行しているので、1つの県を除き、公報(大多数は号外)への登録(告示または公告などの扱い)によっている。この公報号外はしばしば別冊の形を取り、『財政のあらまし』、『財政状況』、『財政事情』などのタイトルを付される。

公表内容は、上半期発行号(5月または6月発行：前年10月1日～当年3月31日対象)と下半期発行号(11月または12月発行：4月1日～9月30日対象)とで、対象期間の違いからやや差異がある。」³

³ 橘晋介 「地方自治体財務情報開示の現状と課題 —政令指定都市を中心に—」 会計検査研究第15号 1997年3月

県の平成 20 年度決算を例にとると、以下のスケジュールで決算処理・認定・公表が行われる。また、後述するように、現在の総務省方式による「連結バランスシート」は、決算統計を活用する方式であるため、決算統計が公表される 6 月以降しか作成できない。

なお、平成 20 年度決算の第 2 回目公表は、平成 21 年 11 月 27 日に公表されているが、例年と異なり、「連結バランスシート」は、この時点で公表されていない。これは、後述するように「連結バランスシート」を公表するかしないかは、県の裁量に任されているからである。

<決算日程スケジュール>

- ① 平成 21 年 3 月 31 日 決算締め
- ② 平成 21 年 5 月 31 日 出納閉鎖(出納閉鎖とは、決算期後 2 か月以内に未払金や未収入金がある場合、預金等の支払や入金はこの期間に行い、前期の未払金や未収入金を精算した形にしておくことである。)
- ③ 平成 21 年 5 月末 「広島県の財政状況」第 1 回目公表
- ④ 平成 21 年 8 月 31 日までに、会計管理者が調製した決算を県知事に提出し、その後、監査委員の審査を受ける。
- ⑤ 平成 21 年 11 月末 「広島県の財政状況」第 2 回目公表
- ⑥ 平成 21 年 12 月県議会での「決算認定」

●監査結果(意見)

県民にとって分かりやすい県財政の承認手続と公表手続が説明されていない。例えば、県の決算スケジュールの説明及び財政状況公表の根拠がないため、県民の立場からは、前年度決算の報告が、なぜ、秋の 11 月頃になるのかが分からない。民間会社の場合、決算承認を行う株主総会は、原則、決算日以降 3 か月以内に行われるため、3 月末の決算報告は、6 月中に公表される。5 月公表の「広島県の財政状況」は、よく注意して読むと、「前年度の下半期」の予算補正状況・予算執行状況、財産・地方債・一時借入金の状況を説明しているが、「前年度の 1 年間」の決算の内容であると誤認するおそれがある。

このことを見ても、説明不足は否めない。県は、県民に対して、「説明責任(accountability)」を負っていることを忘れてはならない。

2 地方自治体の連結財務諸表の意義

(1) 連結決算の意義

民間における連結決算の歴史は古い。米国では、1901 年から「U S スチール」が連結財務諸表を公表している。我が国でも、民間の上場会社では、昭和

52年3月期から、企業の「経営成績」と「財政状態」を「単体」ではなくグループ会社を含めた「連結」で判定することが法定化されている。さらに、平成12年3月期からは、連結の範囲を厳格にした連結会計制度が採用されている。

連結決算の意義は、県出資法人という「子ども」の決算を含めて、初めて、県全体の「家族」の決算が分かるということにある。「家族」は個々に孤立しているのではなく、総合的に、かつ有機的に絡み合って生活しており、連結という総合的な観点が必要である。

県は、県単体の財政だけではなく、経済的に県と一体化した出資法人の財政を総合的に結合し、有機的な関連性を説明して、県民に理解を求めなければならないと思われる。

それゆえ、以下で述べる財政上の分析は、回りくどいようであるが、県財政全体を理解する上で重要な連結決算の概要から説明する。

地方自治体では、財政状況のうち、「経営成績」は「行政コスト計算書」で認識・測定され、県民に公表される。また、「財政状態」は、「バランスシート」で認識・測定され、県民に公表される。

ところが、現時点での財務情報は、県単体の情報が中心であり、県出資法人を含めた情報は財政状態を示す「連結バランスシート」のみであり、「連結行政コスト計算書」は作成されていない。

また、現在の「連結バランスシート」そのものは、支配権の状況を判断して連結すべき出資法人のすべてを網羅したものと言い難いものである。後で見るように、現在公表されている「連結バランスシート」には、かなりの制約条件が前提とされていることを念頭に置く必要がある。

(2) 連結決算の必要性

知事は、提出された決算及び証書類等を監査委員の審査に付さなければならない。そして、これらは、監査委員の審査意見を付けて、議会の「認定」を受けることになっている。「認定」の対象は、当該会計年度の主要施策の成果説明書、歳入歳出決算事項別説明書、実質収支に関する調書及び「財産に関する調書」である。県は、この前年度の「財産に関する調書」として、次のような理由から「連結バランスシート」を公表している。

「『財産に関する調書』は、自治体の創意工夫によって、追加的に充実させることはかまわないので、例えば、自治体の資産・負債を評価した『貸借対照表』を加えることもできるばかりでなく、今後大いに工夫されるべきである。さ

らに、自治体の100%出資法人を含めた連結決算的な調書の作成も検討されるべきであろう。その場合に、資産について、取得価額方式によるのか、時価評価によるのかが大きな論争点となろう。」⁴

以上のとおり、法律によって作成が強制されるものではないため、毎年11月に公表される「連結バランスシート」は、「広島県の財政状況」の最後に、「付録」のように公表されているにすぎない。県の財政状況で「連結バランスシート」が位置付けられる地位は極めて低い。

地方自治体の会計制度の特徴は、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない(地方自治法第208条2項)」という「会計年度独立の原則」があることである。

ただ、「『歳入－歳出>0』という基本原則を遵守することは、一見すると、企業会計における『収益－費用>0』という利益概念と同様に捉えられ、特に問題がないように思われる。しかし、地方財政では、地方債などの借り入れによる資金調達も歳入に含まれる一方で、その償還部分は公債費として歳出に計上されている。」⁵という点で誤解が生じる可能性がある。

言い換えると、「第1に歳出として計上されているものの中には、本来、バランスシートに資産計上されるべきものが多数含まれていることが分かる。普通建設事業費の多くは、建物や構築物といった資産へ変化する。また、積立金、投資、繰出金は、それぞれ将来費用化されたり、返済されたりするものであって、企業会計のベースでいうと、明らかに資産である。こうした資産の多くが歳出として計上されることによって、資産があたかも費用として自治体の外部に流出したような誤った印象を与えている。

第2に、地方債という負債を発行して調達した資金が税金と同じ歳入として扱われているため、歳入として総額を見るだけでは、本格的な外部収入が前年に比べいくらか増減したかのかが分からない。同様に、地方債の返還額である公債費は負債のマイナス項目であるにもかかわらず、当年度に要したコストであるかのように見える。」⁶ということが、この会計制度の特徴である。

4 碓井光明「要説 自治体財政・財務法」学陽書房 改訂版1999年8月10日 p 291

5 21世紀政策研究所 「地方財政の現状と今後の課題—地域経営に役立つ公会計制度へ—」 1999年6月[エグゼクティブ・サマリー]

6 21世紀政策研究所 「地方財政の現状と今後の課題—地域経営に役立つ公会計制度へ—」 1999年6月 p11

以上の内容を整理すると、次のとおりである。

歳出として一般会計から支出された資金の一部は、補助金、貸付金、基金などの内容で県出資法人や基金として他の会計等に受入れられ、資産計上されている。しかし、「単年度予算主義」に基づく現在の一般会計では、現金主義による「官庁会計」であるため、バランスシートそのものが認識されない。歳出そのものは、現金による支出であるが、先に引用した論文も指摘しているように、その支出は、多くの「県の財産(資産)」や「県出資法人の財産(資産)」に変化し、資産となるものである。

したがって、外部の会計主体への支出や長期の使用が予定されている固定資産等への歳出について、その支出結果が妥当であったかどうかの判定は、毎年、持続的に行わなければならない。予算の承認があれば、歳入歳出後の効果測定・評価は、どうでも良いのではない。

歳入歳出後の効果測定・評価に必要な手段は、資金の残高表であるバランスシートで行う必要がある。

(3) 平成 20 年度現在の作成基準

県では、平成 11 年度決算から総務省の基準によって、バランスシート及び行政コスト計算書を作成している。その作成基準は、次のとおり変遷している。

① 【地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会 報告書 「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」(平成 13 年 3 月)】

② 【地方公共団体の連結バランスシート(試案)(平成 17 年 9 月)】

これは、平成 20 年度(21 年 3 月期決算)までに「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の 4 表の整備を求めるものである。⁷

(4) 平成 22 年度以降の作成基準

以上の基準は、「単式簿記」による作成基準であったため、今後は、「複式簿記」に基づく、新地方公会計制度実務研究会報告書(平成 19 年 10 月)記載の基準に切り替わる予定である。

⁷ 総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」平成 19 年 10 月 p19 に詳細な関係図が記載されている。

これによると、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」による2種類の作成方法があるが、県は、「基準モデル」を平成23年度(24年3月期)から採用する予定である。その特徴は、次のとおりである。

- ① 公有財産台帳を開始当初から整備し、土地・建物等は、台帳の計数を基礎として定期的に再評価して資産計上する(ただし、道路、河川等のインフラ資産は取得価額による。)
- ② 個々の取引情報を発生主義により複式簿記によって記帳する。

なお、新方式である「基準モデル」での評価は、土地・建物等の評価に及ぶが、いわゆる「時価会計」は、こうした「売却を前提としない固定資産」には適用されない。例えば、県民が関心を持つであろう「土地の時価」に関する「時価評価」は、売却予定のものであれば時価評価の意味はあるが、道路や河川等のインフラ資産に時価評価はなじまない。時価評価で資産の価額を測定しなければならないのは、「売却可能な資金運用資産」である。

また、「資金調達負債」の時価評価は、現時点では常識的な判断から矛盾する問題があると言われている。例えば、デフォルト・リスクが高い発行体が発行する債券につき、時価換算すると100億円の債券が、20億円の債務しか返済できないと評価されれば、80億円の評価益を計上することになるからである。

したがって、時価評価が問題になるのは、「売却可能な資金運用資産」に限定される。

●監査結果(意見)

平成20年度連結決算が、平成22年1月末現在、未公表であるので、以下の意見は、「平成20年11月28日公表 広島県の財政状況(平成19年度連結決算)」を対象としたものである。

平成23年度から適用される「基準モデル」で作成されれば、以下のような不合理は解消されるものと思われるが、平成22年度までは、現在の作成方法によるため、この時点までの連結情報の留意事項を県民に知らせることが必要と判断し、意見を述べる。

- ・ 「連結バランスシート」作成の前提条件である「注記」が、ほとんど省略されている。したがって、前提条件の欠けた財務情報の提供となっている。「連結バランスシート」の作成は試行段階の時期であったとは言え、「説明責任(accountability)」が全うされていないと思われる。

「連結バランスシート」の内容を補足するために不可欠な「注記」というのは、下記のとおりである。

- ① 連結の範囲(連結対象法人の名称, 出資割合, 業務内容, 比例連結を行った旨)
- ② 会計処理の相違(会計基準の相違, 有形固定資産の減価償却方法, 引当金の計上基準)
- ③ 出納整理期間における現金の受払い等の調整の内容
- ④ 独立行政法人固有の会計処理の調整の内容

このうち、「広島県の財政状態」で開示されているのは、「関係団体の範囲」として「連結の範囲」に名称が示されているだけである。したがって、県民にとって「丁寧さを欠く不親切な開示」になっている(例えば、連結の範囲が説明と一致しないものがある。県の説明では、県が出資の100%を保有している社会福祉法人広島県福祉事業団は、連結の対象とならないそうであるが、その理由が明らかでない。また、出納閉鎖期間の取引内容が説明されていない。)

- ・ 債務負担行為の金額が「単年度予算主義」から抜け出せないため、記載金額が誤って、「当初設定額(1年間の予算承認金額のみ)」で記載されているが、正しくは「貸借対照表日現在の残高」で表示すべきである⁸。また、債務負担行為の個別内容が、「その他」にほとんどが含まれているため、具体的内容が不明確である。
- ・ 連結決算の基礎となる「精算表」として、県は「並記式による地方公共団体連結バランスシート」も公表している(p21の参考資料を参照のこと)。これを分析すると次のような問題点がある。
 - ① 出資法人が保有している「県債」と県の負債としての「県債」が相殺されていないなど、債権・債務の相殺が適切に行われていない。
 - ② また、未収入金は、「収入未済額」として、広島県歳入歳出決算審査意見書で公表されているが⁹、一般会計の100億円が、「連結バランスシート」に100億円として計上されているのみであり(県税の未収が大部分である。), 特別会計の21億円は、相殺対象の未収入金として区分計上されていない(中小企業支援資金の未収が大部分である。)。また、後述する財団法人広島県農林振興センターの未払利子104億円も計上されていない(この財団の貸借対照表では、この未払利子は長期借入金に含めて表示されている。)

⁸ 島根県包括外部監査人 熱田雅夫「平成20年度 包括外部監査結果報告書」p68

⁹ 広島県監査委員会 平成20年度 「広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」 p 7

このため、普通会計の未収入金は、一般会計の100億円のみしか認識されておらず、特別会計の21億円と財団法人広島県農林センターの104億円の合計125億円が相殺の対象となっていない。

この理由は、現金主義による官庁会計と発生主義による公益法人会計主体の「債権・債務の認識基準」の相違があると思われる。

- ・ 相殺消去等の金額は、p 21の参考資料に示されている「資産合計(103,177百万円)」は、「負債及び資産・負債差額額合計(103,177百万円)」と一致するはずであるが、県の場合は、「負債及び資産・負債差額額合計」そのものの金額欄がないので、貸借が一致するという原理が示されていない。

このため、単純に言うと、資産は1,031億円相殺されているが、負債から相殺されている金額が507億円(固定負債合計501億円と流動負債合計6億円)だけという結果を示しているだけである。「総資産 = 負債 + 資産・負債差額」となる基本原理をこの精算表でも表示して、貸借一致の原則を示す必要がある。¹⁰

県の「単体決算」は、監査委員監査の対象であるが、「連結バランスシート」は、監査委員監査の対象外である。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、諸比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならないが、県出資法人を含むバランスシートを直接対象とするものではない¹¹。ちなみに、この資料で言う「連結赤字比率」の「連結」とは、狭義の官庁会計である一般会計等(一般会計と特別会計を合わせた普通会計にほぼ相当する)と企業会計を採用する公営事業会計とを合わせた広島県単体の会計を意味する。県出資法人を含めた広い範囲での「連結」ではない。

¹⁰ 広島県「広島県の財政状況」平成20年 (平成20年11月28日公表) p 79

¹¹ 広島県「平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書」(インターネットから入手可能)

●参考資料

平成 20 年 3 月 31 日現在：並記式による地方公共団体連結バランスシート

(単位:百万円)

	地方公共団体						地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター			(単純合計) F+H+I+L	(相殺消去等)	純計 (F+G+H+I+L+M)	連単倍率			
	普通会計 A	公営事業会計			(合計) D	(相殺消去等) E			純計 (A+B+C+D+E) F	民法法人 J	商法法人 K				(合計) (J+K) L	M	N/A	N/F
		公営企業会計 B	収益事業会計 C	その他 D														
[資産の部]																		
1. 有形固定資産																		
(1) 地方公共団体																		
普通会計	3,322,780				3,322,780	0	3,322,780					3,322,780	0	3,322,780	1.0	1.0		
公営事業会計		450,484	0	0	450,484	0	450,484					450,484	0	450,484	-	1.0		
地方公共団体計	3,322,780	450,484	0	0	3,773,264	0	3,773,264					3,773,264	0	3,773,264	1.1	1.0		
(2) 関係団体												0	0	0	-	-		
一部事務組合・広域連合												0	0	0	-	-		
地方独立行政法人							8,636					8,636	0	8,636	-	-		
地方三公社								181,734				181,734	0	181,734	-	-		
第三セクター									2,082	19,656	21,738	21,738	0	21,738	-	-		
関係団体計							8,636	181,734	2,082	19,656	21,738	212,108	0	212,108	-	-		
有形固定資産合計	3,322,780	450,484	0	0	3,773,264	0	3,773,264	8,636	181,734	2,082	19,656	21,738	3,985,372	0	3,985,372	1.2	1.1	
2. 投資等																		
(1) 投資及び出資金	165,017	2,968	0	0	167,985	-45,679	122,306	0	0	475	0	475	122,781	-52,464	70,317	0.4	0.6	
(2) 貸付金	112,811	308	0	0	113,119	-1,806	111,313	0	0	3,031	0	3,031	114,344	-50,162	64,182	0.6	0.6	
(3) 基金	101,687	0	0	0	101,687	-3,237	98,450	0	0	8,227	0	8,227	106,677	0	106,677	1.0	1.1	
(4) 退職手当組合積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
(5) その他		39,461	0	0	39,461	0	39,461	17	466	44,941	2,045	46,986	86,930	0	86,930	-	2.2	
投資等合計	379,515	42,737	0	0	422,252	-50,722	371,530	17	466	56,674	2,045	58,719	430,732	-102,626	328,106	0.9	0.9	
3. 流動資産																		
(1) 現金・預金	13,258	16,763	0	0	30,021	0	30,021	1,035	22,571	9,279	2,826	12,105	65,732	3,823	69,555	5.2	2.3	
(2) 未収金	10,080	5,056	0	0	15,136	0	15,136	3	4,319	1,651	230	1,881	21,339	-4,374	16,965	1.7	1.1	
(3) その他		3,807	0	0	3,807	0	3,807	196	15,352	7,871	3,673	11,544	30,899	0	30,899	-	8.1	
流動資産合計	23,338	25,626	0	0	48,964	0	48,964	1,234	42,242	18,801	6,729	25,530	117,970	-551	117,419	5.0	2.4	
4. 繰延勘定																		
		1,435	0	0	1,435	0	1,435		126	0	73	73	1,634	0	1,634	-	1.1	
資産合計	3,725,633	520,282	0	0	4,245,915	-50,722	4,195,193	9,887	224,568	77,557	28,503	106,060	4,535,708	-103,177	4,432,531	1.2	1.1	
[負債の部]																		
1. 固定負債																		
(1) 地方公共団体																		
普通会計債	1,742,318				1,742,318	0	1,742,318						1,742,318	0	1,742,318	1.0	1.0	
公営企業債		229,406	0	0	229,406	0	229,406						229,406	0	229,406	-	1.0	
地方公共団体計	1,742,318	229,406	0	0	1,971,724	0	1,971,724	0	0	0	0	0	1,971,724	0	1,971,724	1.1	1.0	
(2) 関係団体													0	0	0	-	-	
一部事務組合・広域連合													0	0	0	-	-	
地方独立行政法人長期借入金								0					0	0	0	-	-	
地方三公社長期借入金									92,984				92,984	0	92,984	-	-	
第三セクター長期借入金										51,037	8,516	59,553	59,553	-50,162	9,391	-	-	
関係団体計	0	0	0	0	0	0	0	92,984	51,037	8,516	59,553	152,537	-50,162	102,375	-	-		
(3) 債務負担行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
(4) 引当金	265,695	3,280	0	0	268,975	0	268,975	0	21,449	1,219	437	1,656	292,080	0	292,080	1.1	1.1	
うち 退職給与引当金	265,695	1,647	0	0	267,342	0	267,342	0	314	571	109	680	268,336	0	268,336	1.0	1.0	
うち その他の引当金		1,633	0	0	1,633	0	1,633	0	21,135	648	328	976	23,744	0	23,744	-	14.5	
(5) その他	0	8,516	0	0	8,516	-7,723	793	2,153	11,858	359	3,921	4,280	19,084	0	19,084	-	24.1	
うち 他会計借入金	0	7,723	0	0	7,723	-7,723	0											
固定負債合計	2,008,013	241,202	0	0	2,249,215	-7,723	2,241,492	2,153	126,291	52,615	12,874	65,489	2,435,425	-50,162	2,385,263	1.2	1.1	
2. 流動負債																		
(1) 翌年度償還予定額																		
地方公共団体	122,903	29,909	0	0	152,812	0	152,812						152,812	0	152,812	1.2	1.0	
関係団体								0	20,648	1,322	921	2,243	22,891	0	22,891	-	-	
翌年度償還予定額計	122,903	29,909	0	0	152,812	0	152,812	0	20,648	1,322	921	2,243	175,703	0	175,703	1.4	1.1	
(2) 翌年度償還上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
(3) その他	0	6,204	0	0	6,204	-40	6,164	1,079	15,163	2,439	1,209	3,648	26,054	-550	25,504	-	4.1	
うち 他会計借入金(翌年度償還予定額)	0	40	0	0	40	-40	0											
流動負債合計	122,903	36,113	0	0	159,016	-40	158,976	1,079	35,811	3,761	2,130	5,891	201,757	-550	201,207	1.6	1.3	

出所：広島県「広島県の財政状況」平成 20 年(平成 20 年 11 月 28 日公表) p 79

3 連結決算から見た広島県の資金運用・調達の概要

(1) 対象とする連結期間の前提

先述したように、前年度の「平成19年度連結バランスシート」に基づいて解説し、問題点を説明する。

(2) 連結決算から見た単年度予算主義に基づく財務構造の概要

ア 単年度予算主義

地方自治体の会計は、「会計年度独立の原則」により、歳入歳出の対応は、年度の拘束が強く、ある年度の歳出に他の年度の歳入を充てることは、原則として許されない。¹²

したがって、「フロー(flow)：資金の流れ」としての歳入歳出の管理こそが重要なのであって、歳入歳出の結果である資産や負債としての「ストック(Stock)：資金の残高」は年度が終了してしまえば、全く問題視されない。これは、自明の理であると考えられてきた。

ところが、右肩上がりの経済成長が終息した途端、次のような事例が発生した。多くの地方自治体では、土地の先行投資を土地開発公社で行うことが一般的であるが、これの売却がスムーズにできず、借入金の利子負担が増加したことなどによって、福岡県田川郡赤池町が、我が国初の財政再建団体となったのである。これ以降、北海道夕張市などその多くの地方自治体が、破綻するか危険な状況にある。

その主な原因は、次のように説明できる。

「地方自治体において資産・負債管理ができていないということを意味している。———途中省略———官庁会計においては、負債(地方債)による現金収入を歳入とし、負債(地方債)の返済による現金支出を歳出と捉えている。このため、単年度の資金繰りや決算については破綻しないように厳格に管理を進めているものの、実質的な公共財・行政サービスの提供とは無関係に会計管理が進められていく。長期的な財政負担として適正かどうか必ずしも明確になっていないまま、負債を計上してしまっているのである。」¹³と。

このような単年度予算主義の弊害に対応するため、(作成手法そのものが、現時点では会計的に完全ではないのではあるが)先に概観した決算統計活用方式による「連結バランスシート」が作成されることになったものと思われる。

¹² 碓井光明「要説 自治体財政・財務法」改訂版 学陽書房 1999年8月10日 p285

¹³ 21世紀政策研究所「地方財政の現状と今後の課題—地域経営に役立つ公会計制度へ—」1999年6月 p5

イ 連結決算の構造

県と県出資法人との連結決算上の要点は、次のとおりである。

- ① 原則、単体ごと(例えば、県と県出資法人それぞれ)の財務諸表(貸借対照表)を単純合計する。
- ② ただし、いわゆる「比例連結」で行う。例えば、県の議決権が70%である県出資法人があれば、その資産・負債の70%のみを加算する。
- ③ その後、対応する「債権・債務」を相殺する。

ごく単純化して説明すると、連結決算上の要点は、「足して、引く」会計処理である。この連結決算の会計手続を前提とすると、一つの事例として、次のような県全体に関する財務構造の特徴が明確になる。

県の財政課からは、「より有利な資金運用を行うため、国債と比較して金利の高い地方債(広島県債を含む)の購入も選択肢の一つとして、ガイドラインに明記している。」との説明があり、また、ある県出資法人からは、「広島県の出資法人であるから、県債を積極的に購入している。」との説明があった。

「連結決算」においては、「親」である県の発行した債務である県債と「子ども」である県出資法人が購入した有価証券としての県債は、債権・債務の相殺によって消去される。

つまり、発行された県債は、連結の範囲に含まれる県出資法人以外の法人等に取得されなければ、外部資金の調達にならないということである。

ウ 平成19年度「連結バランスシート」を含む「広島県の財政状況」の具体的な見方

(ア) 単体決算の概要

「広島県の財政状況」では、冒頭に、金銭のフロー概念で、一般会計での歳入・歳出が説明される。「歳入・歳出」とは、民間の会計において、「収支計算書」に相当する。県の金銭出納での公表数字であるともいえる。県の収入・支出の大部分を占める「一般会計の予算上の歳入歳出」を、約1兆円(より正確には、9,600億円程度)と説明しているが、県単体の財政の前提条件として、下記のような会計区分の説明が冒頭に行われていないことが、県の財政上の理解を妨げる原因となっている。

県単体の会計単位は、地方自治法の規定では、「一般会計」と「特別会計」に区分される。特別会計は、法律で義務付けられている場合と条例で設置する場合がある。したがって、このような区分によると、全国ベースでの比較が困難となる。

そこで、「普通会計」という概念が登場してくる。これは、県単体の会計単位を、「公営事業会計」以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものである。この「普通会計」という概念が必要な理由は、総務省の決算統計で、団体間比較ができるように、全地方公共団体において統一的に用いられる会計区分を設ける必要があるからである。¹⁴ したがって、正確には、「一般会計+特別会計=普通会計」とはならないが、概ね、このような関係を頭に描いておけばよい。「普通会計」は、現金主義・単式簿記に基づく、いわゆる「官庁会計」で会計処理される。

その後、「普通会計」「特別会計」と資金収支の説明が続く。ところが、突如として、「県有財産の状況」として、「土地及び建物、物権、基金現在高、有価証券、出資に関する権利」が、資産項目として説明される。

次に負債項目として「県債及び一時借入金の状況」の内容が説明される。

最後に、以上の官庁会計に加えて異質な会計が説明される。地方公営企業法に基づく「公営企業会計」である。県では「病院事業」「工業用水道事業」「土地造成事業」「水道用水供給事業」の4会計がある。企業会計方式による「損益計算書、貸借対照表、主要項目の残高明細」が公表されるのである。これは、民間と同じ発生主義・複式簿記に基づく「企業会計」によっている。

混乱を招くのは、公営企業会計の収入・支出は、「収支計算書」で公表されず、「企業会計での損益計算書」で経営成績がいきなり公表される点である。「収入」は、発生主義に基づく「収益」に変わり、「支出」も発生主義に基づく減価償却費等を含んだ「費用」に転化する。県は、県民に対し、こうした会計方式の大きな相違点をもっと強調して説明すべきである。

(イ) 「連結バランスシート」の概要(p21を参照のこと)

県のストック概念は、県の財産と債務の主要項目の一部分で説明されている。

¹⁴ 日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第17号 「地方公共団体財政健全化法の外部監査に関するQ&A」平成21年3月17日 p12~13

ただし、「バランスシート(貸借対照表)」の考え方に沿って説明されていないため、財務構造のどの項目を説明しているのか、県民には良く分からないであろう。

以下、単体決算からの財務構造の説明を加えながら、「連結バランスシート」作成の概要を説明する。

a 県単体の貸借対照表

貸借対照表(バランスシート)

借方(資金の運用項目)	貸方(資金の調達項目)
(資産)	(負債)
土地	退職給与(付)引当金
投資・出資金	県債
貸付金	(資産・負債差額)
その他資産	国庫支出金
基金	一般財源など
歳計現金	

会計上、「資金の運用項目」は、貸借対照表の「借方(左側)」に表示する。

土地、投資・出資金、貸付金、その他資産(財産)、基金、歳計現金(現預金)の資産合計額は、約4兆2,000億円である。

これに対し「資金の調達項目」は、貸借対照表の「貸方(右側)」に表示されるものである。これは、「負債」と「資産・負債差額」の大きなカテゴリーに区分される。「負債」としては、退職給与引当金(退職給付会計制度を適用すると「退職給付引当金」。以下同じ。)と県債が主なものであり、約2兆円の残高がある。これは、県がいずれかの時期に資金を支出する必要があるものである。

最後に、資金の返済を要しないものが、「資産・負債差額」であり、当期及び過去の「行政コスト計算書」で説明される一般財源と国庫支出金から構成されている。約2兆2,000億円である。

以上から「負債及び資産・負債差額」の合計は、資産合計4兆2,000億円に一致する。「バランス(balance)」するのである。

b 県出資法人の純資産

総資産が約3,000億円あるので、上記の県単体貸借対照表に財産として加えるものである。換言すれば、県の出資持分相当額が約3,000億円あるということである。

c 債権・債務の相殺消去

債権・債務相殺金額は、約 1,000 億円ある。これは、例えば、県が県出資法人に 1 億円の「貸付金」を貸し付けていた場合、県出資法人は「借入金」を 1 億円借りていることになるから、これが一体である場合、貸付金と借入金は同額が相殺されて取引自体がないと認識される。これは、貸借対照表の合計額から差し引かれるものである。

d 「連結バランスシート(貸借対照表)」

以上から、次のような計算で「連結バランスシート」が作成される。
県単体総資産 4 兆 2,000 億円 + 県出資法人の総資産 3,000 億円 - 債権・債務の相殺消去 1,000 億円 = 連結総資産 4 兆 4,000 億円

このようにして作成された「平成 19 年度の連結バランスシート」の特徴は、次のとおりである。¹⁵

- ① 総務省方式のバランスシート作成の主目的は、資金の調達と運用の実態を示すことである。
- ② 固定資産から始まる「固定性配列法」を採用している。
- ③ 単式簿記で作成されている。
- ④ 決算統計活用法方式で作成されている。
- ⑤ 現金残高は、出納整理期間の収支を織り込んだところの「歳計現金」がバランスシートの資産となっている。

(3) 県単体での財務分析が主体であることの問題点

県の財政に関する分析は、企業で言うところの「単体決算」の分析が主なものである。

国の定義で言うところの「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」の良い状況とは、「国債発行収入を除く歳入 > 国債元利償還金支出を除く歳出」(支出を新たな借入に頼らず)で判定するが、広島県での定義は「元金償還額 > 県債発行額」(県債残高が減少)である。¹⁶

これは、資金のフロー概念に基づくものであり、単年度の収支の改善を毎期行う努力目標にはなり得る。しかし、後述のとおり、余裕資金として多額の資

¹⁵ 中央青山監査法人「Q&A 地方公共団体の行政評価・財務諸表・監査」中央経済社 平成 15 年 3 月 1 日 p 68~70

¹⁶ 広島県 「広島県の財政状況」平成 21 年 5 月 (平成 21 年 5 月 28 日公表) p102

金を保有している県出資法人が多数あることを考慮すれば、資金のストック概念を加えて、県全体の財務構造を見直す必要がある。

また、県財政の総合的かつ有機的な検討は、「連結決算」を前提としないといけない。

県は、平成19年4月19日に「資金管理の高度化・効率化について」を公表して、庁内委員および外部委員からなる「広島県資金管理会議」を設置している。

これは、県単体の資金管理における方針の策定を目指したものであり、県出資法人とは直接の関わりがあるものではないが、後述する「県出資法人の資金管理の適正化について(通知)」による県出資法人に対する県の指導の基礎となるものである。

「資金管理方針(資金管理方針の策定について平成20年4月18日公表)」によれば、資金運用見込み額を、歳計現金1,100億円と基金1,600億円の合計2,700億円と想定している。他方、資金調達見込み額として、民間2,000億円及び政府資金等200億円の合計2,200億円を想定している。

これによって、先述したとおり、県が運用資金として考えているのは、「歳計現金と基金」のみであり、基金についてもその運用資金として考えているのは、預金・債券のみであることが分かる。

そこで、具体的に、県の資金管理の状況を次に示す。これによる資金運用の方針は以下のとおりである。

「広島県資金管理方針」(第5 資金の運用)

歳計現金等、基金、企業会計資金については、適正なリスク管理のもとで、金利動向等を踏まえながら運用益の最大化を図る。

① 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、経営状況が健全な金融機関の預金商品および元利金の支払が確実で流動性の高い債券とする。

② 預金先金融機関

預金商品等については、安全性を確保するために、預金先金融機関の経営指標等を日常的に監視し、経営指標等が一定水準以上である健全な金融機関で運用しなくてはならない。

③ 基準

預金先金融機関の基準となる経営指標等の取扱基準は別に定める。

④ 基準に抵触した場合の対応

外部の金融機関専門家等が参画する資金管理会議において、対応を協議する。

⑤ 金融商品の運用期間

資金の運用期間は、各資金ごとに資金管理計画で定める。

ただし、信用リスクおよび金利変動リスクに鑑み、預金商品については2年未満、債券については5年以下の期間で運用する。

⑥ 金融商品の満期保有

満期設定のある預金商品、債券については、原則その満期または期限まで保有することを原則とする。ただし、別に定める取扱い基準に該当する場合に限り、運用中の預金商品の解約等または債券の売却を行うことができる。

⑦ 預金預入額の上限

金融機関に対し預金預入額の上限を個別に設定することができるものとする。上限設定の取扱基準は別に定める。

⑧ 取引手法

運用にあたっては、競争性に優れた引合方式および機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い手法を用いる。

上記運用方針に基づき、預金商品については、最大預入期間が1年、有価証券は満期償還まで最大5年のもので運用している。

なお、基金の管理は各所轄課で行っていたが、運用については平成20年度から財政課が一元的に管理している。このように、県単体の資金管理の改善は順調に進められており、この点は、大いに評価される。

●監査結果(意見)

県の目標とする「資金管理の高度化・効率化」は、着実に進行している。資金運用は、担当課ごとの非効率な運用を止めて財政課に資金を集中させ、規模の利益を活かした資金の効率運用を実現している。これによって、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の改善は、一步前進した。

ただ、県の収支の改善目標である「プライマリーバランスの改善」は、「フロー」の観点からの「収支改善」であり、「ストック」である資産・負債を改善するという観点に欠けている。

また、県出資法人を含めた「連結バランス」の改善が検討されていない。県単体及び県出資法人を含めた連結上の資産・負債の改善を視野に入れた財務分析を行い、資金の効率的な運用・調達の方法を検討する必要がある。

第4 広島県の運用利回りと調達金利

1 資金運用対象項目の期末(平均)残高と運用益・利回り

(平成21年3月31日現在)

単位：億円未満切り捨て 出所：県の提出資料によって作成

- ① 歳計現金 期末(平均)残高 1,043 億円 運用益 7 億円 利回り 0.693%
- ② 基金 期末(平均)残高 1,245 億円 運用益 11 億円 利回り 0.902%
(預金のみ運用結果であり、有価証券の運用は含まない。)
- ③ 投資・出資金等 期末(平均)残高 1,247 億円 運用益－ 利回り－%
(集計データがないので、運用益 利回りは不明であるが、ほとんどゼロに等しいと推定される。)
- ④ 貸付金 期末(平均)残高 1,004 億円 運用益 6 億円 利回り 0.624%
(これも、データが一部しかないので、確実な数字ではない。県の決算審査資料では、「土木総務課」の利子合計約 6 億円のみが集計されているだけである。)

県における資金運用は、先述した「連結バランスシート」から判断すると、「歳計現金(現預金)」、「基金」、「投資・出資金等」、「貸付金」で行われている。しかし、「投資・出資金等」への資金投資は、不採算な第三セクターへの投資や公益性のある財団や社団への出資が大半であるため、投融資利回りは、ほとんどゼロに等しい。また、「貸付金」の大半も無利子貸付け、若しくは、利子免除であるため、これのリターンである「受取利子」もほとんどゼロに等しい。

したがって、県における資金運用は、「歳計現金」と「基金」による2本立てで行われている。そこで、地方自治体で使用するこれらの定義付けと内容を確認しておきたい。

- ・「歳計現金(「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金」自治法 235 の 4 I)」とは、一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金である。歳計現金に属するか属しないかは、歳入歳出になるかならないかによって決められる。

したがって、基本的には、歳出に充てられるべき支払準備のための資金であり、歳入歳出の時期のズレが生じることから、一地方公共団体を全体として捉えると、その額は毎日変化する。

歳計現金の運用方法は、利回りの良し悪しよりも、支払準備に支障をきたさないような運用期間を設定し、必要な時に現金化できることが条件であるため、「預金」による。¹⁷

・「基金」とは、いわゆる財産の種類の一つであり、その設置、管理及び処分に関しては、条例でこれを定めることが必要である。基金は、特定の目的のために財産を維持管理する目的などで設置するものである。¹⁸

なお、基金の運用実績に関する金額(上記②)は、基金のうち「現金(実質は預金)」での運用に限定したデータであることに留意する必要がある。

なぜなら、実際の基金の運用対象は、「現金」以外に、他の会計への貸付け、土地の先行取得、美術品の先行取得に係る財産があり、平成20年度末では、以下の図表のような内容となっているからである。したがって、基金とは、資金運用を目的とする「ファンド」とは似て非なるものであるという事実留意すべきである。

単位：億円 切捨て

資産の種類	平成19年度	平成20年度	2期間の単純平均 (構成比)
現金	1,394	1,263	1,329 (68%)
不動産	158	161	160 (8%)
動産	47	47	47 (2%)
有価証券	154	274	214 (11%)
貸付金	165	244	205 (10%)
合計	1,920	1,991	1,956(100%)

出所：平成20年度 「広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」 p36

(注) ここで「現金」とは「預金」の運用であり、この表では積数計算によっていないため、2期間の平均残高1,329億円は、正確な平均残高ではない。積数計算による正確な平均残高は、上記②で示した1,245億円である。

この図表から、平成20年度末に設定されている「33基金」のうち約1割が、流動性を欠く不動産(8%)・動産投資(2%)に向けられているという事実が判明する。

県は、財政が悪化した原因として、「(4)基金の減少」と題して次のようなコメントを記述している。「財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした

¹⁷ 小笠原春夫，河野正一編著 「最新地方自治講座8 財務(2)」ぎょうせい 平成15年10月6日 p198～208

¹⁸ 同書 p282～298

積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、本県では財政調整基金と減債基金の2基金をいいます。ピーク時の平成3年度末には1,932億円ありましたが、平成21年度当初予算編成時の年度末残高では25億円程度まで減少しています。」¹⁹ という記載である。一方、基金の状況(平成21年3月末現在)²⁰を見ると、減債基金については、「減債基金(通常分)」と「減債基金(ルール分)」と2か所に記述があるが、現在高[現金]を合計すると728億円となっており、上記と矛盾しているようにも見える。

県の説明によると、「財源調整的基金」とは、財源不足時に活用できる基金のことをいい、具体的には財政調整基金及び「減債基金(通常分)」を合計したものである(平成8年度以前は、大規模事業基金も「財源調整的基金」であった)。

また、「減債基金(通常分)」とは、県債の満期一括償還分の積立である「減債基金(ルール分)」を除いたものをいうとのことである(なお、「減債基金(ルール分)」は、県債の償還のため義務的に積立てられたものであるので、財源不足時に活用することはできない)。したがって、県の記述に誤りはないようであるが、説明不足の感は否めない。

資金効率の視点から見ると、より深刻な財務上の問題は、平成5年度の基金合計残高1,833億円が、平成20年度には1,991億円に増加したことである。特に、土地等の不動産、美術品等の動産への投資が増加し、資金が固定化していることが財務上の問題であると考えられる。基金として「現金」で運用している「基金(現金)年度末残高」が平成5年度の1,590億円から平成20年度の1,263億円に減少しているが、これは、後で見るように、有価証券(債券)運用と他の会計への貸付けが新たに発生していることが原因である。基金の運用は、恒常的に残高を減少することなく、むしろ、着実に増加している。

単位：億円

区 分	平成5年度		平成19年度	平成20年度
財政調整基金	178	この間、省略	67	25
減債基金	1,027		963	1,072
その他基金	403		467	479
定額基金	225		226	415
基金合計	1,833		1,723	1,991
うち、基金(現金)年度末残高	1,590		1,395	1,263

¹⁹ 広島県 「広島県の財政状況」 平成21年5月 平成21年5月28日公表 p 29

出所：平成 20 年度「広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」 p 13

(注)平成 19 年度の基金合計 1,723 億円には，土地開発基金 198 億円が計上漏れのため前ページの平成 19 年度基金合計 1,920 億円と不一致である。

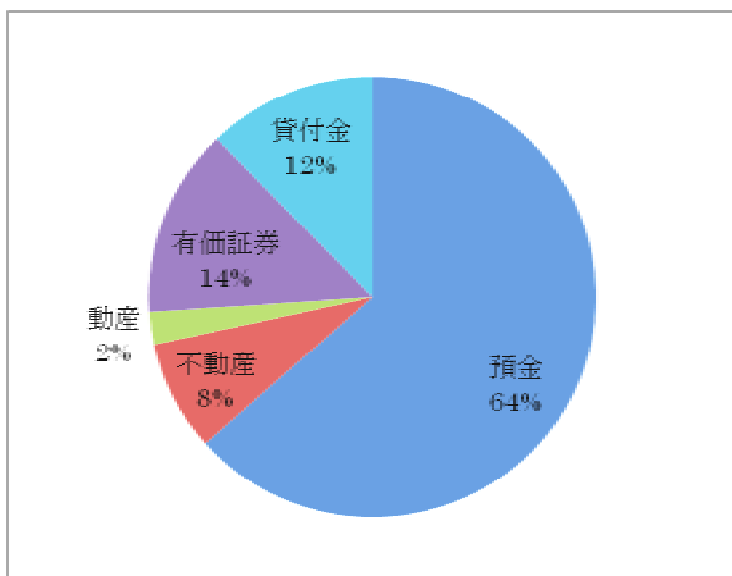
なお，県は，「特定目的のための基金の廃止・取崩しなどの財源対策効果は一過性のものであり，根本的な財源不足の解消には至りません。」²⁰と述べているが，地道な改善努力こそが，大きな成果をもたらすことを忘れてはならない。

●図表 基金の種類別表

出所：県提出資料によって作成

平成 21 年 3 月 31 日現在 金額単位：百万円)

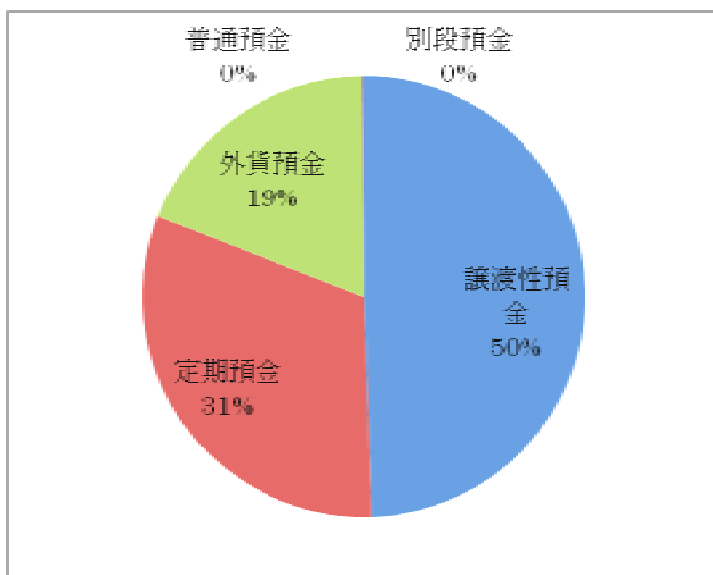
資産の種類	預金	不動産	動産	有価証券	貸付金	基金残高合計
金額	126,350	16,106	4,770	27,464	24,444	199,133



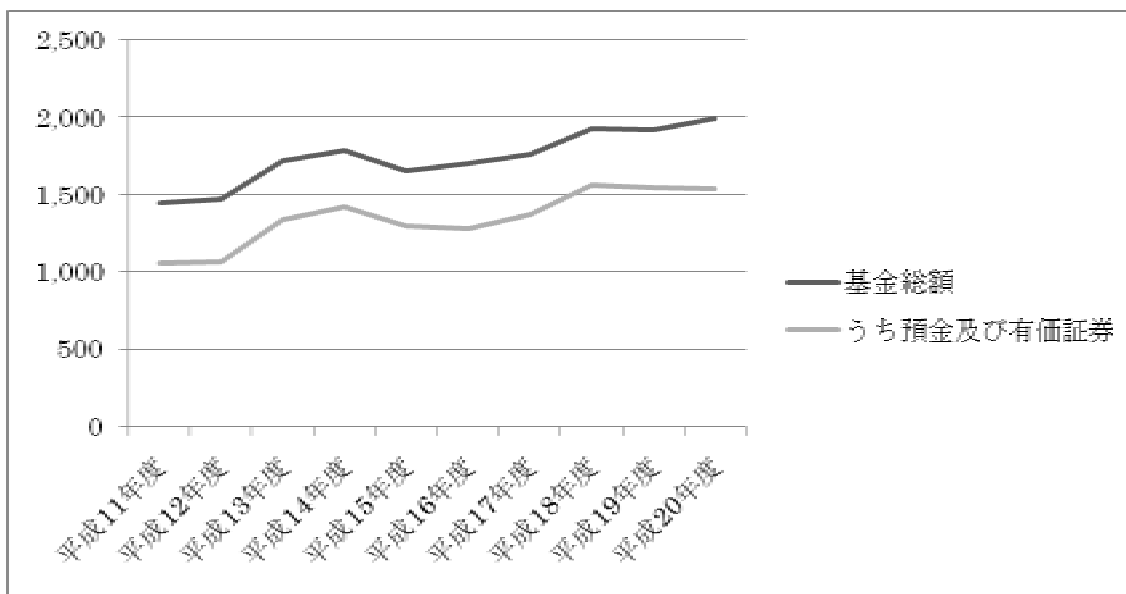
²⁰ 広島県 「広島県の財政状況」 平成 21 年 5 月 平成 21 年 5 月 28 日公表
p 101

そのうちの預金の内訳

預金の内訳	譲渡性預金	定期預金	外貨預金	普通預金	別段預金	預金
金額	62,537	39,731	23,833	249	0	126,350



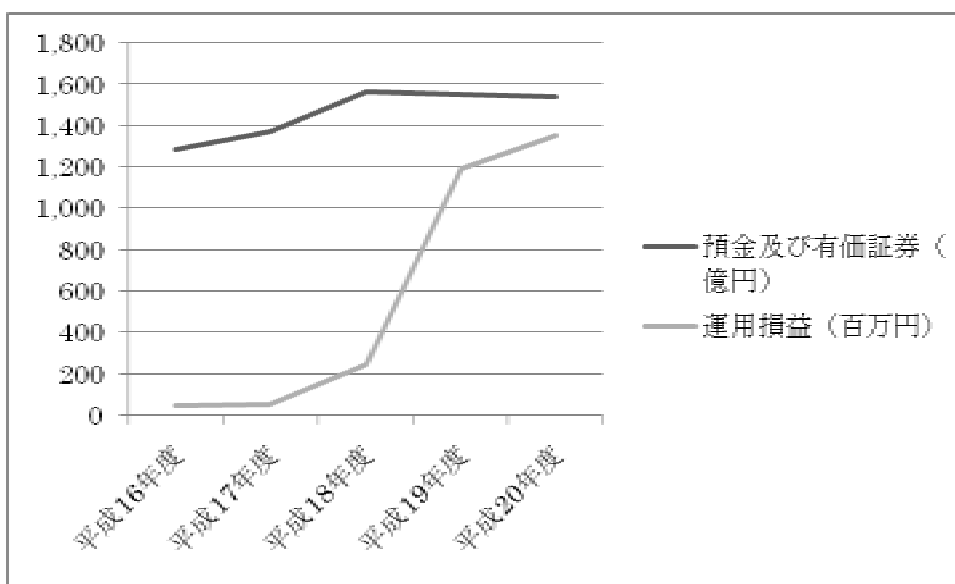
●図表 基金残高の推移表 (金額単位：億円)



上記のように基金総額自体は増加している。

●図表 基金の運用損益の状況表

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
預金及び有価証券(億円)	1,285	1,372	1,565	1,550	1,538
運用損益(百万円)	48	53	249	1,196	1,355
運用損益率	0.04%	0.04%	0.16%	0.77%	0.88%



上記の運用損益は、対応した預金及び有価証券に対し、1～2年遅れで計上されている。運用損益の増加の要因は、ひとつには金利が上昇したこと、もうひとつは減債基金において有価証券の購入を平成19年度から開始していることによる。

2 資金調達対象項目の期末(平均)残高と支払利子・支払利率

① 県債

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

期末(平均)残高 2 兆 1,100 億円 支払利子 362 億円 支払利率 1.716%

この県債とは、県が発行する地方債としての債券及び金融機関等からの借入金を意味する。

② 引当金

引当金の中では、特に、退職金の支払準備としての退職給与引当金の残高が巨額になっている。平成 21 年 3 月期のデータはないので、平成 20 年 3 月末のデータで見ると、普通会計では約 2,660 億円、公営企業会計では約 30 億円の引当金残高があり、合計すれば約 2,690 億円の引当金残高となる。

③ 簿外となっている債務負担行為(保証債務、損失補償)

資金の調達側の負債項目として未計上であるが、将来の財政支出を約束する行為を「債務負担行為」と呼んでいる。これは、県の単体では資料がない。データとしては古くなるが、平成 20 年 3 月 31 日現在の「連結バランスシート」によると、5 兆 8,608 億円の債務負担行為が認められる。

④ 他会計からの借入

地方自治法でも認められているため、県の基金や、公営事業会計、例えば、病院会計では、すべて外部からの借入金に頼ることなく、一般会計からの借入も行っている。外部からの借入では支払利子が発生するので、内部資金の余剰部門から不足部門への資金移動は、極めて合理的な資金管理である。資金管理の「高度化・効率化」の成功例である。

3 利鞘

利鞘の現状の分析結果は次のようになる。世界的な構造不況という現在の経済環境では、資金の運用における収益改善は見込めない。

さらに、県の資金は、その多くが県出資法人への出資や配当が見込めない株式会社への投資並びに無利子の貸付金に充てられているため、運用できる資金が限定されるという地方公共団体としての特性がある。

資金運用益 18 億円 平均残高 2,288 億円 0.79 %

なお、これは、「歳計現金」と「基金」のみの運用益であるから、これを、「有価証券・投資等」と「貸付金」を含む全体的な資金運用に換算し直す必要がある。

- ①資金運用益利回り 0.53% (運用益 24 億円÷期末(平均)残高 4,539 億円)
- ②資金調達原価 1.72% (支払利子 362 億円÷期末(平均)残高 2兆 1,100 億円)
- ①－②：利鞘 ▲1.19%(▲は、マイナスという意味である。)

以上の過程から導きだされる結論は、「資金の運用効率を検討することも大事であるが、資金の調達残高を大幅にカットすること」が、利鞘改善の早道であるということである。利鞘は、資金運用益の拡大、または資金調達原価の圧縮を図れば、改善する。不況下の日本経済では、資金の運用拡大を図り、利鞘の向上を図る方法があまり期待できないため、資金の調達額を少なくする必要がある。

したがって、利鞘の改善方法は下記の2点に絞られる。

- ① 不良資産・遊休資産の圧縮を図り、利回りの効率化を図る方法を検討すること。
- ② 資金調達原価の圧縮を図ること。

これは、具体的には、県債の発行金額の圧縮である。この方法は、県単体での改善は、大幅な歳出の削減がない限り、かなり困難を伴うものである。

視点を変えて、県出資法人を含めた「連結バランスシート」でこれの改善方法を検討すると、不良資産・遊休資産の圧縮と県債の圧縮の改善点が明確になるものと思われる。

●監査結果(意見)

県の「資金管理方針(平成 20 年 4 月 18 日公表)」では、歳計現金 1,100 億円と基金 1,600 億円との合計 2,700 億円を想定しているが、県単体だけの資金運用では規模の利益が享受されないため、資金効率改善には限界がある。

法的な制約がなければ、県単体や県出資法人だけの限定的な資金運用ではなく、県出資法人を含めた県全体での総合的な資金運用が検討されるべきである。

資金の流動化を図り、規模の利益を活かせるよう資金効率の改善を行う必要がある。

4 資金運用期間と資金調達期間

県単体の資金の運用期間と調達期間には、下記に見るように、ほぼ整合性がある。資金運用と調達期間のミスマッチはない。

(1) 資金運用期間

- ① 歳計現金 平均運用日数 46 日
- ② 基金 平均運用日数 182 日(預金のみ)
- ③ 有価証券 1 年を超える長期保有
- ④ 貸付金 最長 30 年

(2) 資金調達期間

- ① 債券 5 年から 20 年
- ② 借入 最長 30 年

第5 広島県における基金の運用実績と問題点

1 基金の概要

基金とは、一般に、地方公共団体が、条例の定めるところによって、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるものである(地方自治法第241条第1項)。基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない(地方自治法第241条第2項)。そして、特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない(地方自治法第241条第3項)。基金の設置は、地方公共団体の任意であり、災害救助基金など、他の法令によって義務付けられている場合には、条例を必要としない。

なお、基金の種類は大きく、2つに分けられる。

- ① 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの。例えば、県では、県庁舎整備基金、減債基金などがある。これらの基金は、当該目的のためでなければこれを処分することができない(地方自治法第241条第3項)。
- ② 特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの。例えば、県では、市町振興基金、土地開発基金などがある。これらの基金は、その運用について、毎会計年度、その運用の状況を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、決算書類とあわせて議会に提出しなければならない(地方自治法第241条第5項)。

以上のような内容を持つ県の基金は、平成21年3月31日現在で、条例上33基金²¹が設置され、その残高は、1,991億円である。具体的には、以下のように整理される。

²¹ 広島県監査委員 平成20年度 「広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」 p15 なお、p35～36を見ると、条例上は残っているが、基金残高がゼロのものが3基金ある。したがって、正確には、30基金が設置されている。

法令で義務付けられているもの

基金名称	残高(平成 21 年 3 月 31 日現在)
災害救助基金	12 億 78 百万円

広島県設置の一般会計によるもの

基金名称	残高(平成 21 年 3 月 31 日現在)
財政調整基金	25 億 48 百万円
減債基金	1,072 億 3 百万円
大規模事業基金	39 億 86 百万円
県庁舎整備基金	151 億 24 百万円
地域づくり振興基金	7 億 37 百万円
市町振興基金	142 億 16 百万円
土地開発基金	199 億 43 百万円
民間社会福祉事業振興基金	3 億 55 百万円
大規模社会福祉施設等建設基金	20 億 76 百万円
地域福祉基金	44 億 22 百万円
みどりと景観の基金	19 億 56 百万円
県立産業会館施設設備整備基金	3 億 1 百万円
ひろしまの森づくり基金	1 億 78 百万円
教育振興基金	1 億 1 百万円
美術品等取得基金	50 億 11 百万円
産業廃棄物抑制基金	23 億 17 百万円
合計金額	1,804 億 79 百万円

広島県設置の特別会計によるもの

基金名称	残高(平成 21 年 3 月 31 日現在)
港湾整備事業基金	8 億 35 百万円
県営林事業費基金	95 万円
合計金額	8 億 36 百万円

国の施策による基金

基金名称	残高(平成 21 年 3 月 31 日現在)
介護保険財政安定化基金	47 億 41 百万円
中山間地域等直接支払事業基金	15 億 41 百万円
中山間ふるさと・水と土の保全基金	12 億 30 百万円
森林整備地域活動支援事業基金	1 億 11 百万円

環境保全基金	4億2百万円
国民健康保険広域化等支援基金	2億32百万円
障害者自立支援特別対策事業基金	31億58百万円
後期高齢者医療財政安定化基金	8億6百万円
消費者行政活性化基金	3億60百万円
安心こども基金	21億円0百万円
妊婦健康診査支援基金	18億51百万円
合計金額	165億38百万円

総合計

1,991億33百万円

2 基金の個別的検討

以下、各基金において、共通のポイントを明らかにして、述べる。
共通のポイントは次のとおりである。

- ① 基金の目的
- ② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)
- ③ 過去 5 年間の推移(金額単位：百万円)
- ④ 基金の内容

(1) 災害救助基金(健康福祉総務課企画室)

① 基金の目的

都道府県は、災害救助費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない(災害救助法第 37 条)。その金額についても同法において定められている(災害救助法第 38 条)。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	11 億 44 百万円
災害救助用備蓄物資	1 億 33 百万円
合計	12 億 78 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3	
積立て	0	3	0	0	6	
目的取崩し	4	13	6	7	4	
残高合計	1,298	1,289	1,283	1,275	1,278	
内訳	預金	1,163	1,155	1,152	1,142	1,144
	物資	134	133	130	133	133

*取崩しには、救助費用及び備蓄物資のうち食料品の賞味期限切れによる処分を含んでいる。

④ 基金の内容

ア ここ数年の基金の使用は、備蓄物資の賞味期限切れによる処分に伴う、物資の購入によるものである。

県は、平成19年3月策定の広島県地震被害想定調査報告書における被害想定を踏まえ、災害応急救助物資備蓄調査検討報告書（平成9年11月作成）を一部見直した。これによって、備蓄物資の必要量を災害発生直後の2日分（食糧は4食分）と定め、県と市町で半分ずつの備蓄割合としている。当該報告書と「広島県備蓄物資取扱要領」による備蓄必要量を現在の備蓄量と比較したところ、生活必需品については必要量をほぼ上回っているが、食料品については必要量を大きく下回っていた。これについては5か年で必要量に達するよう購入を予定している。以下に示す備蓄数量は、県が平成21年4月1日時点で備蓄しているものである。

物資名	備蓄数量	必要数量	過不足数量
乾パン	111,488(食)	137,440(食)	▲25,952(食)
ビスケット	11,520(食)	高齢者用食	
アルファ化米(高齢者)	11,240(食)	38,218(食)	▲15,458(食)
アルファ化米(乳児用)	3,520(食)	乳幼児食	
離乳食	400(食)	4,936(食)	▲1,016(食)
粉ミルク	118,150(g)	117,450(g)	700(g)
生理用品	64,368(個)	16,170(個)	48,198(個)
乳幼児用紙オムツ	10,324(枚)	7,040(枚)	3,284(枚)
成人用紙オムツ	1,320(枚)	1,328(枚)	▲8(枚)
簡易トイレ	1,750(個)	2,268(個)	▲518(個)
毛布	63,460(枚)	33,216(枚)	30,244(枚)
救急医療セット	4(セット)	—	4(セット)

なお、物資は防災拠点施設備蓄倉庫等に保管している。防災拠点施設は三原市にあり、県央に位置している。

イ 最小限積み立てるべきという金額の計算は以下による。

最少額＝前年度の前3年間の普通税収入額の平均年額×5/1000

20年度最少額＝16～18年度の普通税収入額の平均年額×5/1000

＝12億45百万円

基金残高は12億78百万円で、最少額を上回っており、適正額を保持している。

●監査結果(指摘事項)

広島県備蓄物資取扱要領第8によれば、

「備蓄物資は、平常時から次の方法によって点検を行うものとする。

(1)食料品及び生活必需品は、その保管状況及び外観上の異常の有無を1年に1回以上点検するものとする。

(2)省略

(3)備蓄物資の在庫数量は、常時確認できるよう受払ごとに数量を整理するものとする。」と規定されている。

備蓄物資を現地視察し、保管状況を確認した。外観上の異常は見受けられなかったが、在庫数量は、常時確認できるような管理状況ではなく、置き場所の位置と保管数量の把握が大雑把にしかなされていない。要領からは、実地棚卸を要求されてはいないが、資産の保全のためには、定期的に、実地棚卸を実施すべきである。また、帳簿残高と実数に差異がある場合は、この原因を分析することが必要である。

(2) 広島県財政調整基金(財政課)

① 基金の目的

大規模な災害により生じた経費及び長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等財政の健全な運営に資するための経費の財源に充てるため、広島県財政調整基金を設置する(広島県財政調整基金条例第1条)。特に大きな災害などや、年度ごとの税収の落ち込みをカバーするなど、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。一般財源の不足を補うために使用する。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	25億48百万円
合計	25億48百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	3,224	502	502	404	2,225
目的取崩し	3,200	2,831	177	43	6,360
残高合計	8,325	5,996	6,322	6,683	2,548

④ 基金の内容

他の基金とは異なり、財源不足を補う場合に使用するため、目的事業等があるわけではない。平成3年度末には626億円あり、このときをピークとして減少著

しい。上記③のとおり、毎年度かなりの取崩しが行われ、厳しい財政状態にあることが分かる。ただし、基金だけでいえば、ここ10年を見るとすべての基金の合計総額自体は増加している。下記3の減債基金を積み立てる金額が増加していくに従い、財政調整基金に積み立てられなくなったということである。なお、平成21年8月に県がホームページ上で公表した「今後の財政収支見通しについて」によれば、今後10年間の財政収支は、21年度に253億円の赤字のほか、31年度まで毎年400億円以上の赤字を見込んでいることから、財政調整基金が今後積み立てられる余裕はあまりないようである。

(3) 広島県減債基金(財政課)

① 基金の目的

県債の償還のうち次に掲げるもの及び県債の適正な管理に必要な経費の財源に充てるため、広島県減債基金を設置する。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合における県債の償還
- 二 当該年度の県債の償還額が当該年度以外の年度に比して著しく多額となる場合における県債の償還
- 三 償還期限を繰り上げて行う県債の償還
- 四 地方税の減収補てん又は財源対策のため特別に発行した県債の償還
- 五 満期において元金を一括して償還する方法により発行した県債の償還
(広島県減債基金条例第1条)

県債の償還に備えて、計画的に積み立てておく基金である。県債の多くは満期一括償還であり、満期に多額の償還資金が必要となるため、これを積み立てている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	262億35百万円
大口定期預金	274億円
外貨預金	188億63百万円
普通預金	2億48百万円
有価証券	274億63百万円
公債管理特別会計へ貸付け	44億94百万円
流域下水道事業費特別会計へ貸付け	3億40百万円
水道用水供給事業会計へ貸付け	21億57百万円
合計	1,072億3百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分		H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て		11,881	16,183	32,882	30,129	33,719
目的取崩し		5,060	4,970	6,342	32,260	22,862
残高合計		60,723	71,936	98,477	96,347	107,203
内 訳	預金	60,723	71,936	98,477	78,139	72,747
	有価証券	—	—	—	15,487	27,463
	貸付金	—	—	—	2,720	6,992

有価証券は、国債及び地方債であり、平成19年度から運用している。国債及び地方債の利率は、表面利率で1～1.5%前後あり、預金の利率0.2～0.5%と比較して高い。償還期限は5年を上限としている。また、貸付金金利は預金の平均利回りを利用しているが、これについては減債基金以外の基金の貸付けにおいても同様である。

④ 基金の内容

一括満期償還に備えての基金だが、その積立てルールは大体において、起債後5年間据え置き、その後4%ずつ25年積み立てるものである。平成20年度末現在の県債残高における割合は5.5%である。なお、このルール外で、財源調整的な金額である14億94百万円を含んでいる。

(4) 広島県大規模事業基金(財政課)

① 基金の目的

県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費の財源に充てるため、広島県大規模事業基金を設置する(広島県大規模事業基金条例第1条)。大規模事業とは、総事業費100億円以上の公共用施設の整備事業(公共事業を除く)又はこれに準ずる県勢発展に資する事業に係る経費の財源に充てるものである(広島県大規模事業基金管理運用規程)。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	12億97百万円
一般会計へ貸付け	26億88百万円
合計	39億86百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分		H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て		3	1,753	1,620	1,051	1,995
目的取崩し		3,058	1,762	1,627	1,052	5,144
残高合計		7,151	7,143	7,136	7,136	3,986
内 訳	預金	697	2,441	4,055	5,106	1,297
	貸付金	6,454	4,701	3,081	2,030	2,688

④ 基金の内容

最近の事業内容として、平成19年度には企業立地促進助成金として32億円、平成20年度には同助成金に4千万円を当該基金から使用している。企業立地促進助成制度とは、県内に企業が施設等を新設・増設などする際に、土地・不動産取得税・建物・設備等に一定の助成を行う制度である。

●監査結果(意見)

大規模な公共用施設の整備事業の計画がない昨今では、どちらかといえば財源調整的な使用が行われている。「県勢の発展に資する」という条例の解釈はさまざまに行えるので、基金とする必要はないのではないか。特に大規模事業基金としての存在意義は乏しい。

(5) 広島県県庁舎整備基金(財産管理課)

① 基金の目的

県庁舎の整備に必要な経費の財源に充てるため、広島県県庁舎整備基金を設置する(広島県県庁舎整備基金条例第1条)。

基金設置した平成11年当時、県庁舎は築後40年以上を経過しており、将来的な建て替えに向けて積み立てることとしたものである。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	123億70百万円
外貨預金	27億54百万円
合計	151億24百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	3,004	4	5	28	68
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	15,018	15,022	15,027	15,056	15,124
内					
預金	15,018	15,022	15,027	15,056	15,124
貸付金	—	—	—	—	—

④ 基金の内容

現在の県庁舎は築50年を超えているが、具体的な建て替え計画は未定である。最近の県庁建設費は、例えば、平成14年石川県が約565億円、平成19年栃木県が約524億円となっている。10年前に、10年間で300億円の積立てを行う計画として立案されたが、財政状況の悪化によって平成16年度から積立てを見送ってきた結果、現在は5年分約151億円の積立残高となっている。道州制などの地方分権改革の進捗度との兼ね合いもあり、具体的な建設計画は無いにせよ、今の積立て状況では建設時には県債を発行する必要があることは明らかである。

(6) 広島県地域づくり振興基金(地域政策課)

① 基金の目的

個性豊かで住み良い県土を築くことを目的として、市町が自ら推進する地域づくり事業の助成に必要な経費の財源に充てるため、広島県地域づくり振興基金を設置する(広島県地域づくり振興基金条例第1条)。

平成元年度に竹下内閣のふるさと創生の施策展開に伴い、地域づくりのための財政支援措置として、県・市町村に交付税措置されたことから始まっている。平成2年に基金設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	7億37百万円
合計	7億37百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	4	2
目的取崩し	0	433	182	4	657
残高合計	2,007	1,573	1,391	1,391	737

④ 基金の内容

平成20年度及び21年度の基金充当事業の主なものは、市町が行う地籍調査事業への交付や交通系ICカードシステム整備事業者への助成、市街地再開発事業補助金などに使用している。

(7) 広島県市町振興基金(市町行財政課)

① 基金の目的

行政水準の向上を目的として市町及び一部事務組合が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付けるため、広島県市町振興基金を設置する(広島県市町振興基金条例第1条)。

昭和43年、後進地域における行政水準の向上を図り、住民の福祉の増進に資することを目的として、市町村が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付けるために設置された。その後昭和49年に地域を特定せず、市町及び一部事務組合が実施するものに貸付けることに改正された。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	62 億 39 百万円
定期預金	5 億 57 百万円
市町への貸付金	74 億 19 百万円
合計	142 億 16 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	72	56	48	86	113
貸付使用額	938	909	1,025	589	3,108
取崩し	—	—	4,832	1,395	1,148
残高合計	21,288	21,344	16,560	15,252	14,216
内 預金	10,542	12,591	9,235	8,830	6,797
訳 市町等貸付	10,746	8,753	7,325	6,421	7,419

④ 基金の内容

平成 20 年度の貸付けについては、庄原市など 7 つの市町について公債の繰上償還の財源として 28 億 72 百万円のほか、府中市の用地取得費用 1 億円や大竹市の土地造成事業の健全化対策 95 百万円などが実行されたものである。

平成 21 年度の使用予定は、市町への貸付のほか、基金を取り崩して、合併市町への合併推進交付金、市町における経済雇用対策としての元気づくり緊急交付金、市町振興につながる県事業への財源対策としての市町生活交通体系再編事業などの支出に充てることとしている。

(8) 広島県土地開発基金(財産管理課)

① 基金の目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、広島県土地開発基金を設置する(広島県土地開発基金条例第1条)。昭和44年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	14億9百万円
土地	152億96百万円
土地造成事業会計へ貸付け	32億37百万円
合計	199億43百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分		H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て		145	110	400	609	197
他部局へ土地引渡		144	—	397	608	—
残高合計		19,632	19,743	19,745	19,745	19,943
内 訳	預金	384	494	895	1,504	1,409
	不動産	16,010	16,010	15,612	15,004	15,296
	貸付金	3,237	3,237	3,237	3,237	3,237

④ 基金の内容

土地開発基金が保有している土地は、具体的にいつ事業化するか未定である。事業が予算化されれば、一般会計等への移管が行われるからである。よって現在保有している土地は、事業計画があるがまだ具体的な建設等の施工時期が明確には定まっていないものと、未定のうちに事業計画が中止となったものである。平成21年3月末現在、以下の土地と貸付金を保有している。

	所在地	面積(m ²)	基金現在高 (百万円)	所管局	予定している用途
1	安佐南区沼田	8,111	50	企業局	計画なし * 1
2	尾道市高須	712.68	63	財産管理課	計画なし * 2
3	東広島市河内	2,326,213.20	14,889	環境局	計画なし * 3
4	佐伯区倉重	5,065.29	291	警察本部	佐伯警察署用地
5	土地造成事業会計へ貸付け		3,237	企業局	* 4

- * 1 もともとは、沼田流通業務団地を予定していた。昭和49年に取得し、平成7年には当該流通団地開発計画を断念、事業は中止された。その後一部について、元地権者へ売却したり、砂防堰堤として土木局へ引き渡したりした残りである。
- * 2 もともとは、土地区画整理事業の一環として、県営住宅建設を予定していた。平成4年に取得したが、具体的な計画に至らず、その後一部は県の独身寮用地として平成9年に財産管理課が買い上げ、また一部は平成19年に売却した。現在残っている土地は独身寮の駐車場として平成9年から利用している。
- * 3 もともとは、広島空港周辺部の民間の乱開発を防ぎ、一定の公共用地を確保するという目的で土地造成事業会計(企業局)が平成3年から平成9年にかけて取得する際に、土地造成事業会計へ資金を貸付けていた。その後、事業計画が立たないことから、平成17年に環境局が簡易な自然公園的活用をすることになり、土地を企業局から取得して、貸付金と相殺したものである。実際には現在もなんら活用されていない。
- * 4 基金残高の資産内訳では、土地だけでなく、企業局(土地造成事業会計)が取得した土地の購入資金を貸付けているため、これを記載した。広島空港周辺を都市的快適性と田園的快適性の融合したエアポートビレッジ構想を整備することとし、そのうちのビジネスエリアとして臨空オフィスを整備する計画があったことから取得したものである。現在ではその一部を県営駐車場として使用しているだけである。

●監査結果(指摘事項)

監査において基金台帳の不備が見受けられた。前記の④基金の内容*1において、一部を売却したり、他局へ引き渡したりした結果、公簿面積と実測面積が混

同して記載されていた。調査したところ、基金台帳では平成 20 年度末面積が 5,798 m²となっていたが、登記面積は④表のとおり、8,111 m²であった。県は速やかに適正な修正を行うべきである。

●監査結果(意見)

- ・ 事業化を中止した土地を保有し続けていることで、資金が固定化してしまっている。結果、基金の目的を有効に果しえないことになっている。土地取得というタイミングが重要な行政事務を支障なく実施することが、土地開発基金の目的である。塩漬け土地を保有管理することが目的ではない。
- ・ 塩漬け土地には、上記の資金固定化ということとともに、計画中止によって一般会計の引き取り手がないまま時が経過してしまい、基金財産であることから利用が不可能となっている状況にあり、土地の有効活用の検討すらなされない可能性がある。基金財産としておくよりは、普通財産として売却等を含めた有効活用を検討するべきである。
- ・ また、土地開発基金は昭和 44 年に自治省からの要請に基づいて設置された。当時は社会資本充実のための用地取得問題がかなり難しい経済情勢にあった。しかし、いわゆるバブル崩壊後、土地の価格を含む経済情勢が変化していることから、当時の先行取得をする意義も低下した。基金廃止も視野に入れて検討する余地がある。このため、平成 21 年 12 月の県の「事業仕分け」では、「不要」と仕分けされた。
なお、土地開発基金のほかにも、土地を先行取得する組織として、前述した企業局における土地造成事業会計や、公共用地等取得事業特別会計が存在し、ほかにも広島県が出資する広島県土地開発公社がある。

(9) 民間社会福祉事業振興基金(地域福祉課)

① 基金の目的

民間における社会福祉事業の振興を図ることを目的として、社会福祉施設を設置経営する社会福祉法人に対し、社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金を貸付けるため、民間社会福祉事業振興基金を設置する(民間社会福祉事業振興基金条例第 1 条)。

民間社会福祉施設が施設整備を行う際、地方公共団体等から補助金や借入を受けているが、これらの資金の交付までに相当の期間を要するため、その間のつなぎ資金を貸付けるために昭和 44 年に設置された。貸付限度額は 20 百万円、無利子であり、貸付対象は社会福祉法人である。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	3 億円
定期預金	55 百万円
合計	3 億 55 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分		H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て		0	0	0	1	2
貸付実績		20	40	60	—	—
貸付返済		—	40	60	20	—
残高合計		351	351	351	352	355
内 訳	預金	331	331	331	352	355
	貸付金	20	20	20	—	—

④ 基金の内容

貸付けは、平成 18 年度に 3 件、その後申請が全くない。そこで広島県は当該つなぎ資金を利用する社会福祉法人の減少によって基金の必要性が低下したものと
して、平成 21 年度をもって基金を廃止する予定である。県によれば、貸付件数減少の理由はつぎのとおりである。

- ・事業の計画段階では、工事費等の支出時期等の予定が立ちにくいことから、工事請負業者との契約の際に補助金等の入金後に支払う内容としていることが多い。
- ・貸付限度額が 2 千万円と工事費総額に比較して少ない。
- ・民間金融機関による低利の融資が増えてきた。

基金を廃止するということは、社会福祉法人へのつなぎ資金貸付けそのものを廃止するということになる。もう少し社会福祉法人が使い勝手の良い方向に貸付限度額を増加するなどにならなかったのは残念である。基金を廃止したとしても、補助金等の支払時期が変わらないなら、つなぎ資金を必要とする社会福祉法人があれば、それに対応することは大事ではないだろうか。

(10) 大規模社会福祉施設等建設基金(健康福祉総務課企画室)

① 基金の目的

大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金を設置する(大規模社会福祉施設等建設基金条例第1条)。昭和50年に設置された。その原資は，法人県民税の特例部分及び寄付金である。法人県民税の特例部分は，当初1%，平成2年度からは0.8%である。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	20億76百万円
合計	20億76百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	1,374	1,618	1,948	2,288	2,393
目的取崩し	979	—	2,691	1,568	3,590
残高合計	1,677	3,295	2,552	3,273	2,076

④ 基金の内容

ここ数年，大規模な社会福祉施設等の建設はなく，県はこの基金を企業債(病院事業債)の償還，県立障害者関係施設整備事業や国直轄事業の公園負担金，県民公園整備にも充ててきている。

●監査結果(意見)

県は，大規模な社会福祉施設等の建設のためという当初の設置目的を拡大解釈し，大規模と思われない施設等の整備事業にも基金を充当している。財源不足の折から致し方ない部分もあるが，設置目的によらない事業にしか使用されないのであれば，基金の整理・廃止を検討することが望まれる。

(11) 広島県地域福祉基金(地域福祉課)

① 基金の目的

地域福祉の向上を図り、住みよい福祉社会を築くことを目的とした事業に要する経費の財源に充てるため、広島県地域福祉基金を設置する(広島県地域福祉基金条例第1条)。平成3年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	32億25百万円
一般会計へ貸付け	11億96百万円
合計	44億22百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	3	—	—
目的取崩し	—	—	—	—	600
残高合計	5,019	5,019	5,022	5,022	4,422
内					
預金	5,019	4,639	3,593	3,664	3,225
貸付金	—	380	1,428	1,357	1,196

④ 基金の内容

この基金は、「ふるさと創生の福祉版」として、長寿社会に備えて在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活発化等のため、地域の特性に応じて各種民間団体等が行う先駆的事業に対する助成等に充てるものである。基金から生じる運用収益は、一般会計に算入され、地域福祉等振興事業に充てられている。基金についての最近の使用は、基金本体を取り崩して、重度心身障害児の医療公費負担に充てている。

(12) 広島県介護保険財政安定化基金(介護保険課)

① 基金の目的

平成12年、介護保険法第147条第1項の規定によって設置された基金である(広島県介護保険財政安定化基金条例)。

見込みを上回る給付費増や保険料収納不足によって、市町村の介護保険特別会計に赤字がでることとなった場合に、市町村に対して資金の交付・貸付けを行うものである。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

外貨預金	22億14百万円
定期預金	5億31百万円
病院事業会計へ貸付け	19億95百万円
合計	47億41百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3	
積立て	385	390	381	530	549	
目的取崩し	8	1,322	150	—	—	
残高合計	4,362	3,431	3,662	4,192	4,741	
内訳	預金	4,362	3,431	3,662	4,073	2,746
	貸付金	—	—	—	119	1,995

④ 基金の内容

交付については、3年ごと(事業運営期間最終年度)に財政不足額のうち、原則として保険料収納不足額の2分の1を交付する。貸付けについては、原則として保険料収納不足及び給付費増による財政不足額の全額(交付があるときは交付額を除いた額)を貸付ける。貸付額の償還は次の事業運営期間に、保険料を財源として行う。

(13) 広島県みどりと景観の基金(自然環境課)

① 基金の目的

良好な自然環境の保護を図るために必要な土地(土地の定着物を含む)を円滑に取得し、又は地域の景観の形成に関する活動の推進に必要な経費の財源に充てるため、広島県みどりと景観の基金を設置する(広島県みどりと景観の基金条例第1条)。平成3年に設置された。設置したときに、自然保護基金が廃止され、その廃止時の残額である18億61百万円を基金の額として引き継いでいる。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	11億46百万円
土地	4億13百万円
立木	3億96百万円
合計	19億56百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3	
積立て	0	0	0	0	7	
目的取崩し	30	30	30	43	42	
残高合計	2,094	2,064	2,034	1,991	1,956	
内訳	預金	1,284	1,254	1,224	1,181	1,146
	不動産	809	809	809	809	809

④ 基金の内容

20年度事業のひとつは、自然保護協力奨励事業として条例等に基づいて保全地区等を指定するに伴い、私権との調整を図るため、自然保護協力奨励金及び立木損失補償金を所有者等へ交付している。また、同様に、保安林整備管理事業として、保安林の指定によって受ける保安林損失補償を所有者等へ交付している。

さらに、自然環境が特に優れた地域で、厳正に保全を図る必要があるものについては、土地等の取得を行っているが、ここ最近の取得は平成3年を最後でない。これによって、現在、基金財産として取得している土地及び立木は以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

土地	土地面積(m ²)	取得金額
深入山 1 号	97,132.78	19
深入山 2 号	131,866.68	18
大平山	1,078,837.30	129
郡山	2,174.00	2
比丘尼山	8,487.00	7
万古溪	19,811.00	9
帝釈峡 1 号	3,405.00	3
風土記の丘 1 号	974.00	1
川奥	785,300.00	31
帝釈峡 2 号	84,187.21	5
風土記の丘 2 号	6,110.74	3
帝釈峡 3 号	10,594.40	21
瀬戸の滝	1,396,436.22	166
土地合計	3,625,316.33	413

立木	立木材積(m ³)	取得金額
川奥	13,872.61	396

(14) 広島県環境保全基金（環境政策課）

① 基金の目的

地域環境の保全に関する普及啓発及び地域の環境保全活動の推進に必要な経費の財源に充てるため、広島県環境保全基金を設置する(広島県環境保全基金条例第1条)。当初の基金額は4億円である。

平成2年に当時の環境庁から、地方自治体が地域環境保全基金を造成した場合に、地域環境保全対策費として補助が行われた。その際の補助金2億円と地方交付税交付金2億円によって環境保全基金が造成された。その後、平成21年4月に、環境省から地域グリーンニューディール基金の創設について、平成21年度補正予算案が閣議決定されたことに伴い、県は、環境保全基金の設置目的を地域グリーンニューディール基金の目的にも適合するように条例を改正している。ただし条例は一本化されているが、従来の「環境保全基金」と「地域グリーンニューディール基金」とは別に管理されることになっている。地域グリーンニューディール

基金の財源は国からの補助金 11 億 96 百万円であり，平成 21 年度から平成 23 年度の間，計画的に地球温暖化防止対策や廃棄物対策関係事業に利用する予定である。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	4 億 2 百万円
合計	4 億 2 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	0	2
目的取崩し	0	0	0	0	0
残高合計	400	400	400	400	402

④ 基金の内容

従来の環境保全基金は，運用益を活用して事業を行う目的で設置されたのだが，現状では運用益はわずかであり，基金の目的を果たすことができるほどの事業量が確保されておらず，有効な環境保全対策を実施することは困難である。ここ 5 年間は環境事業への財源の一部として，一般会計へ 20 万円ずつ取り崩しているのみである。基金設置当時，国が基金の運用益による主な事業として計画したものは，環境保全活動の推進体制の整備及びその計画策定，環境教育の推進，地域環境にちなんだ各種イベント，市町村の環境保全計画の支援などである。

●監査結果(意見)

条例によれば 4 億円を処分できないため，基金の設置以来，環境保全基金の目的は運用益の範囲でしか果たされていない。当時の環境庁からの「地域環境保全対策費補助金交付要綱について」(環企管第 76 号 平成 2 年 3 月 26 日)によれば，4 億円を下回る取崩しについては，環境大臣の事前承認が必要とある。

有効な利用がなされるためには，大臣の事前承認を取り，4 億円を下回る取崩し処分も検討することが望ましい。

(15) 広島県中山間地域等直接支払事業基金(農業経営課農地調整グループ)

① 基金の目的

中山間地域等における農業生産活動を維持し、もって農地の公益的機能の確保に資することを目的として、市町が中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付する事業の県としての支援に必要な経費の財源に充てるため、広島県中山間地域等直接支払事業基金を設置する(広島県中山間地域等直接支払事業基金条例第1条)。平成12年に設置された。国から交付される中山間地域等直接支払交付金相当額を、この基金に積み立てている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	13億10百万円
譲渡性預金	2億31百万円
合計	15億41百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	601	1,004	592	956	1,405
目的取崩し	1,335	1,407	1,254	1,273	1,289
残高合計	2,807	2,404	1,742	1,425	1,541

④ 基金の内容

中山間地域は、流域の上流部に位置し、農業・農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能を有しているところ、近年、過疎化や高齢化が進み、耕作放棄地が増加するなどしたことから、その機能が低下している。そこで、一定の地域における対象農用地の農業生産活動等に対し、農業者等へ直接交付することによって、耕作放棄の防止等を図ろうとする目的の交付金である。県は国から受け取って基金を造成し、県と市町が金額を加算した上で農業者等へ支払する。よってこの基金については、運用の余地は少ない。

(16) 広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金(農業基盤課土地改良グループ)

① 基金の目的

土地改良施設の機能の適正化等中山間地域の保全に必要な経費の財源に充てるため、広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金を設置する(広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例第1条)。平成5年に設置された。なお、土地改良施設とは、ため池、用排水路、農道などである。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	12億30百万円
合計	12億30百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	4	12
目的取崩し	4	3	3	3	7
残高合計	1,232	1,228	1,225	1,225	1,230

④ 基金の内容

目的は(15)の中山間地域等直接支払事業基金と同様で、中山間地域において、過疎化・高齢化が進み、その結果、従来は農家を中心とした集落などの共同活動で維持管理されてきた土地改良施設についての多面的機能の低下を防止することにある。そこで低下する地域住民活動の活性化等を行うことによって、土地改良施設の多面的機能を向上させようとするものである。具体的には、そのための調査研究や地域住民活動活性化についての人材育成、それらの知識の啓発、普及を行っている。

(17) 広島県立産業会館施設設備整備基金(産業技術課)

① 基金の目的

広島県立産業会館の施設及び設備の整備に要する経費の財源に充てるため、広島県立産業会館施設設備整備基金を設置する(広島県立産業会館施設設備整備基金設置及び管理条例第1条)。昭和46年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	3 億 1 百万円
合計	3 億 1 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	133	137	181	195	113
目的取崩し	354	—	333	292	380
残高合計	679	817	665	568	301

④ 基金の内容

平成 12 年に広島県立ふくやま産業交流館ができ、現在 2 館の産業会館がある。取崩しの主なものは建設債の償還である。

(18) 広島県森林整備地域活動支援事業基金(林業課森林計画グループ)

① 基金の目的

適切な森林整備の推進を通じて、森林の有する多面的機能の発揮を図ることを目的として、市町が森林整備地域活動支援交付金を森林所有者等に交付する事業に対する県としての支援に必要な経費の財源に充てるため、広島県森林整備地域活動支援事業基金を設置する(広島県森林整備地域活動支援事業基金条例第 1 条)。国から交付された森林整備地域活動支援交付金相当額を、この基金に積み立てている。平成 14 年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	1 億 11 百万円
合計	1 億 11 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	250	147	147	116	123
目的取崩し	146	146	146	145	96
残高合計	111	112	113	85	111

④ 基金の内容

「森林情報の収集活動」の実施者に1 ha 当たり 15,000 円, 「施業実施区域の明確化作業等」については施業計画の作成主体に1 ha 当たり 5,000 円を交付している。

地域活動	具体的内容
森林情報の収集活動	林齢, 林種, 林道からの距離, 樹木の込み具合など施業の必要性が判断できる森林情報の収集
施業実施区域の明確化作業等 (ア)施業実施区域の明確化作業	所有界の確認, 施業実施区域界の刈り払い, 簡易杭やペンキ等による標示, 区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量
(イ)歩道の整備等	施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い, 補修, 既設歩道間等を連絡する歩道の新設
(ウ)その他	施業実施区域の明確化作業や歩道の整備等の結果の取りまとめ, 対象行為請負者への通信連絡等

(19) ひろしまの森づくり基金(森林保全課森づくり推進グループ)

① 基金の目的

県土の保全, 水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に, 森林を県民の財産として守り育て, 次の世代に引き継いでいくことを目的とし, 森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため, ひろしまの森づくり基金を設置する(ひろしまの森づくり基金条例第1条)。平成18年に設置された。ひろしまの森づくり県民税を基金に積み立てて管理, 運用することによって, 用途を明確にしている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	1億78百万円
合計	1億78百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	—	—	629
目的取崩し	—	—	—	—	451
残高合計	—	—	—	—	178

④ 基金の内容

事業について、20年度に基金を取崩した事業の内容であり、県民だより第287号からの抜粋である。事業実施自体は平成19年度であり、金額については四捨五入の関係で実績額は上記表とは一致していない。

ひろしまの森づくり県民税の使い道	実績額
人工林対策 長い間手入れがされないまま放置されていたスギやヒノキの人工林約550haの間伐等	約2億円
里山林対策 マツや広葉樹などの里山林約390haの手入れ等	約2億50百万円
広報活動 事業の取組状況や森林の大切さをPR	約9百万円

(20) 広島県教育振興基金(生涯学習課)

① 基金の目的

教育の振興充実を図ることを目的として、県立学校の施設及び図書館、公民館等の社会教育施設の図書その他の設備の整備等に要する経費の財源に充てるため、広島県教育振興基金を設置する(広島県教育振興基金条例第1条)。昭和57年に設置された。当初の企業からの寄付金5千万円とその後の一般会計からの積立ての5千万円とを原資にしている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	1億1百万円
合計	1億1百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	0	26
目的取崩し	—	—	—	—	25
残高合計	101	101	101	101	101

④ 基金の内容

平成20年度に、県立学校施設整備事業に25百万円充てている。実際には、その積立てを一般会計から行って、基金を使用している。

●監査結果(意見)

基金の額は1億円であるが、当初は基金運用益による事業を行うつもりであったところ、現在では低金利のためそのまま手付かずの状態である。しかし、条例では目的の財源に充てる場合には、その全部又は一部を処分することができることされており、使用が不可能なわけではない。

基金を減らさないように何も利用しないよりは、目的に適合した使用を行うことが、寄付者の趣意にも沿うものと思われる。

(21) 広島県美術品等取得基金(文化芸術課)

① 基金の目的

広島県立美術館の美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、広島県美術品等取得基金を設置する(広島県美術品等取得基金条例第1条)。当初の積立金は1億円である。昭和56年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	3億74百万円
絵画・工芸品等	46億36百万円
合計	50億11百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	1	2
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	5,006	5,007	5,007	5,008	5,011
内					
預金	370	370	370	372	374
訳					
美術品等	4,636	4,636	4,636	4,636	4,636

④ 基金の内容

現在の基金財産のほとんどを占めている美術品等は、平成8年に美術館をリニューアルした際に平成3年度から平成8年度にわたって取得したものであり、その後は基金を使用せずに一般会計から約2千万円程度の取得しかない。過去5年間では寄贈を除くと取得自体がない。

●監査結果(指摘事項)

美術品等は、基金財産を含め、県立美術館においては、定期的な実地棚卸しを実施されていない。所管課の説明によれば、年4回実施する常設展の入替えにおいては目録を作成することによって、また館外貸出しにおいては作品カードに履歴を記入することによって、収蔵庫からの受払いが発生する都度、美術品等の出入りを厳重にチェックし美術品の紛失等を防止している、とのことである。

しかし、常設展の入替えや館外貸出しも極めて少ない美術品等もあり、これらについては実在性を担当学芸員以外には確認ができない。内部統制の観点から、担当の学芸員以外の者による棚卸の「立会者」を任命するなどによって、実地棚卸を厳密に行うべきである。

●監査結果(意見)

基金50億円のうち、美術品等が46億円を占めているが、一般会計からの買い戻しが長期間実施されていない。最近5年間の美術品等取得はなく、平成8年度以前に繰り入れた基金が10年以上にわたり現在でもそのまま残っている状況である。

これは、平成8年に美術館をリニューアルするにあたり、美術品等を集中的に取得するために順次積み増しされたものであり、リニューアル以後は、このような規模で美術品等を取得することは想定されなかったことによる。

保管・管理は他の美術品等と同様に行っており、特に実害が生じているわけではないが、将来計画とも見合わせて約 50 億円の基金が必要かどうかを十分に検討すべき段階にきている。これを活用する予定がないのであれば、基金を取り崩すことも検討する必要がある。

(22) 広島県国民健康保険広域化等支援基金(医療保険課)

① 基金の目的

国民健康保険法第 75 条の 2 の規定に基づき、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、広島県国民健康保険広域化等支援基金を設置する(広島県国民健康保険広域化等支援基金条例第 1 条)。平成 14 年に設置された。

財源は国が 2 分の 1、県が 2 分の 1 (交付税)からなっている。用途は、国民健康保険事業の市町村合併に伴う広域化等に際し、保険料の均一化を支援するための無利子貸付け及び交付を行うこと、並びに当該事業の財政赤字を一時的に補填するための無利子貸付けを行うことが定められている。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	2 億 32 百万円
合計	2 億 32 百万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	0	1
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	230	231	231	231	232

④ 基金の内容

平成 14 年度基金設置から使用がないが、取崩しには国(厚生労働省)との協議が必要となる。現在、厚生労働省において、基金の利用促進策や事業内容の見直しを検討しており、その結果を踏まえ、県においても、継続、縮小又は取崩し等の検討を行うこととしている。

(23) 広島県産業廃棄物抑制基金(循環型社会課)

① 基金の目的

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金を設置する(広島県産業廃棄物抑制基金条例第1条)。

基金の財源は，産業廃棄物埋立税であり，県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額が積み立てられる。平成15年に設置された。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

譲渡性預金	14億3百万円
一般会計へ貸付け	9億13百万円
合計	23億17百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	603	847	907	894	864
目的取崩し	358	265	544	379	249
残高合計	244	825	1,188	1,702	2,317
内					
預金	244	825	1,188	1,065	1,403
訳					
貸付金	—	—	—	637	913

④ 基金の内容

リサイクルの推進事業として，リサイクル施設の整備費助成やびんごエコ団地への立地企業への支援助成，リサイクル技術の研究開発支援に充てられている。また，廃棄物対策の推進事業として，地域の廃棄物対策支援事業などにも充てられている。産業廃棄物埋立税は，平成20年3月31日に5年間の課税期間が終了したが，税の導入後において排出量が減少するとともに埋立量が半減し，埋立抑制などに一定の効果があるとして，課税期間を平成25年3月31日まで5年間延長した。

(24) 広島県障害者自立支援特別対策事業基金(障害者支援課)

① 基金の目的

県及び市町が障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置する(広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例第1条)。平成19年に設置された。基金の財源は、国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金である。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	26億90百万円
譲渡性預金	4億67百万円
合計	31億58百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	2,182	—	1,713
目的取崩し	—	—	—	203	534
残高合計	—	—	2,182	1,978	3,158

④ 基金の内容

当初平成20年度末までの時限措置として実施されてきた特別対策事業が、平成23年度まで延長した。特別対策事業とは、障害者自立支援法の円滑な実施のための特別対策として、事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の処遇改善を図る措置をいう。例えば、報酬日額性導入による事業者収入減少への助成、既存施設等が新体系移行に必要となる改修費等への助成などがある。平成23年度末までの時限的实施であり、事業の終了に伴い基金は解散、残余があれば国庫へ返還予定である。

(25) 広島県後期高齢者医療財政安定化基金(医療保険課)

① 基金の目的

平成20年、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定によって設置された基金である(広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例)。

予想を上回る後期高齢者医療給付費の増大や保険料の未納などの財政リスクに対し、広島県後期高齢者医療広域連合に交付・貸付けを行う。基金の財源負担は、広島県後期高齢者医療広域連合が3分の1，県が3分の1，国が3分の1である（高齢者の医療の確保に関する法律，広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例）。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	8億6百万円
合計	8億6百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	—	—	806
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	—	—	—	—	806

④ 基金の内容

広島県後期高齢者医療広域連合の財政運営期間(2年間)を通して、保険料収納額が予定よりも不足する場合、そして給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、保険料不足額か給付増大額のどちらか少ない額の2分の1を財政運営期間最終年度に交付する。また、交付を受けてなお財政不足がある場合に、毎年度財政不足額の1.1倍を限度に無利子で貸付けを行う予定である。

(26) 広島県消費者行政活性化基金(消費生活課)

① 基金の目的

県又は市町が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業に必要な経費の財源に充てるため、広島県消費者行政活性化基金を設置する(広島県消費者行政活性化基金条例第1条)。平成21年に設置された。国から交付された地方消費者行政活性化交付金をこの基金に積み立てている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	3億60百万円
合計	3億60百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	—	—	360
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	—	—	—	—	360

④ 基金の内容

平成21年度から、消費生活センターの増設などの機能強化や、消費生活相談員の養成、消費生活相談の高度化などの事業に充てられている。

(27) 広島県安心こども基金(こども家庭課)

① 基金の目的

保育所の整備等及び放課後児童健全育成事業を計画的に実施するなど、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うための事業に必要な経費の財源に充てるため、広島県安心こども基金を設置する(広島県安心こども基金条例第1条)。平成21年3月に設置された。国からの子育て支援対策臨時特例交付金相当額がこの基金に積み立てられている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	21億円
合計	21億円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	—	—	2,100
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	—	—	—	—	2,100

④ 基金の内容

国の平成20年度第2次補正予算によって交付された平成20年度子育て支援対策特例交付金を原資に、平成20年度から22年度まで、以下の事業を実施し、22年度末で基金は解散する。残余は国庫へ返還を予定している。

- ・保育所等整備事業

- ・家庭的保育改修等事業
- ・保育の質の向上のための研修事業等

(28) 広島県妊婦健康診査支援基金(健康対策課健康増進室)

① 基金の目的

妊婦の経済的負担を軽減することを目的として、市町が妊婦健康診査に係る費用を助成する事業を支援するために必要な経費の財源に充てるため、広島県妊婦健康診査支援基金を設置する(広島県妊婦健康診査支援基金条例第1条)。平成21年に設置された。国からの妊婦健康診査臨時特例交付金相当額がこの基金に積み立てられている。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	18億51百万円
合計	18億51百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	—	—	—	—	1,851
目的取崩し	—	—	—	—	—
残高合計	—	—	—	—	1,851

④ 基金の内容

妊婦が健診費用を心配せず、必要な回数の妊婦健康診査(14回)を受けることができるよう、公費助成の拡充を行う市町に対して補助を行う。14回のうち、9回分の2分の1相当額が当該基金から充当される。平成21年1月から市町が助成を実施し、基金から充当される金額以外についても市町が負担している。当該事業は、平成21年1月27日から平成23年3月31日までの時限的事業であり、同日をもって基金は解散、残余额があれば国庫に返還することが予定されている。ただし、精算を目的とした基金事業は平成23年9月末まで延長することができる。

(29) 広島県港湾整備事業基金(港湾管理課)

① 基金の目的

広島県が行う港湾整備事業に要する経費の財源に充てるため、広島県港湾整備事業基金を設置する(広島県港湾整備事業基金条例第1条)。平成3年に設置された。

広島県港湾の整備事業については、広島県港湾特別整備事業費特別会計において経理される。港湾整備事業基金の収入は当該特別会計の歳入となる(広島県港湾特別整備事業費特別会計条例)。

② 基金残高の資産内訳(平成21年3月末時点)

定期預金	8億35百万円
合計	8億35百万円

③ 過去5年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	3	4	4	24	77
目的取崩し	2,209	4,229	3,991	398	881
残高合計	10,226	6,001	2,014	1,640	835

④ 基金の内容

広島県港湾特別整備事業費特別会計の貯金としての性質をもつ。施設の大規模補修など、将来の港湾整備事業において、国庫補助事業や起債の措置が困難な事業、既に借り入れた県債の償還などに使用している。

(30) 広島県県営林事業費基金(森林保全課公有林管理グループ)

① 基金の目的

県営林の災害その他不測の事故により生じた経費又は経済事情の著しい変動等により、不足を生じた県営林事業の経費の財源に充てるため、広島県県営林事業費基金を設置する(広島県県営林事業費基金設置及び管理条例第1条)。昭和39年に設置された。

県営林事業は、広島県県営林事業費特別会計によって経理され、県営林事業費基金の積立て等は広島県営林事業費特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入される(広島県県営林事業費特別会計条例)。

② 基金残高の資産内訳(平成 21 年 3 月末時点)

譲渡性預金	95 万円
合計	95 万円

③ 過去 5 年間の推移

単位：百万円

区分	H17/3	H18/3	H19/3	H20/3	H21/3
積立て	0	0	0	0	0
目的取崩し	6	0	—	—	—
残高合計	1	0	0	0	0

④ 基金の内容

広島県県営林事業費特別会計の貯金としての性質をもつ。ここ数年は立木処分を行っておらず、これによる収入がないため積立を行っていない。また、県営林の林野火災や豪雨災害等の自然災害が発生した場合に備えて、森林国営保険に加入、その経費は県営林事業費特別会計で予算措置されている。

以上のほか、平成 21 年 3 月 31 日以降に増加した基金が次のとおりある。
今回の監査対象外であるので、紹介にとどめる。

(3 1) 広島県雇用創出基金(雇用基金特別対策プロジェクトチーム)

① 県が安定的な雇用機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てるため、広島県雇用創出基金を設置する(広島県雇用創出基金条例第 1 条)。国から交付されたふるさと雇用再生特別交付金相当額がこの基金に積み立てられている。

県や市町が直接に実施するのではなく、企業等に業務委託して、その業務のために地域の求職者等を雇い入れてもらうことによって、継続的な就業機会を創出しようとするものである。新規雇用失業者の人件費割合が、委託費の 2 分の 1 以上となることが要件である。

② 基金残高 平成 21 年 5 月現在 41 億 10 百万円

③ 平成 21 年 3 月 24 日に設置されたため、過去の推移はない。

- ④ 広島県は今後3年間で4万人以上の雇用機会を創出することを目標にしているが、その施策を実行する一つ的手段として、この基金及び下記(32)の基金が使われる。

(32) 広島県緊急雇用対策基金(雇用基金特別対策プロジェクトチーム)

- ① 県が一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業を実施し、又は市町の当該事業の実施を支援するために必要な経費の財源に充てるため、広島県緊急雇用対策基金を設置する(広島県緊急雇用対策基金条例第1条)。国から交付された、緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額がこの基金に積み立てられている。

県や市町などが企業やシルバー人材センター等に業務委託したり、県や市町が直接に離職した非正規労働者や中高年齢者等の失業者を一時的に雇用したりするものである。人件費割合が7割以上で、かつ、新規雇用失業者数の割合が全労働者の4分の3以上となることが要件である。

- ② 基金残高 平成21年5月末現在35億20百万円
③ 平成21年3月24日に設置されたため、過去の推移はない。
④ (31)に同じ。

(33) その他平成21年度(平成21年8月31日まで)に設置された基金

いずれも国からの臨時交付金又は臨時特例交付金を積み立てて、該当の事業に使用するものである。平成21年7月6日に条例交付されている。

- ・高等学校授業料減免等事業基金
- ・社会福祉施設等耐震化等施設整備基金
- ・介護職員処遇改善等基金
- ・介護基盤緊急整備等基金
- ・自殺対策緊急強化基金
- ・地域医療再生基金
- ・災害拠点病院等耐震化整備基金
- ・森林整備加速化・林業再生基金

3 基金の問題点総括

(1) 県にとっての基金のメリット・デメリット

基金の設置及び廃止については、議会に諮らなければならない。基金の積立て及び処分は予算化されていなければならない。しかし、他の会計への貸付けや繰替え運用は、予算計上を必要としない。そこで、いったん積み立てておけば、その所管課ではフリーな資金を複数年度にわたって楽に予算化できるとい

うことで、弾力的な運用が可能となるメリットがある。一方で、資金を維持しておくために、不要不急となった事業を継続することができてしまうというデメリットもある。

つまり事業目的が数年先にあるとしても維持したいため、今日のような財政が逼迫しているときには、県全体としての最適化が図られない可能性がある。その資金を固定化しているために、他で使用できない、又は新たな借り入れや起債が必要となることが考えられる。

(2)結果要約

ア 基金の設置目的を拡大解釈して基金を使用している。例えば、大規模事業基金、大規模社会福祉施設等建設基金、地域福祉基金などである。県の財政が苦しくなってきたことから、基金を使用せざるを得ないという事情は理解できる。ただ、もともと基金は基金目的を達成するために積み立ててあるので、他の目的に使用することは適当ではない。目的を拡大解釈して使用することは基金の意義からして慎むべきであろう。

一方、基金を設置した当初からの目的適合性、必要性が減少していないかどうかについても検討すべきである。すなわち、基金を設置した昭和30年代には重要であった目的でも、40年経った現在では、当初の必要性が薄れている、若しくは優先順位が低くなっている可能性がある。実際にここ数年、事業資金としてほとんど利用のない基金もある。例えば、美術品等取得基金、民間社会福祉事業振興基金、環境保全基金などである。国からの紐付き基金である国民健康保険広域化等支援基金も同様である。このような基金を整理・廃止することを常に検討することが望まれる。

イ 基金の資産内訳のうち、預金以外の動産、不動産を長期的に保有しているが、このような場合、実際には資金が固定化し、本来の目的をタイムリーには果たせないおそれがある。

基金のメリットは、その運用に際しては、基金から直接に貸付けて、その基金に償還させるなどによって、歳入歳出予算とは関係なく経理されるという弾力的な運用を図ることのできる点にある。

しかし、動産、不動産などで保有している場合、それをいったん一般会計に買い戻してもらわなければならない、そのためには結局予算化しなければならない。つまり今必要な土地を、あるいは美術品を買っておいたほうが良い、と思っても基金の額ではなく、預金の範囲内では買えない。預金の部分だけが、目的を達成するために使える金額となる。逆に言えばその預金部分だけを基金として持っておいてもなんら不都合はないということであり、長期保有資産の

ある基金は、基金を取り崩して一般会計に資産移動させても問題はないものと思われる。

ウ 上記イのような基金財産のうち、不動産がいわゆる塩漬けになっている場合、手の打ちようがないという状況になっている。事業化計画が廃止になっている以上、一般会計の引き取り手がいないまま時が経過しているのである。このような基金財産をどうすべきか。基金財産として何ら利用しないよりは、普通財産として利活用の可能性を持たせたほうが良いのではないかと考える。この場合、一般会計で買い戻す資金はないから、同額の基金を取り崩すことになる。

第6 県出資法人の財政状態と問題点

1 県出資法人の概要

(1) 県出資法人の定義

県出資法人とは、県が出資し、または出捐している法人のうち、その活動範囲が広島県内にあるものをいう²²。

(2) 県出資法人の範囲

現在の県出資法人は、51 法人であり、出資比率によって分類すると、以下の図表のとおりである。

出資比率	法人の数	名 称
1/2以上	21 法人	(財)県民センター，(財)ひろしま国際センター，(公財)ひろしま文化振興財団，公立大学法人県立広島大学，(財)広島県環境保全公社，(財)ひろしまこども夢財団，(社福)広島県福祉事業団，(財)広島県健康福祉センター，(財)ひろしま産業振興機構，(財)広島県農林振興センター，(社)広島県野菜価格安定資金協会，広島県土地開発公社，(財)広島県建設技術センター，広島県道路公社，広島高速道路公社，(株)ひろしま港湾管理センター，(財)広島県下水道公社，広島県住宅供給公社，(財)広島県教育事業団，(財)広島県スポーツ振興財団，(財)暴力追放広島県民会議
1/4以上 1/2未満	15 法人	広島エアポートビレッジ開発(株)，(財)広島県女性会議，(財)もみのき森林公園協会，(財)中央森林公園協会，福山リサイクル発電(株)，(財)広島原爆被爆者援護事業団，(財)広島勤労福祉事業団，(財)広島勤労者職業福祉センター，(株)広島ソフトウェアセンター，(株)広島テクノプラザ，(社)広島県果実生産出荷安定基金協会，(社)広島県山行苗木残苗補償協会，広島空港ビルディング(株)，(財)広島海員会館，(財)広島県教育職員互助組合
1/4未満	15 法人	(財)広島県職員互助会，(財)ひろしまドナーバンク，(財)福山勤労福祉事業団，(株)広島情報シンフォニー，(財)ひろしまベンチャー育成基金，(財)備後地域地場産業振興センター，広島県信用保証協会，広島県農業信用基金協会，(社)広島県畜産協会，(社)広島県家畜畜産物衛生指導協会，広島県漁業信用基金協会，広島地下街開発(株)，基町パーキングアクセス(株)，(株)サンフレッチェ広島，(財)広島県警察職員互助会

(3) 県出資法人に対する指導範囲について

各県出資法人は、県から独立した法人格を有するものであり、独自にその資産を適切に管理・運用されることが期待される。しかし、各出資法人は、特定の

²² 広島県出資法人指導・調整要綱第2条(1) 参照

公益的目的(行政代行的行為)に沿って設立されたものであり、県はその財政の一部を拠出(出資)している。そこで、各県出資法人に対し適切な指導監督が行われることが望ましい。ただし、各県出資法人の設立趣旨に鑑み、その独立性を否定することは相当ではない。

なお、地方自治法は、出資割合に応じて、地方公共団体の各県出資法人に対する指導監督手段(方法)を以下のとおり定めている。

出資比率	指導監督手段(方法)
1/4以上	監査委員は出納その他の事務の執行で、当該財政支援に係るものを監査することができる(地方自治法第199条第7項)
1/2以上	(上記指導監督手段(方法)に併せて) ①県知事による予算執行調査権(地方自治法第221条第3項) ②経営状況説明資料を議会へ提出(地方自治法第243条の3第2項)

また、地方自治法第157条では、出資比率に関係なく、知事は、公共的団体等の活動の総合調整を図るため指揮監督(事務の報告、書類・帳簿の提出等)できるものと定めている。

(4) 監査対象出資法人について

前述のとおり、県出資法人に対する包括外部監査の範囲は、地方自治法第252条の37第4項、広島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項、地方自治法施行令第140条の7の規程に則り、「資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人」を監査対象とする。前述の広島県の51出資法人のうち、「資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人」は、うち36出資法人であり、当該出資法人の内容は、別紙資料「25%以上県出資法人一覧」記載のとおりである。

2 県出資法人に対する指導

前述のとおり、県は、県出資法人に対し、その財政の一部を拠出(出資)していることから、各県出資法人に対し、適切な指導監督が行われることが望ましい。以下、県が県出資法人に対する指導の主なるものを概観する。

平成元年 1 月 17 日(施行)	広島県外郭団体指導調整要綱
<p>県出資法人に対する指導要綱を明文化したものである。</p>	
平成 6 年 10 月 1 日(施行)	知事の所轄に属する公益法人の設立及び指導監督に関する事務処理手続
<p>以下の点を明文化したことについて意義を有する。</p> <p>① 県出資法人に対する指導監督事務は、法人の目的・事業を所轄する室又は課が行う。</p> <p>② 県出資法人の総合調整は文書法制室が行う。</p>	
平成 10 年 12 月 9 日	広島県新行政システム改善に関する提言(第一次)
<p>当時の県出資法人数は 63 法人であったところ、広島県行政システム改善推進懇話会において、「社会経済の変化に伴い、各法人について、改めて設立目的を問い直すとともに、情勢の変化に応じた効率化・活性化等を図る」ことが提言された。</p>	
平成 11 年 2 月 3 日	県出資法人見直し計画
<p>平成 10 年 12 月 9 日の「広島県新行政システム改善に関する提言(第一次)」を受け、県の行政システム改善推進部が作成し、ホームページで一般に広く公開した。</p> <p>この計画によって、県の法人経営への関与度(出資割合又は県の支援状況)及び当該法人が行う事業内容の類型などに応じた総合的な見直しを行うことが決定された。</p> <p>この点について、県の見解は以下のとおりである(上記「提言」から抜粋)。</p> <p>「県が主導的な役割を担って設立した法人については、民間事業者と競合する事業を原則として縮小・撤廃するように検討する。既に一定の目的を達成したと思われる法人や、類似した事業を行っている法人等が他にあり、それと統合することによって効率的な運営が可能となると思われるものなどについては、統廃合を検討する。第 3 セクターについては、出資の目的や事業内容、法人の財務状況などを踏まえ、県の公的関与や公的支援の必要性や妥当性を検討する。」</p> <p>「出資者・出捐者としての立場から、県が 1 / 4 以上の出資をしている県出資法人に対して経営状況に係る情報の自主的な公表を要請するとともに、以下の表に掲げるも</p>	

ののように、各法人から収集した資料のうち情報公開することが適当なものについては、【行政情報コーナー】に備え、積極的に県民に提供することとし、以下のとおり情報公開の具体的な実施方法等の検討を行う。

- 1 公益法人、特別法人においては、①定款または寄付行為、②役員名簿または社員名簿、③前年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、④当該年度事業計画書、収支予算書
- 2 第3セクターにおいては、前年度及び当該年度の株主総会で取得した資料

平成 11 年 4 月 1 日(施行)

広島県外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成 9 年の地方自治法改正に伴い、包括外部監査制度が導入された。これに伴い、条例で、包括外部監査の監査対象について出資法人も含まれることを明文化したものである。

平成 11 年 4 月 1 日(施行)

広島県出資法人調整要綱

(後述のとおり、平成 14 年 12 月 13 日に、名称を「広島県出資法人指導・調整要綱」へ変更。)

上記の「県出資法人見直し計画」に則り、県出資法人に対する県の関与の在り方を明文化した。

平成 11 年 3 月 31 日、副知事(総務部人事・財政課)名で、所轄の各県出資法人に対して、十分に趣旨を周知徹底するよう、各県出資法人を所轄する部(局)長に通知した。

これによって、平成元年 1 月 17 日施行の「広島県外郭団体指導調整要綱」が廃止された。

広島県出資法人調整要綱の内容は、

「所轄局長及び関係事務局長は、所轄する県出資法人の運営状況及び委託事務等の執行状況について、常に適切に把握しておくものとする」(第 3 条第 1 項)

「資産の運営状況を含め、経営状況は、適切かつ健全なものであること」

(第 3 条第 2 項)など、所轄局長等の義務について明示した点において意義を有する。

平成 12 年 10 月 19 日

県出資法人の指導監督等について(通知)

財団法人広島県農業開発公社(現：財団法人広島県農林振興センター)における不適切な会計処理が発覚したことから、副知事(総務企画部人事課・財政課)から、各県出資法人を所轄する各部長(局)宛てに、県出資法人における適正な会計処理及び経営の健全化を確保されるように通達が行われた。

平成 13 年 9 月 11 日	県出資法人の適正な会計処理の実施について(通知)
<p>財団法人広島県建設技術センターにおける不適正な会計処理が発覚し、総務企画部長から各県出資法人を所轄する各部(局)長宛てに、県出資法人に対し一層適正な会計処理が確保されるよう指導するように通達が行われた。</p>	
平成 14 年 12 月 13 日	「広島県出資法人調整要綱」の改正
<p>これまで、県出資法人との関係を「関与」「調整」という言葉で表現していたところ、始めて、①県の県出資法人に対する「指導」について明文化した。上記に加え、②所轄課による立入検査の実施、③指定出資法人経営会議を設置し、④県と指定出資法人、指定出資法人相互間における経営方針等の基本的事項について意見交換を行うことを明文化したことに意義を有する。</p>	
平成 15 年 2 月 19 日	県出資法人に対する立入検査について(通知)
<p>「広島県出資法人指導・調整要綱」の改正によって、各所轄課による県出資法人に対する立入検査が明文化されたことから、立入検査の種類や頻度、要領等の実施方法について、総務企画部長から各部(局)長に宛てて、通達した。</p> <p>また、上記通達には、検査事項等をまとめた「県出資法人会計事務検査マニュアル」が添付された。</p>	
平成 17 年 10 月 11 日	県出資法人の交際費等の支出根拠の整備及び基準の明確化について(通知)
<p>県の県出資法人への立入検査によって、各県出資法人の交際費等について不明確な支出が発覚し、県は県出資法人に対し、交際費等の支出根拠となる規程等の整備を指導助言してきたところ、平成 17 年度の監査において、交際費等の支出根拠となる規程を定めていない法人があるとの指摘があった。そこで、総務企画部長から関係各部(局)長に対し、立入検査の機会に、上記規程を明文化するよう指導・助言を行うよう通達したものである。</p>	

平成 21 年 2 月 16 日	出資法人の内部統制に関する県の検査・指導・監督に係る監査の結果報告書
<p>法人の不祥事や不適切な会計処理が報告されていたことから、①各県出資法人の内部統制システムの整備や運用に対する県の検査・指導・監督が、適切で効果的に行われているか、②各県出資法人の内部統制機能(牽制機能・リスクへの対応・内部検査ほか)の状況が適切であるか、について、調査を行った。その後、監査を行い、監査結果について、インターネット等で、広く公開した。</p> <p>平成 6 年 3 月に、日本公認会計士協会によって報告書「内部統制」が公表され²³、平成 12 年以降、民間においても内部統制に対する法制化が進んだ。</p> <p>地方公共団体においても、業務の有効性及び効率性について「最小経費で最大効果を挙げる事務処理の原則(地方自治法第 2 条第 14 項)」が法定され、法令の遵守については、法令等遵守義務規定(地方公務員法第 32 条)、信用失墜行為の禁止(同第 33 条)が法定されている。そこで、現在地方の置かれた状況、地方の抱える課題への対応策として、知事をはじめとする職員の意識改革の下、リスクの事前統制への着目や、組織マネジメントに関する PDCA サイクルの実現といった視点に基づく「内部統制」が有効な手段として考えられている²⁴。</p> <p>上記報告書は、各県出資法人が、どの程度、内部統制システムを構築し、経営の適正性を確保しているかを対象としたものであり、各県出資法人に対し内部統制の意義と重要性を喚起する契機を与えたという点で、評価できる。</p>	
平成 21 年 5 月 13 日	県出資法人の資金管理の適正化について(通知)
<p>全国で資金管理に関する問題が発生するなど、県はもとより県出資法人においても、安全性及び流動性を確保した上での効率的な資金管理が求められ、県出資法人の資金管理方針を策定するためのガイドラインを作成し、総務局長から所轄する各局(部)長宛てに通達したものである。</p>	

²³ 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第 4 号(中間報告)「内部統制」(平成 6 年 3 月公表)

²⁴ 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～」(平成 21 年 3 月公表)

3 県の県出資法人に対する指導内容

上記のとおり、県は出資法人に対し、より細やかな「指導・監督」を行うように制度を整えつつあるが、出資法人がこれに対し、必ずしも「指導・監督」に従うものではなかった。

また、後述のとおり、内部統制上の問題を抱えている出資法人もいくつか存在する。

このような事態は、①県は出資法人に対し、出資法人の内部統制について指導することができるのか、②仮に指導できるとして、どの程度の実効性を確保できるのかという問題と関連する。以下、①②を順に検討する。

①県は県出資法人に対し、県出資法人の内部統制について指導することができるのかという点について検討する。

この点、県と県出資法人は別人格であり、内部統制は各法人の問題としてとらえるべきであるとの見解もあろう。

しかし、㊦そもそも県からの各県出資法人に対する出資は、広島県の資産として計上されていること、①県はこのような資産が減損されることなく、適切な手続及び承認の下で管理・運用されることについて、最大の関心を払うべきであることからすると、県は県出資法人に対し、その内部統制について指導する立場にあると考えるのが妥当であろう。

次に、②指導できるとした場合、どの程度の実効性を確保できるのかという点について検討する。

この点、㊦出資、貸付については、予算(議会)を通じて決定されているので民主主義の正当性が認められるのであり、①県によって事業内容、決算書等が公表されており、県出資法人の資産管理運営についての評価は、世論によって行うことができる、㊦出資者である県の立場からすると、県出資法人は指導監督に服するであろうと期待できる。では、上記の点を超える指導監督はできないものだろうか。

この点、新制度移行後も、県は、公益社団法人の認定庁であること(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条)、県が県出資法人に対し内部統制の構築を指導する必要性については上述のとおりであり、県の適切な財政状況を維持するという観点からは、ある程度法的拘束力を背景とする指導を行うことが望ましいものとする。

なお、県が県出資法人に対し、最も課題となるのが、県出資法人の内部統制に関する統制活動(統制環境)である。

現時点において、県出資法人への具体的な指導は、各業務担当課が行っているが、指導方針(方法)については、総括として総務課(公益法人グループ)・行政管理課・財政課の3課が分担して担当することになっている。

しかし、指導内容によって担当課が変わるような状況であれば(窓口がころころ変われば)、指導に対する責任の所在が不明となるおそれがある。

たとえば、各県出資法人に対する資金管理・運用については、財政課が担当しているが、資金担当者は財政課の中の4名である。この資金担当者は、資金以外の業務を兼務しており、その業務は予算の編成化から執行等に亘り、内容的に非常にハードであると言わざるを得ない。こうした少人数で日常の資金管理を行うことは、許容範囲を超えているのではないかとの疑問がある。職員数の削減、業務の細分化、専門化という点からすると、実効的な指導は期待し難い。

●監査結果(意見)

現在、県出資法人を直接に指導する県の担当課は、各関係業務課であり、その総括課として、総務課・財政課・行政管理課が分担して指導・監督の方針などを策定している。

県出資法人に対する指導担当課(指導責任)をより明確にし、実効的な指導監督を行うことで、統制活動(統制環境)が構築されることが必要と考える。

内部統制の実効的な指導監督が行われるよう県出資法人を指導する総括課を独立して創設するなど体制を強化することが望ましい。

4 指導内容についての問題点

上記2「県出資法人に対する指導」に記載のとおり、県は県出資法人に対し、「関与」から「指導・監督」へ、そして、「指導・監督」の質の向上に努めてきている。このような経緯からすると、上記2「県出資法人に対する指導」に記載の各指導の一つ一つについて問題点を提起してもあまり意味のあることではない。

そこで、以下、最新の「指導・監督」の内容である「資金管理方針のガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」について問題点を検討してみたい。

(1) 預金運用商品として「別段預金」(第5, 1, (1))が明記されている点について

別段預金とは、金融機関の預金や融資、為替取引、代理事務等に付随して発生する未決済・未整理の一時的資金や預り金を保管するために設けられている預金のこと、雑預金とも呼ばれるものである。他の預金科目では処理することが不適当なために、便宜上設けられている勘定科目のひとつである。金融機関が破綻した場合でも全額が保護される。

通常、別段預金には一定の預金契約などなく、利子は発生しない。

県の場合は、民間と異なり普通預金利率を付する契約となっている。このような民間企業ではあり得ない「契約」は、県が多額の「公金」を金融機関に預け入れ、かつ、資金を多額に借り入れる優良団体であるからである。

これに対し、金融機関にとって、多くの県出資法人は、その他大勢の顧客に過ぎず利子は付かないので、別段預金は、預金運用商品としては適当ではない。

●監査結果(意見)

別段預金は、県出資法人の預金運用商品としてガイドラインに明記してあるが、出資法人では通常、利子の付かない預金であるので、預金運用商品の例からこれを削除することが望ましい。

(2) 預金運用商品として「決済用預金」(第5, 1, (1))が明記されている点について

決済用預金とは、ペイオフ制度解禁を引き金とする預け替え(定期性預金から流動性預金へ、中小金融機関から大手銀行への預金移動)や、ペイオフ発生

時の決済の混乱を避ける目的から、金融機関の破綻時にも預金が全額保護される決済専用預金である。具体的には、利子がなく、払い出し自由で、決済サービス(引き落としなど)が用意されている預金を指す。預金保険法によって創設されたものである。

現時点において、「ペイオフリスク」は、ほとんど考慮しなくてもよい状況にある。ただし、今後の世界経済情勢の先行きなど不透明要素が存在することは否定できない。

そこで、決済用預金をガイドラインの預金運用商品の例から削除するまでの必要性はないものとするが、決済用預金について運用上の注意点を明記する必要があるものと思われる。

●監査結果(意見)

現時点におけるペイオフ対策の必要性と資金運用の必要性を比較考量すると、決済用預金をガイドラインの預金運用商品の例から削除するまでの必要性はないものとするが、決済用預金は利子が付かないため、運用上の注意点を明記する必要があるものと思われる。

(3) 現在、各出資法人が保有する仕組債をどのように処分するかについて、資金の運用(第5)に記載していない点について

仕組債とは、オプション(ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日又は期間において、一定のレート又は価格(行使レート、行使価格)で取引する権利を付与・売買する取引)やスワップ(あらかじめ決められた条件に基づいて、将来の一定期間にわたり、キャッシュ・フローを交換する取引)などのデリバティブ(金融派生商品)を組み込むことで、通常の債券と比べると、利率が高かったり、リスクが大きかったりする債券である。

通常の債券は、満期まで保有すれば額面金額で償還される。ところが、この仕組債は、保険料に相当するオプションを付けることによって利率を高く設定できるものである。例えば、通常は、1.3%の利率であるものを、8%の利率で、しかも、固定金利で約定するのである。ただ、このままでは、債券の発行体は、多額の利子負担に苦しむことになる。そこで、一定の条件、例えば、米ドルで、為替が100円を下回ったら利金の支払を停止するという条項を入れるのである。このようなリスクを取ることによって、名目上の高金利が設定できる。

県単体では、この仕組債は、金利変動や為替変動などのリスクを伴うものであるため、これを資金運用の手段から除外している。

しかし、仕組債を有する県出資法人は後述のとおり、4法人存在している。今後、大きく価値を毀損した仕組債をどのように処理するかについて、積極的な言及がない点に、県の指導力に対する問題点があるように思われる。特に後述するように、県は、県出資法人の仕組債購入の事実を承知しているのであるから、仕組債の具体的な処理方法を示す責任があると思われる。

県は県出資法人の資金管理方針に係るガイドラインの中で、「なお、現在、運用中の金融商品については、当ガイドラインの対象とはならない。ただし、途中解約しても元本割れなどの損失が発生しない場合は、必要に応じて、運用替えなどの対応を検討されたい。」と述べている。このように、県は、今後の現存する仕組債に対する今後の処理につき適正な解決策を提示していない。

●監査結果(意見)

県は、一部の県出資法人が資金運用の対象として仕組債を運用していることを承知しており、仕組債の購入に関して、県にも責任があるものと思われる。県は、県出資法人が保有する仕組債につき、今後の取扱いに関する指導指針を策定する必要がある。

(4) 資金管理計画の策定(第4)について

資金管理計画には、資金の残高についての検討がなく、「年間の収入支出計画、資金運用計画など」の検討を指示しているだけで、「月次での資金繰り」を計画と実績で判定し、報告することが想定されていない。現在の資金繰りに余裕がある場合は別として、資金繰りを適切にするためには、予算と実績を補足できる「月次資金繰り表」の作成が必要である。資金繰りは、「貸借対照表による財政状態の分析(ALM分析：資産・負債の総合管理)」では説明できないからである。

●監査結果(意見)

資金の実態を明確にするため、出資法人の資金管理のツール(道具)として、予算と実績を補足できる「月次資金繰り表」の作成を義務付けることが必要ではないかと思われる。

5 監査対象法人の財政状態

監査対象となっている県出資法人 36 法人のうち、平成 21 年 3 月期末決算において、正味財産又は純資産(以下、これらを「正味財産など」という。)がマイナス(債務超過)になっているのは 2 法人である。

また、負債として計上されているが、実質上は純資産に含められるべき「利益留保性積立金」をも含めた正味財産などで判定すると、マイナスになっているのは 1 法人のみとなっている(別紙資料「25%以上県出資法人の概要と財政状態分析一覧表」参照)。

ただし、これは、資産の時価評価を加味した「実質純資産(正味財産)」を現すものではない。あくまで、「取得原価主義」による資産評価によるものである。後述するが、この資産評価を実施すれば、もう 1 法人が債務超過に陥る可能性がある。

以上から、ごく少数の例外を除いて、県出資法人は、そのほとんどが、「良好な財政状態」にあると判断できる。資産・負債の単純な総合計から、36 の県出資法人についてALM分析を行うと以下のような結果となる。

県出資法人の要約貸借対照表(資産・負債の単純合算による。)

総資産 5,323 億円 (保有預貯金・有価証券 761 億円)	総負債 3,891 億円 (県からの借入金 814 億円 うち、無利子借入 334 億円)
	正味財産など 1,432 億円

- ① 総資産 5,323 億円に対して、正味財産などは 1,432 億円(総資産に対して 27%)であり、このうち預貯金・有価証券の保有額は 761 億円(正味財産などに対して 53%)となっている。
- ② 一方、県からの借入金は 7 法人計 814 億円であり、さらにこのうち無利子借入金は 6 法人計 334 億円(41%)となっている。
- ③ 運用益は 7.6 億円(平均利率 1.01%)であるが、経常収入 539 億円に対しての運用益割合は 1.41%である。
- ④ 支払利子は 28 億円であり、平均支払利率は 1.01%である。

県出資法人の資金運用・調達財務構造を説明すると、経常収入のわずか 1.41%(7.6 億円)を得るために、761 億円もの預貯金・有価証券を保有し、これを上回る 814 億円もの県からの借入金があるということである。特に、県からの無

利子借入が 334 億円あるということは、異様に感じられるのではないだろうか。ALM分析だけで判断すると、極端な結論になるが、県出資法人は、県からの無利子借入が可能だからこそ、多額の預貯金や有価証券を保有していると推定されるのである。

期中の資金繰りは、ALM分析だけでは判断できないが、県出資法人の余裕資金はそれぞれの単体で運用するより、法的に可能であれば、これを県で合同して一括運用し、運用益と調達原価との差額を県出資法人に補填する方法が検討されるべきである。県全体から見ると、資金の合同運用が実現すれば、規模の利益を享受できるため、資金効率がより高いと思われる。県出資法人の資金協力を得るためには、県財政の硬直的な単年度予算主義を柔軟に適用する法的措置も必要となる。ただ、当面は、基金のメリットを有効に活用し、「財源調整的基金」の弾力的かつ機動的な活用を検討することも考えられる。

なお、運用益の平均利率 1.01%に対し、調達原価の平均利率は 1.01%である。

①資金運用利回り	1.01%(運用益 7 億 58 百万円÷預貯金・有価証券(平均)残高 754 億 7 百万円)
②資金調達原価	1.01%(支払利子 28 億 24 百万円÷借入金(平均)残高 2,798 億 62 百万円)
①－②：利鞘	0.00%

以上の分析から、県出資法人の財政状態で、特徴的なことは、資金の調達原価としての「支払利率」が、一般の民間企業より異常に低いということである。この理由は、財団法人のうち、財団法人ひろしま産業振興機構、財団法人広島県農林振興センターの借入金(2法人計 533 億 36 百万円)がほとんど無利子(この借入金 2 法人計 281 億 19 百万円)となっていることに起因する(なお、財団法人広島県農林振興センターへの貸付金額のうち、207 億 64 百万円は、県との契約の見直しによって平成 18 年度以降から無利子となったものである。また、これに係る平成 17 年度までの未払利子は 104 億 41 百万円である。)

県出資法人のうち、21 の財団法人の借入金総額は、536 億 3 百万円(平均残高では 534 億 37 百万円)であるが、これに対する支払利子は 2 億 74 百万円となり、0.51%の借入利子となっているからである。

したがって、資金管理の観点からは、資金の運用による資金効率のみを主要な課題として考えるより、借入金を弁済し、支払利子の軽減を図ることが緊急の課題であると考えられる。

●監査結果(意見)

多くの県出資法人は、多額な補助金等の資金が県や国から流入するため、潤沢な余裕資金が生れる傾向にあり、資金繰りが比較的楽な財政状態にある。資金的な余裕があること自体は、独立した法人としては良好な財政状態にあることであるから問題はないが、連結バランスシートの項でも述べたように、出資法人を含めた県全体から見ると資金の偏在があるということになる。

財政的観点から見て、将来的には、これら県出資法人の単独での資金の運用・調達について、見直しも不可避と考えられる。

6 資金運用についての問題点

県出資法人は、以下に整理するような資金管理上の検討事項を抱えている。これを解決するため、各県出資法人だけの固有の問題点として捉えることなく、できるだけ、共通の議論の対象となるよう特徴点を類型化した。

なぜなら、県の総合的な観点からは、各県出資法人の個別の問題点をとりあげても意味はなく、県と県出資法人の共通の課題として問題を解決することが必要と考えるからである。

特に県出資法人は、それぞれ法人格が異なり、現行法制上、独自での対応に限界があるので、この報告書での意見などは、県出資法人個々での対応を要請しているものではなく、あくまでも県が中心となって対応する必要があると考えている。

(1) 仕組債

仕組債とは、先述したとおり、金利・リスク等の高い債券である。以下では、具体的な事例を検討し、説明する。

財団法人広島県農林振興センターは、2006年5月22日発行のフランス国籍のパリバ銀行(BNP Paribas)の「30年豪版ターゲット早期償還条項付円建債券(30年ユーロ円債)」1億円を保有している。これは、償還期限が30年後の2036年5月23日であり、初年度年利8%の高利回りが魅力の商品とされている。格付けは、3社から取得しており、ムーディーズでは、「A a 2」、スタンダード&プアーズでは、「AA」、フィッチでは、「AA」となっている。

募集要項にメリットとして、以下のような事項が記載されている。

- ① 円安もしくは現状水準の為替相場が続けば、他の債券に比較して高い利金が得られる。
- ② ある程度円高に推移した場合でも、通常と同格付債券より高い利金が得られる。

反面、デメリットとして、以下のリスクが記載されている。

- ① 「為替変動リスク」：将来受取る利金(2年目以降)が為替に連動しているため、為替変動によって受取り利金に変化し、その影響によって債券価格が上下する可能性がある。
- ② 「期間・流動性リスク」：本債券はオーダーメイドに仕上がっているため、転売が難しく、換金売りは投資元本を大きく割り込むおそれがある。
- ③ 「信用リスク」：発行体の信用リスクに元利金が依存しているため、発行体にデフォルト等が発生した場合、元利金が損なわれる可能性がある。

しかし、現実には生じた「もし円高に大きく推移した場合には利金は支払われな
い。」との記載は、明確に表示されていない。現時点では、為替相場がドル安(円
高)となったため、ロックアウト条項によって、利払停止となっている。また、こ
の仕組債の期末時価は、8,445万円となっている。その評価損は、1,555万円であ
る。

上記②「期間・流動性リスク」でも転売の難しさを喚起しているが、仮に今後
27年間無利子で1億円を凍り漬けした場合の現在価値は、金利を3%としても
4,500万円(100,000,000円×1/1.03²⁷)にしかない。もちろん取得時に諸種
の検討をしているようであるが、結果的には資産運用に失敗している事例が多い。
これは、金利や価格のリスクがあることを周知しているにも拘らず、「元本保
証」であれば良いのではないかというような判断のみで購入を決定しているから、
このような結果となっているのである。また、30年という償還期間の長さを考慮
すれば、購入に慎重になったものと思われる。なお、ヒヤリングの際、県の所轄
課等に仕組債を購入するか否かの判断を仰いだかどうかを確認した。下記のうち
2件の県出資法人は、関係する県の所轄課に意見を求めて、購入を決定している。
この他、ある法人は、県の判断を聞いても参考にならないため、独自の判断で購
入を決定した法人もあった。

なお、県に判断を仰いだ際に、「否(NO)」という指導が行われなかった点に、
県出資法人だけの問題とは言い切れない課題が潜んでいる。

仕組債を保有する出資法人は以下のとおりである。

単位：百万円

No.	名 称	金 額	時 価	利払い停止 (額面)
10	(財)広島県健康福祉センター	150	122	100
11	(財)ひろしま産業振興機構	1,347	1,087	200
14	(財)広島県農林振興センター	500	433	400
21	(財)暴力追放広島県民会議	400	326	200
合 計		2,397	1,968	900

(注) No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

取得価額合計 23 億 97 百万円に対し時価は 19 億 68 百万円であるから 4 億 29 百万円の評価損が発生している(約 18%の評価損率)。また、そのうち、額面 9 億円の仕組債に対しては、今後このままの円高であれば利金が発生しないおそれが極めて強いため、先述したとおり、20 年から 40 年間これらの債券を現金で保有することと同様の結果をもたらすことになる。

利払い停止となった仕組債の毀損額は、下記のように、3 億円前後と予想される。毀損した仕組債は、償還期日まで長期に保有するのではなく、「損切りの基準」を設定して、証券会社等へ早期に売却し、固定化した資金の回収を早めることを検討する必要がある。長期間不良資産を抱えたままでは、資金の有効活用がなされない結果となる可能性が高いためである。

大雑把な推定計算になるが、これを購入したことによる経済的な損失は、時間的価値を考慮すると、以下のような計算になる。

・前提条件：

- ・元本 9 億円
- ・現在の日本国債の長期金利 1.3%
- ・利子停止期間 30 年(償還期間は短いもので 5 年から 10 年、長いもので 30 年から 40 年のものがあるため、平均して 30 年と予想する。)

$$900,000,000 \times 1.3\% \times 30 = 351,000,000$$

- ・結論：将来受取ると予想された利子の損失は、約 3 億 50 百万円程度であるから、仕組債の毀損額は、3 億円前後と予想される。

●監査結果(意見)

仕組債は高度な金融技術を駆使した商品であるため、専門的な知識を持ち、金融市場動向の先行きを見通し、諸々のリスクを覚悟の上で、購入の是非を判断する必要がある。このような投機的な金融商品は、購入を差し控えることが望まれる。

利払い停止となった仕組債の毀損額は、約3億円前後と予想される。毀損した仕組債は、償還期日まで長期に保有するのではなく、「損切りの基準」を設定して、証券会社等へ早期に売却し、固定化した資金の回収を早めることを検討する必要がある。長期間不良資産を抱えたままでは、資金の有効活用がなされない結果となる可能性が高いためである。

(2) 決済用預金

平成 21 年 3 月 31 日時点で、決済用預金を有する出資法人は以下のとおりである。

単位：百万円

No.	名 称	金 額
2	(財)ひろしま国際センター	20
4	(財)広島県女性会議	14
6	(財)もみのき森林公園協会	3
7	(財)中央森林公園協会	58
8	(財)ひろしまこども夢財団	0.5
9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	317
11	(財)ひろしま産業振興機構	313
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	64
14	(財)広島県農林振興センター	128
16	(財)広島海員会館	39
17	(財)広島県下水道公社	323
19	(財)広島県教育職員互助組合	442
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	70
23	福山リサイクル発電(株)	522
26	広島空港ビルディング(株)	0.5
27	(株)ひろしま港湾管理センター	404
28	広島県土地開発公社	20

29	広島県道路公社	14
30	広島高速道路公社	8,969
31	広島県住宅供給公社	2
35	(社福)広島県福祉事業団	157
36	(公大)県立広島大学	537
合 計		12,417

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

・ペイオフの定義

「ペイオフ(pay off)」とは、英語で「支払・報酬の停止」という意味であり、金融機関が破綻したとき、預金保険機構に積み立てた保険金から預金者に一定額の払い戻しを保証する制度のことである。預金保険制度で保護される預金等の保護の範囲については、金融機関が多額の不良債権を抱え、信用不安を醸成しやすい金融環境にあったことなどを背景に、平成8年に預金等全額保護の特例措置(ペイオフ凍結)が採られた。その後、金融システムの安定化等に伴い、平成14年4月からは、定期預金等の一部の預金等については定額保護に移行となり、ペイオフの一部解禁が行われた。

平成17年4月からはペイオフ解禁の範囲が拡大され、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの要件をすべて満たす「決済用預金」に該当する預金のみが全額保護となり、これまで全額保護とされていた当座預金、普通預金、別段預金は、「決済用預金」に該当しなければ定額保護(1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利子等が保護)となった。

・ペイオフ制度の問題点

県は、平成17年2月15日、出納長企画指導室長名で「ペイオフ解禁に伴う県公金預金の管理について」を各部署に次のように通知している。

「現在、県公金預金口座を「普通預金(有利息)」で管理している場合は、平成17年4月1日までに、「決済用預金(無利息型普通預金)」に変更すること。」

ところが、県単体では、決済用預金を、平成 21 年 3 月末には全く保有しておらず、県出資法人のみが、上記の通知に従い、利子の付かない決済用預金を保有している状況となっている(上記図表のとおり総額 124 億円。)

「ペイオフリスク」については、民間では、かなり以前から小さくなっていると考えられており、県は、こうした情報を県出資法人にも早めに伝達すべきではなかったかと思われる。

●監査結果(意見)

ペイオフの発生する可能性が低くなっていることに伴い、無利子の決済用預金を利用する必要性も低くなっている。ただし、ペイオフの可能性は皆無とはいえないので、各県出資法人の資金繰りに必要な最低限度額を除いて、より効果的な資金の運用の方途を検討する必要がある。

(3) 退職給与引当特定資産

退職金は、基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである。退職給与引当金は、対応する退職金の支給義務を条件付および期限付で負っていることから、当期の負担に属すべき退職金の金額を、その支出の事実によらずに、その支出の原因や効果の帰属する会計期間の費用として認識し、これを貸借対照表に負債として計上したものである。

この支払のために原則 100%の資金が準備されていることが望ましいが、期末に全員が一斉に退職するわけでもないから、退職給与引当金に見合う全額を留保することは、資金効率の観点からは、無駄な資金を寝かせているに等しく、非効率である。

ところが、下記に見るように、県出資法人の多くは、この退職給与引当金の財源を、独自の支払準備資金である退職給与特定資産として別途確保し、これを預金・有価証券で運用している。

単位：百万円

No.	名 称	引当金	特定資産等	退職規程	支給対象	備 考
1	(財)県民センター	92	92	県準拠	1年以上	
3	(公財)ひろしま文化振興財団	6	6	県準拠	1年以上	
4	(財)広島県女性会議	5	5	独自	1年以上	
5	(財)広島県環境保全公社	3	3	独自	1年以上	

9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	83	0	独自	含1年未満	特定資産ではないが普通預金で実質的に充足
10	(財)広島県健康福祉センター	233	190	独自	1年以上	
11	(財)ひろしま産業振興機構	164	164	独自	1年以上	
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	32	0	独自	1年以上	
15	(財)広島県建設技術センター	23	23	独自	1年以上	
17	(財)広島県下水道公社	5	5	独自	1年以上	
18	(財)広島県教育事業団	66	66	県準拠	1年以上	
19	(財)広島県教育職員互助組合	136	0	県準拠	1年以上	特定資産ではないが有価証券等で実質的に充足
21	(財)暴力追放広島県民会議	3	3	独自	含1年未満	
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	17	0	独自	3年以上	
24	(株)広島ソフトウェアセンター	4	0	独自	含1年未満	
25	(株)広島テクノプラザ	2	0	独自	含1年未満	
26	広島空港ビルディング(株)	96	0	独自	2年以上	
27	(株)ひろしま港湾管理センター	9	0	独自	含1年未満	
28	広島県土地開発公社	57	0	県準拠	2年以上	
30	広島高速道路公社	35	0	県準拠	1年以上	
31	広島県住宅供給公社	252	0	県準拠	1年以上	
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	7	7	独自	含1年未満	
35	(社福)広島県福祉事業団	962	962	独自	含1年未満	
	合計	2,291	1,526			

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

県出資法人 36 法人の合計金額 22 億 91 百万円の退職給与引当金に対し、特定資産として 15 億 26 百万円を留保しており、定期預金や有価証券に固定化されていることになる。

なお、県出資法人 36 法人のうち退職手当規程が整備されているのは 23 法人であり、「県職員の例による」として県の退職手当制度に準拠しているものが 7 法人、独自の規程を定めているものが 16 法人である。

県出資法人の退職制度では、民間企業と異なり、「会社都合による退職」は、ほとんど想定されていない。原則的に、「自己都合退職」が想定されており、退職時の期末要支給額の全額が引当てられている。

また、支給要件である勤続年数を見ると、民間では自己都合退職による支給要件は勤続 3 年以上からが多いが、県出資法人は、勤続 1 年未満からの支給が 7 法人、勤続 1 年以上からの支給が 13 法人、2 年～3 年勤務以上からの支給が 3 法人となっている。

中小零細の民間企業では、(税務上、非課税での引当計上ができなくなったこともあり、)自前で退職給与引当金を計上できる財務的に体力のある法人は非常に少ない。多くの中小零細企業では、退職手当のために確定拠出型の中小企業退職共済制度に加入されていれば、従業員の福利厚生制度が良好であるといえる状態である。退職手当のための資金が確実に保証されている多くの県出資法人の財務内容は、資金繰りに窮している民間の中小零細企業のそれとは大きく乖離するものである。退職給与引当特定資産を設定できる県出資法人は、資金繰りにかなり余裕があるものと推定される。実に、県出資法人のうち 12 法人が特定資産を設定して、その財源の確保まで保証しているのは、いかに資金的に余裕があるかの証拠であろう。

●監査結果(意見)

退職給与引当特定資産として退職給与引当金の 100%相当額を拘束せずに、その一定割合を積み立てる方式について、検討する必要がある。

また、法的な制約がなければ、規模の利益を活かせるよう、県出資法人全体による資金の合同運用について、検討する必要がある。

(4) 余裕資金の運用

概要の分析で判明したように、資金繰りに窮している県出資法人は、意外なことにごく少数の例外があるだけで、大多数の県出資法人は、資金的に余裕がある財政状態にあるものと思われる。これは、資金ショートを回避するため、「資金繰り

表」を作成せざるを得ない県出資法人が皆無に近いことが、この事実を立証している。

下記の県出資法人は、事業の中断や延期、資金調達の負担軽減などの理由によって、資金繰りに余裕が生じ、多額の余裕資金を保有していると思われる。そして、余裕資金の運用として、長期に亘る有価証券投資を行っている。これは、見方を変えれば、県からの様々な助成を削減しても、既存の有価証券の取崩しなどで、事業体の運営資金は、十分に賄えることを意味する。県の過大な行政保護と事業開始の遅延から、県出資法人の負担が不当に軽減されているケースであると言える。

単位：百万円

No.	名 称	金 額
5	(財)広島県環境保全公社	3,961
27	(株)ひろしま港湾管理センター	1,323
	合 計	5,284

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

このように、合計 52 億 84 百万円の余裕資金が有価証券に投資され運用されている。

ちなみに、過去の包括外部監査人から、財団法人環境保全公社に関して次のような指摘がなされている。

「多額の申告所得を計上し、それに伴う納税を行うこと、そのこと自体は問題ではない。問題は公社の申告所得のもとになる収益が適正かどうかと、公益法人である環境保全公社が公社としての本来の事業目的から多額の収益をあげることが公益法人のあり方として妥当かどうかということである。——省略——外部護岸等の基本的施設については、広島県が公共事業として負担しているが、環境保全公社にはその費用の負担は求められていない。したがって、環境保全公社が計上している申告所得には埋立処分場について、広島県が負担した外部護岸等の基本的施設の費用が事業費として認識されていないのである。広島県の負担した基本的施設の費用を使用料か負担金支払か何らかの形で環境保全公社は広島県に対し負担すべきである。基本施設に対する負担の反映されていない公社の収益は本当の収益ではない。」²⁵

また、「一般会計、特別会計合わせて 3,291 百万円の運営準備積立預金の将来の使途は、五日市処分場の災害準備費、埋立完了の際の盛土・整備費・埋立終了後の

²⁵ 広島県包括外部監査人 臼田耕造 「平成 13 年度 包括外部監査結果報告書(県出資法人の出納その他の事務の執行について)」 p 17～18

施設管理費、新しい処分場の施設設備費の費用負担として使うこととしているが、必ずしも現段階では明確に決定されているわけではない。何に使う資金が曖昧なまま内部留保を増加させることは、先の指針にみられるごとく公益法人としては適切ではない。」²⁶ との指摘である。

この結果、約 32 億円の運用資金は、当時の「運営準備積立」という不明確な目的で設定された定期預金から投資有価証券に移し替えられた。また、外部護岸、借地等の基本的施設に係る費用については、上記の指摘以降、負担金、土地、施設使用料として公社の負担となるよう改善が行われている。

しかし、財団法人広島県環境保全公社は、出島処分場の建設のために資金を取り崩すことなく、有価証券を 39 億 61 百万円も保有しているのが実態である。

平成 21 年 10 月時点でヒヤリングした時の財団法人広島県環境保全公社の回答は、「埋立完了による五日市処分場の受入終了に伴い、新たな処分場として出島処分場の開設に向けて準備が進められている。この出島処分場の施設及び管理運営は、当公社が担当する計画となっており、これに係る公社投資資金の一部である。」とのことであった。

しかし、出島処分場の建設計画は、(平成 20 年 9 月の県議会での答弁があり、インターネットでの計画開示もあるもの)現時点では、具体的な予算は決定・実行されていない。住民の理解を得るために、今後の出島処分場の計画を具体化するまでの期間が長くかかることは、致し方ないと考えられるが、これほど多額の資金を、長期間に亘って留保しておく必要があるのか、理解に苦しむところである。

県は、このような余裕資金の存在を認識しながら、県全体からの見地で、資金効率の改善を検討していない。

なお、株式会社ひろしま港湾管理センターの資金の運用に関しては、項目を改めて、「7 資金調達の内容と問題点(2)無利子借入」で問題点を論じたい。

●監査結果(意見)

事業の中断や延期、資金負担の軽減などの理由によって、資金繰りに余裕が生じ、特定の県出資法人が多額の資金を保有し続けているのは、県全体の観点から見た場合、資金運用が非効率であると思われる。余裕資金が長期間、特定の県出資法人に放置されるのは、県全体の立場から望ましくない。

²⁶ 同資料 p20

したがって、県出資法人に余裕資金が発生した場合には、補助金等の支給を停止し、実際に、県出資法人が資金を必要とする時に、県が融資や補助をすることができるような資金支援の制度化の検討が望まれる。

(5) 公益法人の株式保有

財団法人広島県環境保全公社が、福山リサイクル発電株式会社の株式(2億57百万円・5,140株・持株比率16.06%)を保有していることは、公益法人というその性質に鑑み、問題がないか以下検討する。

公益法人とは、祭祀(さいし)、宗教、慈善、学術、技芸その他の公益(不特定多数の者の利益)を目的とし、かつ営利を目的としない法人である。

そして、平成8年9月20日で閣議決定によって、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が策定されており、この中の、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」6「株式の保有等」には、次のとおり記述されている。

「公益法人は、積極的に不特定多数の利益を実現する目的を有する、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となること、当該営利企業に融資を行うことがあってはならない。また、公益法人と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無料貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に控えなければならない。」

次に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第15号では、公益法人は、事業活動を実質的に支配するおそれがない場合のみ、他の団体の意思決定に関与することができる株式を保有することができることとなっている(なお、現時点において、財団法人広島県環境保全公社には、上記認定法は適用されない。)

確かに、財団法人広島県環境保全公社の福山リサイクル発電株式会社の株式保有割合は、16.06%と議決権の過半数には及ばない。

しかし、①広島県は福山リサイクル発電株式会社の株式の25%を保有している。財団法人広島県環境保全公社の持株割合である16.06%をこれに加えると41.06%となってしまう、広島県と財団法人広島県環境保全公社は、事実上筆頭株主の地位にあるものといえること(なお、財団法人広島県環境保全公社が福山リサイクル発電株式会社の株式を取得する際には、広島県がその引き受けを要請しており、株式の共

同引き受けとも考えられるものである。), ②広島県の職員が, 財団法人広島県環境保全公社の理事, 福山リサイクル発電株式会社の取締役を兼ねていること,

以上のことから, この株式の保有によって, 財団法人広島県環境保全公社が福山リサイクル発電株式会社を実質的に支配するおそれがないとは必ずしもいえないので, 保有する適否について検討する必要があるものとする。

<参考>

財団法人広島県環境保全公社は, 以下のような経緯で福山リサイクル発電株式会社の株式を取得している。

- ・福山リサイクル発電株式会社は, 平成 12 年 5 月 24 日に設立された(資本金 8 億円, 発行株式数 1 万 6, 000 株)。
- ・財団法人広島県環境保全公社は, 広島県からの要請によって, 発行株式のうち 2, 600 株(1 億 30 百万円)を取得した(持株比率 16. 25%)。
- ・その後, 平成 14 年 3 月に, 福山リサイクル発電株式会社は増資を行った(新株発行株式数 1 万 6, 000 株, 増資金額 8 億円)。

これに際し, 財団法人広島県環境保全公社は, 第三者割当によって, 2, 540 株(1 億 27 百万円)を引き受けた。

- ・以後, 引き続いて, 財団法人広島県環境保全公社は, 福山リサイクル発電株式会社の株式(2 億 57 百万円・5, 140 株・持株比率 16. 06%)を保有している状況である(なお, 広島県の持株比率は 25%である。)

●監査結果(意見)

株式の保有によって, 財団法人広島県環境保全公社が福山リサイクル発電株式会社を実質的に支配するおそれがないとは必ずしも言えないので, 株式を保有することの適否について検討することが望ましい。

なお, 福山リサイクル発電株式会社の設立趣旨は, 一般廃棄物処理の促進にあり, その公益性は理解できるところである。

ただし, 一般廃棄物処理を促進するために, 公益法人がその出資金を負担し, 新たな株式会社を設立する必要性・緊急性があるのかについては疑問が残る。

(6) 満期保有目的以外で保有する有価証券

公益法人は、平成18年4月1日以降開始する事業年度から「新会計基準」が速やかに適用されることになっている。この基準では、一般の企業会計と同様な会計処理が求められるものの、公益法人の性格から「売買目的有価証券」の区分がない点に特徴がある。²⁷

有価証券は、一般的な会計慣行としての位置付けられる「金融商品会計処理基準」によって、その保有目的によって、次のような会計処理を求められる。

- ① 売買目的有価証券：時価評価をして、評価損益を損益計算書に計上する。
- ② 満期保有目的債券：長期貸付金と同様な性質のため、時価評価はせず、償却原価法によって、取得価額と額面の差額を償却する。
- ③ 関係会社有価証券：原価法による評価
- ④ その他有価証券：原則、全部純資産直入法では、その評価差額は、純資産の部に「有価証券評価差額金」として計上する。

広島県土地開発公社は、多額の保有債券を、金融商品会計基準では説明できない有価証券を保有しているとして、総務省の見解に沿い、「満期保有目的以外の有価証券」として位置付け、「現金・預金」としている。

その金額は、平成21年3月末現在で133億94百万円(国債89億86百万円、地方債44億7百万円)となっている。

この多額の債券の保有目的は、広島県土地開発公社の財務担当者が、資金計画上の必要資金を毎日検討しているため、運転資金不足が発生する場合、その保有する債券を満期まで保有することなく、機動的に市場で売却することによって、必要な資金を現金化することである。

その結果、過去5年間の実績では、償還期日まで保有されずに売却された債券は売却・償還された債券総額の約3割に留まるが、その預貯金を含めた運用益は1億80百万円にも達し、1.26%の運用利回りを上げている(別紙資料「25%以上県出資法人の概要と財政状態分析一覧表」参照)。

これは、ペイオフ対策として、各金融機関に預ける限度額が、定期預金では、1,000万円までで限定されることとなったため、4営業日で資金化される上場国債等に定期預金の大部分を移し変えたことによる。

金融商品会計処理基準では、国債等の債券を、短期に売買を繰り返す場合は、「売買目的有価証券」で扱うことになっており、償還期間が3か月以上の場合は、

キャッシュ・フロー計算書で言う資金概念としての「現金及び現金同等物」にも含まれないことになっている。ところが、平成17年3月31日付けの【「土地開発公社経理基準要項」の改正に関するQ&A】では、「Q11-1 第11条第2項には、「満期保有目的以外で保有する有価証券」が同条第1項第1号の「現金及び預金」の範囲に含まれるとし、「満期保有目的以外で保有する有価証券」とは具体的に何を意味するか。」という問いに対し、このような回答を行っている。

「ペイオフ対策で保有する場合、実質的に預金として保有する法第18条第7項第1号に規定する有価証券を意味する。形式上は有価証券であっても、ペイオフ対策で保有する場合等は実質的に預金として保有すると考えられるため、固定資産の投資有価証券ではなく、流動資産の『現金及び預金』として表示し、その旨および内容について注記しなければならない。」

したがって、現実に、広島県土地開発公社の採用している表示方法そのものは、その時点での総務省の見解に沿うものであり妥当な会計処理である。これは、公社が、「売買目的有価証券」を保有してはならないという暗黙の前提に立脚している問答集であるからこのような回答となっているものと考えられる。広島県土地開発公社のように、満期保有を目的としない債券売買を行うことなど、この問答集の前提条件にないからである。会計基準は、上場会社であろうと中小零細企業であろうと同一の解釈に基づき、会計処理を行うことを求めている。

この観点から、有価証券投資の開示と時価情報の開示が必要であると判断する。特に、連結決算上も、約134億円もの有価証券が「現金・預金」に含められているのは不適切である。

現時点では、総務省の見解は変化していないようであるが、先に検討したように、ペイオフリスクは確実に減少していると思われる。先述したように、ペイオフリスクが遠のいたかどうかの判断のよりどころは全くないわけではない。県が決済用預金を全く保有していないという事実がこれを証明している。

更に、近い将来我が国でも採用されるであろう「国際財務報告基準(IFRS)」でも、償還期間が3か月以内の短期有価証券を「現金同等物」と見る考えそのものがなくなるなどの方向性を考え併せると、会計の原則に立ち戻る必要がある。

●監査結果(意見)

広島県土地開発公社は、ペイオフ対策のために保有している「有価証券(債券)」を、土地開発公社経理基準に従い、「現金・預金」として表示している。これは、総務省の通達等によるものであるため、科目の表示はこれに従うしかないが、時価情報の開示については不備がある。

今後は、公社で検討中の時価情報の開示を行い、民間の会計基準との整合性を図ることが望まれる。

(7) 広島県債の保有

県は、「平成4年から5年度以降のアジア大会、国体、経済対策等に伴う事業費が増加したため、県債発行額が急増しました。」との分析を行っている。²⁸

ちなみに、平成3年度の約4,600億円の県債残高は、平成21年には1兆5,000億円程度に膨らんでいる。こうして、急増した県債の格付けは、米国の格付け会社であるムーディーズによると「Aa2」であり、「安定的」との評価がある。ところが、こうした格付けは、独立した第三者としての評価ではあるものの、デフォルト・リスクを完全に保証するものではないし、流動性を保証するものでもない。2008年秋の「リーマンショック」以来、債券の発行体のデフォルト・リスクは、格付けでは判断できないことが再認識されている。

県債の格付けは高い評価であるが、地方公共団体の発行する地方債の多くは、流動性に難点があり、多くの債券は、一旦保有すれば、満期まで保有するしか方法のない債券である。

県出資法人が、「身内の債券」を取得する経済行動は、県単体の立場からは望ましいかもしれないが、連結決算の立場で見るときは、不合理な経済行動となる。なぜなら、経済的に一体化している者同士による債券の発行と取得がなされても、その共同体の中では資金が増加するわけではないからである。

なお、県債を保有する出資法人は以下のとおりである。

単位：百万円

No.	名 称	金 額	備 考
3	(公財)ひろしま文化振興財団	102	
8	(財)ひろしまこども夢財団	40	

²⁸ 広島県 「広島県の財政状況」 平成20年 広島県 平成20年11月28日公表
p 10

10	(財)広島県健康福祉センター	60	
11	(財)ひろしま産業振興機構	1,640	
18	(財)広島県教育事業団	13	
19	(財)広島県教育職員互助組合	238	
20	(財)広島県スポーツ振興財団	397	
24	(株)広島ソフトウェアセンター	140	
25	(株)広島テクノプラザ	50	
28	広島県土地開発公社	798	
	合 計	3,477	

注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

以上のように、10件の県出資法人が、合計34億77百万円の県債を保有している。

●監査結果(意見)

債券の発行者と購入者が経済的に同一である場合、連結して考えると、必要な資金調達にならない。他会計からの借入と同じ結果をもたらすため、真水としての資金が調達されない。

したがって、連結対象の県出資法人の場合、(証券会社などから偶然に入札等で県債を購入する場合を除き)敢えて県債を指名し、積極的にこれを購入することは、県全体の観点からは、県債総額の実質的な減少に貢献しない場合があることを頭の隅に留めておく必要がある。

(8) 系統金融機関のみの資金運用

下記の公益法人に関しては、資金運用先として系統金融機関に限るという運用規定がある。具体的には、下記のような規定である。

「(対象金融機関) 第8条 運用資産の預貯金の預け入れは、JA及び系統金融機関とする。」(社団法人 広島県野菜価格安定資金協会 資産運用規定 平成14年2月13日制定)

この規定によって、「JA(農協)」とその県単位の上部団体である「信連」にしか資金を預け入れすることができなくなっている。こうして、最終的には、全国単位の上部団体である「農林中金」へ資金が集中されることになる。

単位：百万円

No.	名 称	金 額	備 考
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	768	
	合 計	768	

注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

●監査結果(意見)

ペイオフ対策として、全国銀行協会とは異なる「JAバンクセーフティ・ネット」と呼ばれる公的制度の預金保険制度と上部団体の破綻未然防止システムをこの農協関係団体は持っているが、全預金を系統金融機関のみに集中させることは、リスク分散の観点からは望ましいものとは言えない。県は、この状況を改善するよう指導することが望まれる。

(9) 時価のない有価証券の減損処理

有価証券の期末評価に関しては、(所有目的によって評価方法が異なるものの、満期保有目的債券と関係会社有価証券を除いて、)評価基準として時価法が適用される。このため、取得価額に対し、時価が著しく低下した場合、評価減を実施するという「減損処理」が採用されることになる。この「著しく低下した場合」というのは、実質的な時価で判定し、評価減を行う必要がある。

広島空港ビルディング株式会社は、関係会社である広島エアポートビレッジ開発株式会社の平成17年度の貸借対照表の表面上の「純資産」が大幅に減少したため、関係会社株式について11億40百万円の減損処理を行った。さらに、平成20年度も純資産が簿価を下回ったため、96百万円の追加の評価減を行っている。

この時の広島空港ビルディング株式会社の判断基準は、実質的な株式価値(時価)の評価ではなく、貸借対照表の表面上の株式価値で判定し、これが、関係会社株式の簿価を50%下回る場合に減損処理を行うという認識で会計処理が行われたものである。

「子会社や関連会社の場合には、財務諸表を実質ベースで作成したり中長期の事業計画を入手したりすることが可能であり、この結果回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、減損処理を行わないことも認められます(Q&A33)。」²⁹との見解があるが、広島空港ビルディング株式会社では、回復可能性などについての積極的な評価手続は行われていない。

このように、関係会社株式である広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する実質的な株式価値(時価)の評価がなされていなかったため、平成20年度決算では、総投資額13億41百万円の一部の減損処理が遅延している状況となっている。このため、平成20年度では、1億5百万円の帳簿価額が残る結果となっており、会社の当期純利益は、同額が過大計上となっている。

なお、広島エアポートビレッジ開発株式会社は、平成21年9月4日に広島地裁尾道支部に民事再生法の申請をし、同年10月1日に開始決定となった。この結果、広島空港ビルディング株式会社の平成21年度決算では、関係会社株式の評価は「ゼロ」となり、減損処理不足は解消されることになる。

●監査結果(意見)

広島空港ビルディング株式会社は、広島エアポートビレッジ開発株式会社に対する減損処理を行っているが、この時価のない有価証券の減損処理が適切になされていない。今後、時価の見積もり修正が必要と思われる(前期決算では、1億5百万円の関係会社株式が過大計上されていることになる)。

なお、時価の見積もり修正によって、総額13億41百万円の関係会社株式が毀損することになる。)

²⁹ 太田達也 「金融商品の会計と税務」平成13年2月1日 初版 中央経済社 p 128

(10) その他の不備事項

●監査結果(指摘事項)

下記のような負債と資本の混同があり、「利益留保性積立金」と考えられるものが「負債」に区分計上されている。

単位：百万円

No.	名 称	金 額	備 考
5	(財)広島県環境保全公社	35	維持管理積立金
6	(財)もみのき森林公園協会	1	経営基盤強化積立基金
12	(財)広島勤労福祉事業団	55	補助積立金。指定正味財産への振替を検討しているとのこと。
16	(財)広島海員会館	90	設備圧縮損引当金
19	(財)広島県教育職員互助組合	3,250	支払準備金
33	(社)広島県果実生産出荷安定基金協会	184	長野県、青森県基金協会では、指定正味財産。検討するとのこと。
	合 計	3,615	

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

以上から、合計 36 億 15 百万円の純資産が、「負債」として認識され、会計処理されている。正味財産は、したがって、36 億 15 百万円増加する。上記のうち、法令の規定など個別の会計基準に基づいて強制的に負債に計上されているものを除き、今後の決算で科目修正を行う必要がある。

●監査結果(指摘事項)

① 帳簿(借入金台帳)の記帳が誤っていたもの

広島県道路公社の借入金台帳を調査したところ、民間銀行 2 行の利子の記載額が金銭消費貸借契約の変更があるにも拘らず(平成 16 年、17 年以降)、訂正が行われていなかった。毎期の決算残高が帳簿と不整合であったことになる。

② 残高証明書が入手されていないもの

決算期末時点で、すべての取引金融機関から「残高証明書」を入手し、これを保管しておくことは、役員と財務担当者の最低限の会計責任であると考えるところが、これの入手と保管がなされていない県出資法人があった。

- ・ 社団法人広島県果実出荷安定基金協会
(担当者が交代した直後に中央果実基金協会の検査もあったため、残高証明書
を入手することを失念したためである。)
- ・ 福山リサイクル発電株式会社
(新規取引を開始した銀行であったため、残高証明書の入手を失念したためであ
る。)
- ・ 広島エアポートビレッジ開発株式会社
(会計監査人の監査があるため、実査があり、会計監査人が残高証明書を入手
しているため、会社としては不要と判断したものと思われる。ただ、内部統
制上の立場からは、「残高証明書」をすべて入手し、保存すべきであると考
える。)

③ 通帳が、1年以上未記帳であったもの、また、利用のない口座を解約してい
ないもの

財団法人広島県健康福祉センター

(一部の定期預金通帳が未記帳であった。また、財務担当者は、当座預金に取
引がないため、当座勘定照合表の存在と小切手帳の存在があることを知らな
かった。)

④ 役員退職慰労引当金の不適切な積立

広島空港ビルディング株式会社は、内規として、「役員退職慰労金支給基
準」を平成15年6月に設定し、支給基準額の算定方法として、「歴任した各役
位ごとの基本的報酬月額に役位別基準率と役位別在任年数を乗じて得た額とす
る。」と規定している。

それにも拘わらず、非常勤取締役として、役員報酬(役員給与)の支給がない
2名に対し、役員退職慰労引当金を設定している。役員報酬を支給していない
非常勤役員に退職慰労金を支給することは、「基本的役員報酬月額」が「ゼ
ロ」であるから、本来はあり得ない。

在職中の役員に対し正当な報酬を支給しない理由があるからこそ、役員報酬
を支給しないはずである。したがって、在職中の功労に報いるとして、あえて、
取締役会が定時株主総会の議案として、役員退職慰労金を支給する必然性はな
い。

株主総会の承認が得られれば、法律上の問題はないのかもしれないが、県の
出資を受ける第三セクター(県の出資割合は39.2%)で、このような内規の規準

と異なる支給が行われることは、適当とは思われない。金額的な重要性はないが(84万4,000円)、これを取り崩し、支給をしないことが妥当である。

7 資金調達についての問題点

以下の会社は、潤沢な資金を有しており、季節的な要因で一時的な運転資金のショートを避けるために、短期的な資金調達を行うことはあるものの、資金繰りに窮していない財務状況にある。特徴的な財務状況を取り上げて整理をすると以下のとおりである。

(1) 過大な預金担保

単位：百万円

No.	名 称	定期預金	借入金
23	福山リサイクル発電(株)	839	839

出所；事業報告書，勘定科目明細書など内部資料

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

定期預金 839 百万円は、(株)みずほコーポレート銀行の借入金 839 百万円の担保権(根質権)が設定されている。したがって、839 百万円の借入のために、預金 839 百万円が拘束されていることになる。元本が同額であれば、支払利子は預金利子を大幅に上回るから、資金の効率性を欠くファイナンスであることは明らかである。

●監査結果(意見)

福山リサイクル発電株式会社は、借入金と同額の定期預金を銀行に担保提供している。無駄な借入利子を支払うよりも、定期預金を解約することによって、借入金を返済し、資金効率を改善することが望まれる。

(2) 県からの無利子借入

県からの無利子融資によって、県出資法人は、下記の資金を無利子で調達している。概算では、下記のとおり、334億22百万円である。

単位：百万円

No.	名 称	借入金額	備 考
11	(財)ひろしま産業振興機構	7,110	
14	(財)広島県農林振興センター	21,009	
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	2,370	
23	福山リサイクル発電(株)	666	
27	(株)ひろしま港湾管理センター	543	埠頭整備資金
28	広島県土地開発公社	1,724	
	合 計	33,422	

(注)No.は「25%以上県出資法人一覧」の記載による。

ア 財団法人広島農林振興センターに対する県からの借入金210億9百万円に対し未払利子の累計額は104億41百万円あり、これは、先述したように平成17年度以前の未払利子である。平成18年度以降は無利子とされているが、この未払利子104億41百万円の支払期限は、「30年」とされ、個々の貸付期間満了後、元利金全部を県に支払う約束となっている。借入金の「条件緩和」が行われている。

これによって、県の受取利子は30年間停止されることになるため、債権者としての県は、債権を現在価値で評価することが必要ではないかと思われる。利子を生まない債権は、利払いが停止した仕組債と同様に、その価値は減少するからである。このため、会計的な観点からは、資産の評価勘定(資産のマイナス項目)として、貸倒引当金を設定することが必要となる(会計手法では「キャッシュ・フロー見積法」等による。)

かつて、「分収契約」によって山林地主と植林契約した財団法人農林振興センターは、森林の成長を待ち、この伐採によって、資金の回収を図る計画であった。

ところが、国内産材の大幅な価格下落によって、資金の回収可能性は確実に低下していると考えられる。このため、平成17年に県と財団法人広島農林振興センターでは、既往の貸付金(平成17年度までの189億円)の今後発生する利子を無利子化し、未収の利子(104億円)とともに30年後に元利一括償還する等の大幅な経営改善策を立案して実行中である。

県の担当者にヒヤリングしたところ、平成 25 年度を目標とした経営改善策の着実な実施を行っており、回収の可能性は問題ないとの回答であった。通常の財務取引では、巨額の債務がある場合、分割弁済計画を締結するか、一括弁済の条件でも、計画的に積立が行われる。ところが、県と県出資法人の間では「弁済計画」が策定されていない。財団法人広島県農林振興センターは、特定資産の取崩し等を検討し、県との協議によって、借入資金の着実な弁済計画を策定し、これを実行する必要がある。

財産目録を見ると、総資産 484 億 13 百万円のうちの大部分を占める資産として計上されている「森林経営勘定(森林整備)」は、451 億円 13 百万円もある（この分収造林事業の会計処理は、現在取得原価で資産計上する慣行となっており、資産評価の問題を別とすれば、会計原則上は妥当な会計処理である。）。

この内容をよく検討すると、資金の回収可能性に乏しいものから構成されていることに気づく。主要なものは、「管理費・人件費等」が 36 億 94 百万円、「公庫借入金利息」121 億 65 百万円と「県長期借入金利息」104 億 41 百万円となっており、合計 263 億円が、資金の回収可能性を確実に保証するものではないと考えられる（この他は、造林費 186 億 81 百万円、県短期借入金利息 1 億 21 百万円、短期借入金利息 9 百万円が計上されている。）。

それゆえ、「減損会計」を適用すれば、資産が毀損していると評価される 263 億円の支払利子・経費等の合計金額は、正味財産 21 億 87 百万円を上回り、財団の貸借対照表は、「実質的な債務超過」となっている可能性がある。

その一方、特定資産としての有価証券が取り崩されず、拘束されて資金運用されている（特定財産引当資産 16 億 81 百万円など）。この特定資産の取崩しが行われていないのは、かつて 5 法人が合併した際に、財団の資金運用の目的に様々な制約が付けられているため、資金運用の統一化が図られていないことが原因である。

なお、県の決算資料では、森林整備費として、一般会計 206 億 84 百万円、県営林事業費特別会計 79 百万円が、「利子ゼロ」となっており、「30 年据置元利一括償還」となっている。このため、連結決算でも説明したとおり、県の方では、「未収利子 104 億 41 百万円」を認識していない。

イ 財団法人ひろしま産業振興機構に対する県からの無利子融資は、71 億 10 百万円であり、そのうち運用果実で事業を行う契約となっている基金に対するものが、2 事業 25 億円である。これらの事業は、国の定めた無利子貸付の事業スキームに基づいたものではあるが、低金利時代でもあり、財団単体での運用で

は効率的な資金運用は達成できず、中小企業にとって、有効な支援となりえていないのが実情ではないかと思われる。

ウ 株式会社ひろしま港湾管理センターは、平成 20 年度決算では以下の経営成績と財政状態であった。

要約貸借対照表

単位：百万円

現金預金 525, 有価証券 1,323 有形固定資産 260 その他 34	負債 1,069 (うち、借入金 543)
	純資産 1,073 (うち、資本金 1,000)
総資産合計 2,142	負債・純資産合計 2,142

要約損益計算書

単位：百万円

売上高	1,284
営業利益	51
受取利子・配当金	14
支払利子	—
資本費相当額	19
経常利益	46
法人税等	20
当期純利益	27

借入金は 5 億 43 百万円が調達されているが、県からの借入は、全額、無利子であるため、支払利子は発生しない。現金預金は、525 百万も残高があり、有価証券も総額 13 億 23 百万円ある。受取利子・配当金は 14 百万円となっているが、0.77%程度の利回りである。県は、当該会社を指定管理者としているため、「負担金(整備資本費)」として「資本費相当額 19 百万円」を受取っているに過ぎない。

資金の貸付けの対価として利子を受取ることは、当然の行為である。公共性が強調される場合、例えば、県の奨学資金を教育上の配慮から「無利子」にす

ることも必要であろうが、財務内容の良好な上記のような株式会社に対する無利子貸付は、過剰な優遇措置と思われる。負債総額 1,069 百万円は、すべて、無利子負債であるため、会社が本来負担すべき支払利子等を負担しないことによって、法人税等の税金の支払が発生している。運転資金や設備資金等に必要な資金供給ではないため、余裕資金を有価証券投資に廻しているのである。県は、このような運用資金を会社から回収し、国に返還するのが妥当な方策ではないかと判断される。

●監査結果(意見)

- ・ 財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金及び利子 312 億円は、これらが、30 年後に一括償還されなかった場合、将来、県民の負担になる可能性がある。

現在、財団法人広島県農林振興センター、県、土地所有者は、一体となって、県貸付金の償還に向けて、分収契約見直しなどの経営改善に取り組んでいる。

ただし、①収支計画の要素である木材価格が景気動向等に影響されること、②償還期間が長期にわたることなどのため、財団法人広島県農林振興センターは、事業地ごとの長期収支見込計画を作成し、定期的な見直しを行うなどによって償還を確実なものとするのが望まれる。

また、県との協議によって、借入資金の着実な弁済計画を策定し、これを実行する必要がある。

- ・ 財団法人ひろしま産業振興機構の 2 事業への 25 億円の無利子の資金貸付は、非効率となっている。この 2 事業が保有する程度の小額の運用資産の運用利益で事業を運営する方式は、現在の経済環境下では、現実性を欠く方法となっているからである。中小企業に対する資金的な支援は、県が予算化して、その都度必要な資金を供給する方式とし、現在の資金貸付残高を圧縮することを検討する必要がある。中小企業支援制度そのものの見直しが望まれる。
- ・ 株式会社ひろしま港湾管理センターへの無利子貸付資金(広島県特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金)は、当初の目的である施設の整備は既に達成しており、現状では単に運用資金となっていることから、早期に資金の回収を図る必要がある。

第7 監査要点に対する結果

最後に、監査要点(目標)に対する結果の要約をまとめておく。少なくとも、命題に対する結論を述べる必要があるからである。

1 県出資法人を含めた広島県の資金管理が有機的かつ総合的に行われているか。

県単体では、有機的かつ総合的な資金管理が開始され、実行されつつある。そして、着実にその成果を結んでいる。

しかし、県出資法人は、県とは別の法人という意識が強く、県も指導をすればいつつ、有効な財務指導もできない不完全な関係にある。現時点において、出資法人を含めた県全体の資金管理は、有機的かつ総合的に行われているとはいえない。今後、複式簿記に基づく連結決算が完全に導入されると、こうした県全体の資金管理が有機的かつ総合的に機能する可能性は大いに高まると考えられる。

2 資金運用期間と調達期間のミスマッチがないかどうか。

資金の運用期間は、不良債権化しているものを除いて短期の運用となっている。

資金の調達期間は、最長でも30年であり、県単体では資金運用期間との整合性が認められる。県出資法人でも形式上はこの整合性が認められる。ところが、林業関係の県出資法人で超長期の資金調達が行われている。その資金の調達期間は、最長「70年」である。民間の借入期間としては異常である。これは、森林の伐採を考慮すると50年から70年程度が必要ということが根拠となっているためである。しかし、人間の一生を考慮した「住宅ローン」でも35年程度が最長であることを考えると、あまりにも長い借入期間と考えられる。実質上は整合性が認められない。

3 更なる運用資金の圧縮と県債及び借入金の圧縮が可能かどうか。

県出資法人の余裕資金の有効活用と基金の見直しによって、県債及び借入金の圧縮は可能である。

4 資産の毀損状況はどうか。

県出資法人の場合、次のような事例で資産の毀損が認められる。即ち、仕組債のうちノックアウト条項の適用されたもの、減損会計の適用を受けず取得原価のまま計上されている「森林経営勘定」がその主たるものである。その他、民事再生法を申請した広島エアポートビレッジ開発株式会社への貸付金、広島空港ビルディング株式会社の関係会社株式への投資(広島エアポートビレッジ開発株式会社)など、かなりの資産金額が毀損していると考えられる。また、県の基金にも不動産に毀損が発生していると考えられる。

5 資金管理部門は内部統制がとれているか。

県の財政を担う「財政課」に業務が集中しすぎるため、県の組織は不均等である。県及び県出資法人の内部統制の検査が過去実施されているが、意識改革の契機になったものの、ほとんどが形式的な結果の指摘に留まっている。経済的な実質に基づく内部統制の確立が必要である。実質的な内部統制の改善を目標とする場合、資金管理部門は、財政課が兼業するのではなく、独立した管理部門として組織化することが望ましいと考えられる。県は、県出資法人に対する指導責任を負っていると思われるが、十分な指導・監督が行われているとはいえない。

6 基金の積立、運用、取崩し、組替え等の方法が法律等に合致しているかどうか。

法令、条例、予算、規則、規定、訓令、要項等に違反する事項はない。ただ、基金に関する条例を恣意的に解釈する傾向が認められる。

7 基金の運用は効率的かどうか。

基金の運用は、すべての基金が、本来の「ファンド」として活用されているわけではない。一部の基金は、預金以外の動産、不動産を長期に亘って保有しているため、資金の固定化を招き、資金効率が悪化している。

8 基金の運用財産は基金財産として妥当かどうか。

先行取得資産として、動産、不動産として保有している基金は、これを資金化するためには、一般会計からの買戻しが必要となる。基金の運用資産として、動産、不動産は不適切である。一般会計の予算化ができない場合、基金の取崩しも検討する必要がある。

第8 参考文献等

1 別紙資料

- (1) 「25%以上県出資法人一覧」
- (2) 「25%以上県出資法人の概要と財政状態分析一覧表」

2 参考文献

新日本監査法人 公会計本部 「行財政改革のための外部監査事例」 ぎょうせい
平成 16 年 5 月 25 日

確井光明 「要説 自治体財政・財務法」 改訂版 学陽書房 1999 年 8 月 10 日

橘晋介 「地方自治体財務情報開示の現状と課題 ―政令指定都市を中心に―」
会計検査研究第 15 号 1997 年 3 月

21 世紀政策研究所 「地方財政の現状と今後の課題―地域経営に役立つ公会計制度へ―」 1999 年 6 月

総務省 「新地方公会計制度実務研究会報告書」 平成 19 年 10 月

小笠原春夫, 河野正一編著 「最新地方自治講座 8 財務(2)」 ぎょうせい
平成 15 年 10 月 6 日

金子勝 「日本再生論<市場>対<政府>を超えて」 日本放送出版会 2000 年 11
月 20 日

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 17 号 「地方公共団体財政健全化
法の外部監査に関する Q & A」 平成 21 年 3 月 17 日

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号 「金融商品会計に関する実務
指針」 平成 12 年 1 月 31 日 最終改正 平成 20 年 3 月 25 日

中央青山監査法人 「Q & A 地方公共団体の行政評価・財務諸表・監査」 中央経済
社 平成 15 年 3 月 1 日

日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第 4 号(中間報告) 「内部統制」 (平成 6
年 3 月公表)

大和総研 「2006年度版 法人投資家のための証券投資の会計・税務」第24版
平成18年7月20日

太田達也 「金融商品の会計と税務」 初版 中央経済社 平成13年2月1日

広島県監査委員事務局 「監査結果集録」平成17年度から平成20年度

広島県 「県が資本金の二分の一以上を出資等している法人の経営状況説明書」平成21年6月19日

広島県監査委員 平成20年度 「広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」

広島県 「平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書」
(インターネットから入手可能)

島根県包括外部監査人 熱田雅夫 「平成20年度 包括外部監査結果報告書
●島根県及び島根県の外郭団体の借入金(金利に関することその他付随事項を含む)・偶発債務・債務負担行為 ●外郭団体の資産運用」平成21年3月23日
公表

広島県包括外部監査人 高橋義則 「平成11年度 包括外部監査結果報告書
(財団法人 広島県農業開発公社)」

広島県包括外部監査人 臼田耕造 「平成13年度 包括外部監査結果報告書
(県出資法人の出納その他の事務の執行について)」

広島県包括外部監査人 佐上芳春 「平成15年度 包括外部監査結果報告書
(広島県土地開発公社の出納及び事業の管理について)」

北海道包括外部監査人 田中新一 「平成11年3月 包括外部監査の結果に関する報告書 (17基金について)」

宮城県包括外部監査人 西村一男 「平成11年度 包括外部監査結果報告書
(平成6年度から平成10年度までの基金の運用・管理状況(19基金))」

3 参考資料

平成 21 年 5 月 13 日付「県出資法人の資金管理の適正化について(通知)」

以上

25%以上県出資法人一覧

	名称	設立(登記)年月日	設立目的	主な事業
1	(財)県民センター	昭和59年12月4日	地域の文化活動の振興に資する事業を行い、心豊かな潤いのある地域社会づくりに寄与するとともに、地方職員共済組合広島県支部の福祉施設の経営に協力する。	・広島県民文化センター及び広島県民文化センターふくやまの管理運営の受託 ・地方惻隠共済組合広島宿泊所鯉城会館の管理運営の受託
2	(財)ひろしま国際センター	平成元年1月18日	広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、県民の国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、新しい地域社会の形成と、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。	・多文化共生社会支援事業(ひろしま国際交流サミットの運営等) ・「ひろしま国際塾」の開催等 ・国際協力・研修事業、情報提供・発信事業 ・ひろしま国際プラザの施設管理運営事業
3	(公財)ひろしま文化振興財団	昭和54年3月23日	県民の生活の中に芽生える幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かな潤いのある地域社会の創造に寄与する。	・文化活動支援事業、地域文化振興事業 ・地域文化拠点運営事業 ・ひろしま文化大百科情報発信事業 ・けんみん文化祭開催事業
4	(財)広島県女性会議	昭和63年8月23日	女性の自立と社会参加を促進するとともに、女性の国際理解を深めることにより、女性の地位向上及び福祉の増進に寄与する。	・エソール広島情報センター(広島市中区富士見町11-6)の運営
5	(財)広島県環境保全公社	昭和57年4月1日	県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。	・廃棄物の処理及び処分 ・廃棄物の処理及び処分業務の受託 ・廃棄物の処理及び処分に関する調査研究 ・廃棄物に関する知識の普及啓発 ・建設発生土の受入及び管理
6	(財)もみのき森林公園協会	昭和59年4月10日	廿日市市吉和(旧佐伯郡吉和村)東山一帯の森林景観を保護するとともに、これら自然と調和のとれた諸施設を整備して、県民の森林レクリエーション活動に寄与し、また、時代を担う青少年が自然の中での諸活動を通して健全な人格形成が行われることを期待し、併せて広く自然保護思想の高揚を図る。	・広島県立もみのき森林公園等の施設の管理運営
7	(財)中央森林公園協会	平成4年4月6日	広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設の管理運営に協力するとともに、庭園空港都市の創造発展に寄与する。	・広島県立中央森林公園の管理運営
8	(財)ひろしまこども夢財団	平成8年2月29日	次代の担い手となる子どもも健やかな成長を願い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと、出産・育児等に当たる子育て家庭への支援事業を行い、もって県民福祉の向上と、活力と魅力のある社会の維持・発展に寄与する。	・子育て支援情報提供事業 ・人材育成・活用事業 ・子育て応援協働事業
9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	昭和44年3月31日	原子爆弾被爆者を援護し、その福祉向上を図る。	・広島原爆養護ホーム「舟入むつみ園」の運営管理 ・広島原爆養護ホーム「神田山やすらぎ園」の運営管理 ・広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の運営管理
10	(財)広島県健康福祉センター	平成2年4月4日	総合的な健康づくりの推進とともに、明るい長寿社会づくりを促進するために必要な諸事業を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与する。	・総合健康事業(検診車による集団検診、健康指導センターでの健康診断等) ・健康づくり啓発事業(結核予防、がん征圧、生活習慣病予防の啓発普及事業等) ・がん対策推進事業 ・広島県健康福祉センターの管理運営等(指定管理事業)
11	(財)ひろしま産業振興機構	昭和58年11月24日	産学官協同体制で県内産業の技術の高次化を促進することにより、企業の活性化を図り、もって地域産業の発展に寄与する。	・創業・新事業創作等の促進(事業化の支援、市場化の支援等) ・産学官の連携強化 ・経営革新の推進(取引先開拓の支援、情報化の支援等) ・資金等の支援(設備導入の支援、中小企業等育成資金の支援等) ・国際ビジネスの支援(海外事務所等の運営、ビジネスマッチングの促進等) ・産業会館、産業技術交流センター管理運営事業等

12	(財)広島勤労福祉事業団	昭和51年4月2日	勤労者等のための余暇施設等福祉施設の設備充実を促進するとともに、これら福祉施設の有効な管理運営を行い、もって余暇の充実、健康の増進等福祉の向上に寄与する。	・いこいの村ひろしまの管理運営
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	平成14年4月1日	勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与する。	・広島サンプラザの管理運営
14	(財)広島県農林振興センター	昭和40年4月19日	農林業の振興や担い手の育成確保及び森林資源の整備等を総合的に実施することにより、農林業の健全な発展と快適で魅力的な農山村地域の形成を図る。	・農業農村支援事業 ・担い手育成確保事業 ・事業実施主体事業 ・農林地等整備受託事業 ・就農支援資金貸付事業 ・水源の森事業 ・森林整備事業
15	(財)広島県建設技術センター	平成3年3月28日	建設事業における技術水準の向上を図るとともに、県内の地方公共団体が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与する。	・研修事業(実務研修、専門研修、技術指導等) ・技術啓発事業(全国建設研修センター等研修参加助成及び資格取得助成) ・受託事業(調査・設計監理、設計積算、施工管理、総括管理業務等) ・電算事業(公共事業に係る積算データの提供業務)
16	(財)広島海員会館	昭和62年10月29日	船員及びその家族並びに海事関係者の福利厚生と文化の向上を図り、広島港の発展と海運の振興に寄与する。	・広島海員会館の管理運営 (但し、会館の運営は、H21.9をもって終了)
17	(財)広島県下水道公社	昭和56年8月1日	流域下水道の処理施設の運転管理業務等の受託その他広島県又は市町が実施する下水道事業に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与する。	・運転維持管理受託事業(太田川流域下水道瀬野川処理区、芦田川流域下水道芦田川処理区、沼田川流域下水道沼田川処理区) ・下水道技術者養成事業 ・調査・研究事業 ・下水道知識の普及・啓発事業
18	(財)広島県教育事業団	昭和47年4月17日	教育、文化及びスポーツ振興に関する事業を行い、県から教育、文化及びスポーツの諸施設の管理運営の委託を受け、県の事務管理の合理化に寄与し、県民福祉の向上を図る。	・教育、文化及びスポーツの振興に寄与する各種の事業 ・県立総合体育館及び県総合グラウンドの管理運営(指定管理者) ・社会教育施設(生涯学習センター)の業務の補助執行 ・文化施設(歴史民俗資料館、みよし風土記の丘、歴史博物館)の業務の補助執行 ・スポーツ会館の管理運営 ・体育、スポーツ及びレクリエーションの指導並びに調査研究 ・埋蔵文化財の調査研究及び保存活用等業務
19	(財)広島県教育職員互助組合	昭和39年5月1日	互助組合は、教職員その他教育関係者の教養を高め、ならびに教職員の福利の向上と生活の安定を図り、もって広島県における教育文化の振興に寄与する。	・療養費等の給付に関する事業 ・退職医療給付に関する事業 ・互助年金給付に関する事業 ・各種資金の貸付けに関する事業
20	(財)広島県スポーツ振興財団	昭和63年8月23日	広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を図る。	・指導者等育成事業(スポーツ指導者研修会、指導者派遣研修会) ・選手育成事業(国体選手強化、ジュニア選手育成) ・イベント助成事業(各種大会補助) ・スポーツ振興助成事業
21	(財)暴力追放広島県民会議	昭和62年6月1日	県民全体の暴力排除意識の高揚に資するとともに、暴力団に対する監視等、暴力追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断、環境の浄化を図り、もって暴力のない明るく安全な住み良い広島県の実現に寄与する。	・広報啓発活動事業 ・被害者の救済 ・保護活動事業 ・暴力相談活動事業 ・責任者講習事業 など
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	平成2年4月26日	広島空港周辺地域において、豊かな自然環境の中で臨空の機動性、利便性を活かしたまちづくりを行う。	・ホテル事業(広島エアポートホテルの経営) ・ゴルフ事業(フォレストヒルズゴルフ&リゾートの経営) ・指定管理者としての受託事業(広島県立中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区)の管理)
23	福山リサイクル発電(株)	平成12年5月24日	一般廃棄物の広域処理と、サーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進めるため、RDF(ごみ固形化燃料)を利用した発電や、消却灰の有効利用を図る。	・廃棄物の燃焼により発電を行う施設の設備及び運営 ・前号に付帯又は関連する一切の事業

24	(株)広島ソフトウェアセンター	平成3年4月25日	「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」に基づき、県のソフトウェア供給力の向上と情報化社会の健全な発展に寄与する。	・研修事業 ・実践室の貸付事業
25	(株)広島テクノプラザ	平成2年4月26日	頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設を設置・運営する。	・研究開発支援事業 ・人材育成事業 ・産官学交流促進事業
26	広島空港ビルディング(株)	昭和36年4月17日	空港ターミナルビルの経営、航空事業者及び旅客等を対象として事業を実施する。	・不動産貸付事業 ・委託販売事業 ・直営販売事業 ・広告事業
27	(株)ひろしま港湾管理センター	平成2年4月2日	県管理港湾施設の管理運営を行う。海洋性レクリエーション需要に対応し、広島湾域におけるメインマリーナとしての広島観音マリーナの管理運営を行う。	・一般港湾施設の管理運営(広島港、尾道系崎港、福山港) ・広島観音マリーナの管理運営 ・小型船舶特定係留施設の管理(五日市地区、坂地区、柳津地区、廿日市地区)
28	広島県土地開発公社	昭和48年3月31日	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。	・公有地取得事業(公共用地拡大対策事業、街路事業、道路事業) ・附帯等事業(東部流通業務団地賃貸) ・あっせん等事業(中国横断自動車道尾道松江線等)
29	広島県道路公社	昭和56年3月30日	有料道路の新設、維持修繕その他の管理を総合的、効率的に行うことにより、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。	・広島県熊野道路、安芸灘大橋有料道路、尾道大橋有料道路の維持管理 ・(仮称)豊島大橋架橋整備事業の受託
30	広島高速道路公社	平成9年6月3日	指定都市高速道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、地域住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。	・指定都市高速道路事業の建設事業 ・指定都市高速道路の維持管理 ・広島高速2号線関連、広島高速3号線関連事業の受託業務
31	広島県住宅供給公社	昭和41年6月25日	県民の住生活の安全を図るため、住宅の建設、経営並びに賃貸管理を行う。	・賃貸資産の修繕、各団地の宅地販売対策等 ・宅地分譲(東広島ニュータウン、グリーン入野、ふるさと団地等) ・公社賃貸住宅及び賃貸施設の管理、独立行政法人都市再生機構住宅の管理受託
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	昭和42年5月26日	野菜安値補償金を造成し、野菜の市場価格が著しく低下した場合に、会員を通じて生産者に安値補償金を交付する事業を行うことにより、野菜の安定した生産と供給を図る。	・野菜の安値補償準備金の造成及び交付に関する事業 ・野菜生産出荷安定資金の造成円滑化事業
33	(社)広島県果実生産出荷安定基金協会	昭和47年12月10日	果実の安定的な生産出荷の支援、果樹農業者の経営の支援、果実の需要の拡大等を行うための事業等を実施し、これを通じて広島県果樹農業者の安定を図る。	・果実の生産出荷に対する配分 ・(かんきつが主であるところの)改植事業。 ・補助金の支給。
34	(社)広島県山行苗木残苗補償協会	昭和48年1月20日	広島県が設置する広島県林業用種苗需給調整協会の生産計画にもとづき生産した山行苗木の生産者に対し、造林面積の減少、植栽樹種の変動等により生じた損失を補償することによって、優良山行苗木の需給の安定を図る苗木生産経営の健全な発展に資し、もって造林の推進に寄与する。	・生産者への損失の補填(補償金の支給)
35	(社福) 広島県福祉事業団	昭和39年4月30日	広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行い、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、県民福祉の向上と増進に寄与する。	・県が設置した障害者リハビリテーションセンターなどの管理運営の受託
36	(公大) 県立広島大学	平成19年4月1日	大学を設置し、及び管理することにより、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与する。	・意欲ある学生の確保 ・確かな教育の実践 ・確かな研究の推進 ・大学資源の地域への提供 ・きめ細やかな就職支援の実施 ・公立大学法人制度の利点を活かした大学運営

25%以上県出資法人の概要と財政状態分析表(1)

(出所:平成21年3月期末決算書)

(単位:百万円)

	名称	基本財産に対する県出資比率(%)	総資産	流動資産	基本財産	特定資産又は積立金	その他資産	負債	うち借入金	(同左 広島県分)	(同左 無利子分)	借入金総資産比率(%)	支払利子	調達利率(%)	(負債のうち退職給与引当金)	(同左特定資産等での準備額)	退職規程	支給対象
1	(財)県民センター	50.0	249	97	60	92		168	0	0	0				92	92	県準拠	1年以上
2	(財)ひろしま国際センター	74.8	1,182	61	1,000	91	30	38	0	0	0				0	0		
3	(公財)ひろしま文化振興財団	82.9	550	13	531	6	0	11	0	0	0				6	6	県準拠	1年以上
4	(財)広島県女性会議	40.5	103	14	74	9	6	14	0	0	0				5	5	独自	1年以上
5	(財)広島県環境保全公社	83.3	6,201	922	300	388	4,591	468	0	0	0				3	3	独自	1年以上
6	(財)もみのき森林公園協会	49.5	34	9	10	5	9	7	0	0	0				0	0		
7	(財)中央森林公園協会	45.0	93	63	30	0	0	26	0	0	0				0	0		
8	(財)ひろしまこども夢財団	100.0	66	16	50	1	0	3	0	0	0				0	0		
9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	49.0	408	214	1	147	46	297	0	0	0				83	0	独自	含1年未満
10	(財)広島県健康福祉センター	66.7	1,046	154	60	496	336	382	0	0	0				233	190	独自	1年以上
11	(財)ひろしま産業振興機構	52.3	15,392	1,814	126	10,166	3,286	8,358	7,585	7,110	7,110	49.3	1	0.01	164	164	独自	1年以上
12	(財)広島勤労福祉事業団	34.0	107	34	10	0	63	153	92	0	0	85.7	1	1.46	0	0		
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	33.3	311	63	15	185	49	337	175	0	0	56.2	4	2.01	32	0	独自	1年以上
14	(財)広島県農林振興センター	100.0	48,413	631	5	2,017	45,760	46,226	45,751	31,451	21,009	94.5	268	0.59	0	0		
15	(財)広島県建設技術センター	52.0	749	444	50	233	22	78	0	0	0				23	23	独自	1年以上
16	(財)広島海員会館	49.6	214	45	10	0	159	92	0	0	0				0	0		
17	(財)広島県下水道公社	50.0	433	324	79	5	26	328	0	0	0				5	5	独自	1年以上
18	(財)広島県教育事業団	85.4	575	185	23	356	10	195	0	0	0				66	66	県準拠	1年以上
19	(財)広島県教育職員互助組合	25.0	16,908	13,361	10	0	3,537	16,898	0	0	0				136	0	県準拠	1年以上
20	(財)広島県スポーツ振興財団	77.1	1,074	6	1,038	0	30	0	0	0	0				0	0		
21	(財)暴力追放広島県民会議	82.9	913	11	857	45	1	6	0	0	0				3	3	独自	含1年未満
	財団法人計		95,023	18,480	4,339	14,242	57,962	74,084	53,603	38,561	28,119	56.4	274	0.51	850	557		
	名称	基本財産に対する県出資比率(%)	総資産	流動資産	基本財産	特定資産又は積立金	その他資産	負債	うち借入金	(同左 広島県分)	(同左 無利子分)	借入金総資産比率(%)	支払利子	調達利率(%)	(負債のうち退職給与引当金)	(同左特定資産等での準備額)	退職規程	支給対象
									占有割合(%)	71.9	72.9				この充足率(%)	65.5		

(単位:百万円)

	名称	(負債のうち利益留保性積立金)	正味財産又は純資産	利益留保性積立金を含む合計正味財産又は純資産	合計正味財産又は純資産総資産比率(%)	保有預貯金計	保有有価証券計	(うち広島県債)	(うち株式)	(同左時価)	(うち仕組債)	(同左時価)	(同左利払停止)	保有預貯金有価証券計	保有預貯金有価証券総資産比率(%)	保有預貯金有価証券正味財産比率(%)	保有預貯金有価証券運用益	運用利率(%)
1	(財)県民センター	0	81	81	32.5	237	0	0	0	0	0	0	0	237	94.9	291.7	1	0.30
2	(財)ひろしま国際センター	0	1,144	1,144	96.8	143	997	0	0	0	0	0	0	1,139	96.4	99.6	20	1.76
3	(公財)ひろしま文化振興財団	0	538	538	97.9	19	528	102	0	0	0	0	0	547	99.5	101.6	8	1.50
4	(財)広島県女性会議	0	89	89	86.8	64	29	0	0	0	0	0	0	93	90.6	104.4	0	0.29
5	(財)広島県環境保全公社	35	5,733	5,769	93.0	1,341	3,961	0	257	257	0	0	0	5,302	85.5	92.5	37	0.69
6	(財)もみのき森林公園協会	1	27	28	83.8	21	0	0	0	0	0	0	0	21	61.1	76.1	0	0.45
7	(財)中央森林公園協会	0	66	66	71.5	86	0	0	0	0	0	0	0	86	93.0	130.0	0	0.09
8	(財)ひろしまこども夢財団	0	64	64	96.0	16	50	40	0	0	0	0	0	66	99.9	104.0	1	0.97
9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	0	111	111	27.3	327	1	0	0	0	0	0	0	328	80.3	294.4	0	0.01
10	(財)広島県健康福祉センター	0	664	664	63.5	287	210	60	0	0	150	122	100	497	47.5	74.8	7	1.13
11	(財)ひろしま産業振興機構	0	7,035	7,035	45.7	1,293	8,982	1,640	0	0	1,347	1,087	200	10,275	66.8	146.1	148	1.46
12	(財)広島勤労福祉事業団	55	-46	10	9	36	0	0	0	0	0	0	0	36	34	-79	0	0.25
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	0	-26	-26	-8	81	0	0	0	0	0	0	0	81	26	-318	0	0.07
14	(財)広島県農林振興センター	0	2,187	2,187	4.5	1,255	1,050	0	0	0	500	433	400	2,305	4.8	105.4	28	1.20
15	(財)広島県建設技術センター	0	670	670	89.6	617	0	0	0	0	0	0	0	617	82.4	92.0	1	0.22
16	(財)広島海員会館	90	123	213	99.2	43	10	0	0	0	0	0	0	53	24.6	42.9	0	0.08
17	(財)広島県下水道公社	0	105	105	24.3	407	0	0	0	0	0	0	0	407	93.9	386.4	0	0.09
18	(財)広島県教育事業団	0	380	380	66.1	312	13	13	0	0	0	0	0	325	56.5	85.5	1	0.45
19	(財)広島県教育職員互助組合	3,250	10	3,260	19.3	1,179	12,127	238	0	0	0	0	0	13,306	78.7	133,057.1	196	1.46
20	(財)広島県スポーツ振興財団	0	1,074	1,074	100.0	77	996	397	0	0	0	0	0	1,073	100.0	100.0	15	1.36
21	(財)暴力追放広島県民会議	0	907	907	99.3	108	800	0	0	0	400	326	200	908	99.5	100.2	12	1.27
	財団法人計	3,431	20,939	24,370	25.7	7,950	29,753	2,490	257	257	2,397	1,968	900	37,703	39.7	180.1	475	1.26
	名称	(負債のうち利益留保性積立金)	正味財産又は純資産	利益留保性積立金を含む合計正味財産又は純資産	合計正味財産又は純資産総資産比率(%)	保有預貯金計	保有有価証券計	(うち広島県債)	(うち株式)	(同左時価)	(うち仕組債)	(同左時価)	(同左利払停止)	保有預貯金有価証券計	保有預貯金有価証券総資産比率(%)	保有預貯金有価証券正味財産比率(%)	保有預貯金有価証券運用益	運用利率(%)
							100.0%	8.4	0.9	100.0	8.1	82.1	37.5					

(単位:百万円)

	名称	経常収入	運用益同左割合(%)	備考
1	(財)県民センター	667	0.10	
2	(財)ひろしま国際センター	466	4.34	
3	(公財)ひろしま文化振興財団	67	12.19	
4	(財)広島県女性会議	168	0.16	
5	(財)広島県環境保全公社	989	3.69	余裕資金としての有価証券残高は39億円である。
6	(財)もみのき森林公園協会	137	0.07	
7	(財)中央森林公園協会	117	0.06	
8	(財)ひろしまこども夢財団	30	2.08	
9	(財)広島原爆被爆者援護事業団	1,922	0.00	特定資産とはされていないが退職給与引当金は普通預金で実質的に充足されている。
10	(財)広島県健康福祉センター	1,165	0.56	
11	(財)ひろしま産業振興機構	2,254	6.55	
12	(財)広島勤労福祉事業団	145	0.06	
13	(財)広島勤労者職業福祉センター	850	0.01	
14	(財)広島県農林振興センター	1,639	1.73	県借入金には未払利子104億円が含まれるがこれは長期未払金処理が正当である。
15	(財)広島県建設技術センター	259	0.51	
16	(財)広島海員会館	38	0.11	
17	(財)広島県下水道公社	2,580	0.01	
18	(財)広島県教育事業団	1,378	0.10	
19	(財)広島県教育職員互助組合	1,959	10.02	特定資産とはされていないが退職給与引当金は有価証券等で実質的に充足されている。
20	(財)広島県スポーツ振興財団	21	70.19	
21	(財)暴力追放広島県民会議	42	27.64	
	財団法人計	16,892	2.81	
	名称	経常収入	運用益同左割合(%)	備考

25%以上県出資法人の概要と財政状態分析表(2)

(出所:平成21年3月期末決算書)

(単位:百万円)

	名称	基本財産に対する県出資比率(%)	総資産	流動資産	基本財産	特定資産又は積立金	その他資産	負債	(うち借入金)	(同左 広島県分)	(同左 無利子分)	借入金総資産比率(%)	支払利子	調達利率(%)	(負債のうち退職給与引当金)	(同左特定資産等での準備額)	退職規程	支給対象
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	43.0	5,579	205	0	0	5,375	5,256	2,370	2,370	2,370	42.5	0	0.00	17	0	独自	3年以上
23	福山リサイクル発電(株)	25.0	6,103	1,968	0	0	4,135	4,204	3,720	666	666	61.0	71	1.85	0	0		
24	(株)広島ソフトウェアセンター	30.7	1,713	320	0	0	1,393	53	0	0	0		0		4	0	独自	含1年未満
25	(株)広島テクノプラザ	29.8	1,959	475	0	0	1,484	29	0	0	0		0		2	0	独自	含1年未満
26	広島空港ビルディング(株)	39.2	9,888	1,182	0	0	8,707	3,158	2,023	0	0	20.5	96	4.25	96	0	独自	2年以上
27	(株)ひろしま港湾管理センター	51.0	2,143	782	0	0	1,360	1,070	543	543	543	25.3	0	0.00	9	0	独自	含1年未満
	株式会社計		27,385	4,932	0	0	22,453	13,770	8,655	3,579	3,579	31.6	168	1.84	128	0		
28	広島県土地開発公社	100.0	25,056	24,983	0	0	74	6,204	5,663	1,724	1,724	22.6	55	0.87	57	0	県準拠	2年以上
29	広島県道路公社	100.0	24,243	2,401	0	0	21,842	17,918	6,075	0	0	25.1	48	0.73	0	0		
30	広島高速道路公社	50.0	321,268	17,308	0	0	303,960	254,494	198,576	37,507	0	61.8	2,123	1.09	35	0	県準拠	1年以上
31	広島県住宅供給公社	83.0	24,739	4,198	0	0	20,541	17,759	9,058	0	0	36.6	156	1.64	252	0	県準拠	1年以上
	公社計		395,306	48,890	0	0	346,417	296,374	219,372	39,231	1,724	55.5	2,382	1.10	343	0		
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	71.6	770	744	18	7	0	390	0	0	0				7	7	独自	含1年未満
33	(社)広島県果実生産出荷安定基金協会	25.0	295	11	100	184	0	184	0	0	0				0	0		
34	(社)広島県山行苗木残苗補償協会	28.5	151	91	60	0	0	0	0	0	0				0	0		
	社団法人計		1,216	846	178	191	0	574	0	0	0	0.0	0		7	7		
35	(社福)広島県福祉事業団	100.0	3,446	2,274	10	996	165	1,444	0	0	0				962	962	独自	含1年未満
36	(公大)県立広島大学	100.0	9,930	1,051	0	0	8,878	2,899	0	0	0				0	0		
	その他の法人計		13,375	3,326	10	996	9,043	4,343	0	0	0	0.0	0		962	962		
	ページ計		437,282	57,993	188	1,187	377,914	315,062	228,027	42,810	5,302	52.2	2,550	1.13	1,441	969		
	財団法人計		95,023	18,480	4,339	14,242	57,962	74,084	53,603	38,561	28,119	56.4	274	0.51	850	557		
	合計		532,305	76,474	4,526	15,429	435,876	389,146	281,631	81,370	33,422	52.9	2,824	1.01	2,291	1,526		
	名称	基本財産に対する県出資比率(%)	総資産	流動資産	基本財産	特定資産又は積立金	その他資産	負債	(うち借入金)	(同左 広島県分)	(同左 無利子分)	借入金総資産比率(%)	支払利子	調達利率(%)	(うち退職給与引当金)	(同左特定資産等での準備額)	退職規程	支給対象
									占有割合(%)	28.9	41.1				この充足率(%)	66.6		

(単位:百万円)

	名称	(負債のうち利益留保性積立金)	正味財産又は純資産	利益留保性積立金を含む合計正味財産又は純資産	合計正味財産又は純資産総資産比率(%)	保有預貯金計	保有有価証券計	(うち広島県債)	(うち株式)	(同左時価)	(うち仕組債)	(同左時価)	(同左利払停止)	保有預貯金有価証券計	保有預貯金有価証券総資産比率(%)	保有預貯金有価証券正味財産比率(%)	保有預貯金有価証券運用益	運用利率(%)
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	0	324	324	5.8	110	2	0	2	2	0	0	0	112	2.0	34.6	0	0.05
23	福山リサイクル発電(株)	0	1,899	1,899	31.1	1,836	0	0	0	0	0	0	0	1,836	30.1	96.7	7	0.41
24	(株)広島ソフトウェアセンター	0	1,660	1,660	96.9	32	656	140	0	0	0	0	0	688	40.2	41.5	10	1.43
25	(株)広島テクノプラザ	0	1,929	1,929	98.5	95	420	50	0	0	0	0	0	515	26.3	26.7	4	0.87
26	広島空港ビルディング(株)	0	6,730	6,730	68.1	1,014	431	0	116	10	0	0	0	1,445	14.6	21.5	7	0.48
27	(株)ひろしま港湾管理センター	0	1,073	1,073	50.1	524	1,323	0	0	0	0	0	0	1,847	86.2	172.2	14	0.77
	株式会社計	0	13,615	13,615	49.7	3,611	2,832	190	118	12	0	0	0	6,443	23.5	47.3	44	0.67
28	広島県土地開発公社	0	18,853	18,853	75.2	905	13,394	798	0	0	0	0	0	14,299	57.1	75.8	180	1.26
29	広島県道路公社	0	6,325	6,325	26.1	2,345	0	0	0	0	0	0	0	2,345	9.7	37.1	6	0.23
30	広島高速道路公社	0	66,774	66,774	20.8	8,969	0	0	0	0	0	0	0	8,969	2.8	13.4	18	0.23
31	広島県住宅供給公社	0	6,980	6,980	28.2	1,421	0	0	0	0	0	0	0	1,421	5.7	20.4	6	0.38
	公社計	0	98,932	98,932	25	13,640	13,394	798	0	0	0	0	0	27,034	7	27	210	0.80
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	0	380	380	49	768	0	0	0	0	0	0	0	768	100	202	7	0.93
33	(社)広島県果実生産出荷安定基金協会	184	111	295	100.0	194	100	0	0	0	0	0	0	294	99.7	264.7	5	1.86
34	(社)広島県山行苗木残苗補償協会	0	151	151	100.0	91	60	0	0	0	0	0	0	151	100.0	100.0	1	0.92
	社団法人計	184	642	825	67.9	1,053	160	0	0	0	0	0	0	1,213	99.7	189.0	14	1.14
35	(社福)広島県福祉事業団	0	2,002	2,002	58.1	2,402	0	0	0	0	0	0	0	2,402	69.7	120.0	9	0.40
36	(公大)県立広島大学	0	7,030	7,030	70.8	679	642	0	0	0	0	0	0	1,321	13.3	18.8	6	0.49
	その他の法人計	0	9,032	9,032	67.5	3,080	642	0	0	0	0	0	0	3,723	27.8	41.2	15	0.43
	ページ計	184	122,220	122,404	28.0	21,384	17,028	988	118	12	0	0	0	38,412	8.8	31.4	283	0.74
	財団法人計	3,431	20,939	24,370	25.7	7,950	29,753	2,490	257	257	2,397	1,968	900	37,703	39.7	180.1	475	1.26
	合計	3,615	143,159	146,774	27.6	29,334	46,781	3,477	375	269	2,397	1,968	900	76,114	14.3	53.2	758	1.01
	名称	(負債のうち利益留保性積立金)	正味財産又は純資産	利益留保性積立金を含む合計正味財産又は純資産	合計正味財産又は純資産総資産比率(%)	保有預貯金計	保有有価証券計	(うち広島県債)	(うち株式)	(同左時価)	(うち仕組債)	(同左時価)	(同左利払停止)	保有預貯金有価証券計	保有預貯金有価証券総資産比率(%)	保有預貯金有価証券正味財産比率(%)	保有預貯金有価証券運用益	運用利率(%)
							100.0%	7.4	0.8	71.8	5.1	82.1	37.5					

(単位:百万円)

	名称	経常収入	運用益同左割合(%)	備考
22	広島エアポートビレッジ開発(株)	1,413	0.01	
23	福山リサイクル発電(株)	1,855	0.39	
24	(株)広島ソフトウェアセンター	215	4.83	
25	(株)広島テクノプラザ	259	1.63	
26	広島空港ビルディング(株)	2,187	0.33	
27	(株)ひろしま港湾管理センター	1,299	1.10	余裕資金としての有価証券残高は13億円である。
	株式会社計	7,228	0.60	
28	広島県土地開発公社	4,215	4.26	
29	広島県道路公社	4,987	0.13	
30	広島高速道路公社	6,674	0.27	
31	広島県住宅供給公社	2,291	0.25	
	公社計	18,167	1.15	
32	(社)広島県野菜価格安定資金協会	117	6.39	
33	(社)広島県果実生産出荷安定基金協会	83	6.64	
34	(社)広島県山行苗木残苗補償協会	2	68.13	
	社団法人計	201	7.12	
35	(社福)広島県福祉事業団	5,691	0.16	
36	(公大)県立広島大学	5,737	0.11	
	その他の法人計	11,428	0.13	
	ページ計	37,025	0.76	
	財団法人計	16,892	2.81	
	合計	53,917	1.41	
	名称	経常収入	運用益同左割合(%)	備考

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

各 局 (部) 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

総 務 局 長
〔 総 務 課 〕
〔 財 政 課 〕

県出資法人の資金管理の適正化について (通知)

県出資法人 (広島県出資法人指導・調整要綱 (平成 1 1 年 3 月 3 1 日副知事通知) 第 2 条第 1 項に規定する県出資法人をいう。以下同じ。) の資金管理については、各所管局等において「県出資法人会計事務検査マニュアル」(平成 1 5 年 2 月 1 9 日付け総務企画部長通知) を利用した立入検査等によりその適正化に向けて助言、指導をしてきたところですが、昨今の世界的な金融危機等の影響により、全国で資金管理に関する問題が発生するなど、県はもとより、県出資法人においても、安全性及び流動性を確保した上での効率的な資金管理がより一層求められています。

このような点を踏まえ、別紙のとおり県出資法人の資金管理方針を策定 (又は点検) するためのガイドラインを作成しましたので、資金管理方針の策定 (又は点検) について、所管の各県出資法人に対し、当ガイドラインに沿った指導、助言をするとともに、立入検査等の機会をとらえて状況を把握し、必要に応じて、具体的な指導、助言を行ってください。

なお、ガイドラインに関し不明な点等がありましたら、財政課に問い合わせてください。

【総務課】

担当 公益法人グループ
電話 内線 2 2 4 6
(担当者 大谷)

【財政課】

担当 資金管理グループ
電話 内線 2 2 9 4
(担当者 上原)

県出資法人の資金管理方針に係るガイドラインの概要

1 趣 旨

- 県出資法人について、世界的な金融危機等の中、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行えるよう、資金管理の基本方針や管理方法の基本事項に係るガイドラインを定めた。

2 対 象

- 広島県出資法人指導・調整要綱で定める県出資法人（51法人）を対象とし、適用する資金の範囲は、当該法人に属する基本財産及びその他財産全ての資金とする。

3 主な内容

(1) 資金管理の原則

- ・ 安全性及び流動性を確保し、適正なリスク管理のもとで運用益の拡大や調達コストの削減を行うことを原則とする。

(2) 資金管理体制

- ・ 資金管理方針について、理事会等で協議し策定する。
- ・ 運用・調達の決定は、理事長（常務理事）が行う。
- ・ 事務局体制の整備、内部チェック機能の確保を図る。
- ・ 外部の金融専門家への相談体制を確保する。

(3) 資金管理計画

- ・ 毎年度、長期的な資金管理計画を理事会等で協議し策定する。
- ・ 前年度の資金管理の実績を理事会等に報告する。

(4) 資金の運用

- ・ 運用対象の金融商品は、経営状況が健全な金融機関の預金商品及び元利金の支払いが確実で流動性の高い債券とする。
- ・ 預金先金融機関について、決算や経営指標等を監視する。
- ・ 資金の運用期間は、資金の性格に応じて、資金管理計画で定める。

(5) 資金の調達

- ・ 資金調達にあたっては、資金全体の状況、資金の性格・特徴等を考慮して、安定的かつ低利な調達を図る。
- ・ 仕組み債は、価格変動リスクが不透明であることから、将来において想定外の損失を被ることを回避するため、対象外とする。

(6) 県との連携

- ・ 資金管理方針、前年度実績等について、県所管課に報告する。

第1 総則

1 目的

本方針は、〇〇〇〇〇〇の管理する資金について、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うため、基本方針及び管理方法の基本的事項を定める。

2 資金の範囲

本方針の対象となる資金は、〇〇〇〇〇〇に属する基本財産及びその他財産全ての資金について適用する。

第2 資金管理の原則

資金管理にあたっては、安全性及び流動性を確保した上で、効率性を追求するため、適正なリスク管理のもとで運用益の拡大や調達コストの削減を行うことを原則とする。

1 資金管理における安全性の確保

(1) 信用リスクの低減

元本の安全性の確保を最重要視し、金融機関の破たん等により、資金の元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管・運用するとともに、預金商品については、金融機関の経営の健全性に十分留意することにより、信用リスクを低減する。

(2) 金利変動リスクの低減

金利の変動により生じるリスクを、運用・調達時期の分散や、運用・調達期間の多様化などにより低減する。

2 資金管理における流動性の確保

資金収支の計画的な管理を定期的かつ適切に行い、必要となる資金を効率的に確保するとともに、不測の資金需要に対応できるよう金融商品や運用期間を考慮し、資金の流動性を確保する。

3 運用・調達における効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用益の最大化を図るとともに、効率的な資金調達に努める。

第3 資金管理体制

1 資金管理体制

(1) 管理体制と責任の明確化

資金管理方針は、理事会で協議し、策定する。また、必要に応じて、理事会で協議し変更する。

資金運用、資金調達の決定は、理事長（常務理事）が行い、本方針の資金管理の原則に基づき、適正なリスク管理のもとで資金運用、資金調達を実施する。

(※注記:資金管理について、理事会、理事長などの内部統制を強化すること。特に、資金運用等の決定は、金額の多寡、緊急性等にかかわらず、すべて最高責任者(常勤の役員)が行うこと。)

(2) 実施体制

資金運用、資金調達の実施にあたっては、理事長（常務理事）の統括のもと、事務局長が管理する。

また、事務局体制の整備、内部チェック機能の確保などの実施体制の確保を図る。

(※注記:複数担当制の導入、担当以外のチェックなど実効性のある事務局体制を確保すること。)

(3) 金融専門家の活用と説明責任の明確化

外部の金融専門家が参画する資金管理会議を設置など、金融専門家への相談体制を確保するとともに、出資者等への説明責任の明確化に努める。

(※注記:外部の金融専門家は、学識経験者、公認会計士、金融コンサルタントなどリスク管理、金融機関等の経営状況、金融商品などに精通した者を選任すること。)

2 資金管理を担当する職員の基本的な心構え

資金の管理、運用、調達にあたる職員は、すべての資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、法令、寄付行為、本方針等に定める諸要件を誠実に守り、善良な管理者としての注意を払いながらその職務を果たさなければならない。

第4 資金管理計画

1 資金管理計画の策定

資金管理にあたり、効率的な資金運用、調達を行うため、毎年度、長期的な資金管理計画を理事会等で協議し、策定する。また、前年度の資金管理の実績を理事会等に報告する。

2 資金管理計画の内容

(1) ○○○○○

(※注記:資金管理計画の内容は、

- ・資金管理を取り巻く経済環境、金利の今後1年間の見通し
- ・年間の収入支出計画(運用可能な資金の見通し)
- ・資金運用計画(運用期間、ロット、金融商品等)、資金調達計画 など)

第5 資金の運用

資金運用にあたり、適正なリスク管理のもとで、金利動向等を踏まえながら運用益の最大化を図る。

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、経営状況が健全な金融機関の預金商品及び元利金の支払いが確実に流動性の高い債券とし、以下のものとする。

(1) 預金運用商品

別段預金、普通預金、当座預金、決済預金、定期預金、譲渡性預金、外貨預金(元利金に為替予約が付されており、解約できるもの)とする。

(2) 債券運用商品

適正なリスク管理を図る観点から、安全性、流動性、効率性が十分に確保できる国債、市場公募地方債、政府保証債に限定する。

(3) その他

(下記、「運用対象商品の基本的な考え方」を踏まえ、リスク等を十分検討した上で決定した金融商品について記載)

今後、安全性、流動性を十分確保した上で運用益の拡大を図ることができる金融商品の活用について検討を行う。

※ 運用対象商品の基本的な考え方

運用対象の決定にあたっては、安全性、流動性など金融商品のリスク分析、期待する運用益とリスクの比較など、金融専門家等を活用して、様々な視点から金融商品を検討すると共に、運用対象とした理由等を対外的に説明できるようにする必要がある。

また、運用後においても、金融商品の安全性を確保するため、リスク管理体制（発行団体の経営指標等の健全性の監視、緊急時の対応等）を整備する必要がある。

- ① 元本保証がない金融商品は、すべて運用対象外とする。
- ② 社債、外国債券は、発行団体の経営指標等の監視体制が確立していない場合は、運用対象外とする。
- ③ 仕組債・仕組預金は、一般の債券・預金と比べて当初の金利を高くできる一方で、金利変動による価格変動リスクが不透明であることから、将来において想定外の損失を被ることを回避するため、運用対象外とする。

2 預金先金融機関

預金商品については、安全性を確保するため、預金先金融機関の決算など、経営指標等を監視し、経営指標等が常に一定水準以上であることを確認する。

(1) 基準

預金先金融機関の基準となる経営指標等は、以下のものとする。

(取扱基準について、各法人で判断し設定)

(※注記:経営指標としては、

常時監視指標 ～格付け、金融庁の検査情報、金融市場等の情報など

決算時確認指標 ～自己資本比率、不良債権比率、監査法人の意見書など)

(2) 基準に抵触した場合の対応

(外部の金融専門家等への相談など、基準に抵触した場合の対応方法について、各法人で判断し設定)

(※注記:対応方法としては、

預金解約、新規預金停止、預金期間・預金商品の制限、状況の継続監視など)

3 金融商品の運用期間

資金の運用期間は、資金の性格に応じて、資金管理計画で定める。

ただし、信用リスク及び金利変動リスクに鑑み、預金商品については〇年以下、債券については〇年以下の期間で運用する。

(※注記:金利動向、将来の資金需要、満期保有等を考慮し、適切な運用期間を設定すること。10年超の長期運用は避け、5～10年以下で設定すること。)

4 金融商品の満期保有

満期設定のある預金商品、債券については、原則その満期または期限まで保有することを原則とする。

(※注記:元本保証がある金融商品でも、途中で譲渡した場合、元本割れのおそれもあるため、満期保有を原則とすること。)

5 預金預入額の上限

信用リスクを低減する観点から、金融機関に対し預金預入額の上限を個別に設定することができるものとし、原則、満期の定めのある預金商品については、1金融機関への預入額は、預入額の〇〇%以下とする。

(※注記:金融機関の信用リスク等を考慮し、50%以下とすること。)

6 債券別の保有割合

流動性を確保する観点から、債券別の保有割合を個別に設定することができるものとし、原則、単一の発行体の債券の残高は、保有する債券総額(元本ベース)の〇〇%以下とする。

(※注記:流動性を確保するため、分散保有を行い、単一の発行体の債券は、国債を除き、50%以下とすること。)

7 取引手法

運用にあたっては、競争性に優れた入札方式とする。

(※注記:より競争性を高める観点から、取扱金融機関の拡大について検討すること。)

第6 資金の調達

資金調達にあたり、適正なリスク管理のもとで、資金全体の状況、資金の性格・特徴等を考慮して、安定的かつ低利な調達を図る。

1 資金の調達方法

(各法人の調達手法(金融機関からの長期借入、一時借入、債券発行等)について記載)

※注記:仕組み債は、一般の調達と比べて当初の金利負担を低く抑えることができる一方で、金利変動による価格変動リスクが不透明であることから、将来において想定外の損失を被ることを回避するため、調達対象外とする。

2 ○○○○○

(各法人の調達時期、発行年限、取引手法、償還条件などについて記載)

第7 県との連携

県と連携して適切な資金管理を行うため、事業年度開始後1ヶ月以内に、資金管理の方針、資金管理計画、資金管理の状況、前年度における資金管理の実績等を県所管課に報告することとし、その内容について県所管課から見直しを求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

また、県から金融情勢の変化等を踏まえた情報提供があった場合には、資金管理の状況を点検し、適宜、必要な措置を講じるものとする。